

広島市教育委員会事務 点検・評価報告書

平成 29 年 9 月
広島市教育委員会

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

- 1 趣旨 1
- 2 本市教育委員会における実施方法 1

II 点検・評価結果

1 学校教育に関する事務

(1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること

- ア 耐震化・空調設備整備の推進 **〔重点取組項目〕** 2
- イ 学校の老朽化対策等 5
- ウ 教育の情報化の推進 7
- エ 学校の適正配置等 11

(2) 教員の人事に関すること

- ア 教員の配置状況及び新規採用 13
- イ 教員の健康管理 17
- ウ 教員の服務管理 21

(3) 研修に関すること

- ア 研修の実施 23
- イ 教育研究・自己研修支援 27
- ウ 英語教員育成研修等 29

(4) 児童生徒の就学等に関すること

- ア 通学区域の弾力的な運用 31
- イ 就学援助 35
- ウ 私立幼稚園就園奨励費 37

(5) 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること

ア 教育課程・学習指導に関すること

- (ア) 学力の向上（ひろしま型カリキュラム） **〔重点取組項目〕** 39
- (イ) 徳育の充実 43
- (ウ) 体力の向上 48
- (エ) 平和教育の推進 **〔重点取組項目〕** 52
- (オ) 文化芸術教育の推進 56
- (カ) 多様な教育の推進 59
- (キ) 少人数教育の推進 63

イ 魅力ある高校づくりの推進 65

ウ 幼児教育の推進 69

エ 生徒指導に関すること

- (ア) いじめ・不登校等対策の推進 **〔重点取組項目〕** 74

オ 特別支援教育に関すること

- (ア) 特別支援教育の充実 83
- (イ) 特別支援学校における教育の充実 91

(ウ) 就学・教育相談	96
カ 開かれた学校づくり	99
(6) 教科書等の取扱いに関する事	
ア 教科書等の取扱い	102
(7) 保健・衛生等に関する事	
ア 学校保健の推進に関する事	
(ア) 感染症等の予防や発生時の措置	104
(イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	107
イ 子どもの安全対策の推進に関する事	
(ア) 学校事故の防止	110
(イ) 通学時の事件・事故の防止	113
(ウ) 災害時の安全確保	118
ウ 安全でおいしい給食の推進	121
エ 食育の推進	126
(8) 私立学校の振興に関する事	
ア 私学助成	130
2 青少年の育成に関する事務	
(1) 青少年の健全育成等に関する事	
ア 放課後等の子どもの居場所の確保 [重点取組項目]	132
イ 暴走族・非行防止対策の総合的な推進	136
ウ 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進	140
エ 青少年総合相談センターにおける支援	144
オ 地域団体等の活動の支援	146
カ 青少年教育施設の管理運営等	148
キ ひきこもりがちな青少年への支援	151
ク 姉妹・友好都市等青少年国際交流事業	153
3 その他の主な事務	
(1) 広報に関する事	
ア 広報	156

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要	158
2 聴取した意見	158

(参考)

1 教育委員会の活動状況	
(1) 教育委員会議の開催状況	160
(2) その他の主な活動	165
2 教育委員会事務局・教育機関等組織図	167
3 広島市立学校の児童生徒数等	168

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定により、教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

平成 28 年度とする。

(3) 点検・評価の構成等

ア 点検・評価の構成

(ア) 事務の目的・概要

(イ) 前回点検・評価における課題及び課題への対応

(ウ) 平成 28 年度における管理・執行状況

(エ) 管理・執行状況に関する評価及び課題

(オ) 課題への対応方針

イ 重点取組項目

平成 28 年度の重点取組項目としては、(ア) 予算を重点的に配分している取組項目として「耐震化・空調設備整備の推進」、(イ) 教育の基本である取組項目として「学力の向上（ひろしま型カリキュラム）」、(ウ) 本市独自の特色ある取組項目として「平和教育の推進」、(エ) 子どもの命を守る観点からの取組項目として「いじめ・不登校等対策の推進」、(オ) 子育てと仕事の調和に向けた支援のための取組項目として「放課後等の子どもの居場所の確保」の 5 項目を選定する。

なお、重点取組項目については、項目の先頭に「㊦」を表記している。

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

平成 29 年 8 月 1 日（火）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 深澤 広明 広島大学大学院 教育学研究科 教授
- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 教育学研究科 准教授

Ⅱ 点検・評価結果

1 学校教育に関する事務

(1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること

重

ア 耐震化・空調設備整備の推進

第1 事務の目的・概要

1 学校校舎等の耐震化

学校施設は、児童生徒の学習、生活の場であるとともに、地震などの災害発生時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、校舎等の耐震化に重点的に取り組んでいる。

この校舎等の耐震化は、平成27年度末までの完了を目標に進めていたが、応札がないことなどの入札不調等により工事発注に遅れが生じた。その結果、一部の学校を除き平成28年度末に整備が完了した。引き続き残りの学校について早期に完了するよう取り組む。

2 空調設備整備の推進

教室の良好な環境を確保するため、普通教室等への空調設備整備に重点的に取り組むこととし、未整備の幼稚園、小・中学校について、耐震化工事に併せて整備する。

この整備については、校舎耐震化の前倒しに併せて平成27年度末までに完了する計画で進めていたが、耐震化工事の遅れ及び空調設備工事の入札不調等により遅れが生じた。その結果、平成29年度末までに一部の学校を除いて完了するよう取り組む。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

学校校舎等の耐震化については、似島学園小・中学校、大手町商業高等学校を除く、耐震化工事が必要な全ての幼稚園、学校の工事に着手し、平成29年度以降も工事が継続する広島商業高等学校を除き、平成28年度末までの完了に向け施工している。

空調設備整備については、平成28年度末までに完了するよう、引き続き、関係部署と協力し事業の進行管理を適切に行い、早期完了に取り組んでいる。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 学校校舎等の耐震化

(1) 取組内容

耐震化対象校のうち未完了の34園校41棟（似島学園小・中学校、大手町商業高等学校を除く。）を着工し、33園校39棟が完了するよう計画した。

また、平成28年4月に発生した熊本地震により、屋内運動場等の避難施設の非構造部材に甚大な被害がもたらされたことを教訓とし、これまで取り組んでいた吊り構造で大規模な特定天井に加え、平成28年9月から窓ガラス等屋内運動場の非構造部材の耐震化について、平成32年度までの5年間で完了するよう取り組むこととし、窓ガラス飛散防止対策を16校、バスケットゴールの調査を16校、バトン調査を24校、照明灯落下防止対策を16校行うよう計画した。

(2) 実績

入札不調等により着工が遅延した 1 棟を除く 34 園校 40 棟の耐震化工事に着工し、33 園校 39 棟の耐震化が完了した。

屋内運動場の非構造部材の耐震化では、窓ガラス飛散防止対策 16 校のうち既に対策済みだった 4 校を除く 12 校の飛散防止及び 24 校のバトン調査、16 校の照明灯落下防止対策を完了した。なお、バスケットゴールについては、各メーカーにより必要な対応が異なることが判明したため、対策方法を平成 29 年度に策定することとした。

2 空調設備整備の推進

(1) 取組内容

整備対象校のうち未完了の 69 園校（似島学園小・中学校を除く。）が完了するよう計画した。

(2) 実績

69 園校全てを着工し、入札不調により着工が遅延した 12 園校を除く 57 園校が完了した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 学校校舎等の耐震化

(1) 評価

平成 28 年度末までに、合計 167 園校 287 棟の校舎の耐震化が完了した。屋内運動場及び平成 29 年度開校の石内北小学校を含めた学校施設の耐震化率は 98.7%と、前年度比 5.7 ポイント上昇し、学校生活における児童生徒の安全性をより向上させることができた。

なお、屋内運動場の非構造部材の耐震化については、おおむね計画どおり取り組むことができたが、バスケットゴールについて、調査を行い対策方法を策定するには至らなかった。

(2) 課題

平成 28 年度末までに未完了の広島商業高等学校の 2 棟について、早期に完了するよう取り組む必要がある。また、似島学園小・中学校の 5 棟についても、できる限り早期に完了する必要がある。

なお、屋内運動場の非構造部材の耐震化のうち、バスケットゴールについて、汎用性のある方法を早急に見いだす必要がある。

2 空調設備整備の推進

(1) 評価

平成 28 年度末までに、203 園校の整備が完了した。これにより整備率は 93.8%と、前年度比 25.5 ポイント上昇し、幼稚園、小・中・中等教育学校における良好な教育環境を拡大させることができた。

(2) 課題

整備中の 12 園校を平成 29 年度中に完了させる。また、似島学園小・中学校については、耐震化完了後、できる限り早期に完了する必要がある。

(参考) 学校施設の耐震化・空調設備整備の実績及び計画

区分	～平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度以降	
	しほ 竣工	耐震化・ 空調整備率	竣工	耐震化・ 空調整備率	竣工	耐震化・ 空調整備率	竣工	耐震化・ 空調整備率	竣工	耐震化・ 空調整備率	竣工	耐震化・ 空調整備率
耐震化	棟 199	% 79.4	棟 41	% 85.2	棟 54	% 93.0	棟 39	% 98.7	棟 0	% 98.7	棟 9	% 100.0
空調設備 整備	園校 88	% 41.6	園校 21	% 52.2	園校 36	% 68.3	園校 58	% 93.8	園校 12	% 99.1	園校 2	% 100.0

1 平成 29 年 4 月 1 日現在、耐震化の対象は、校舎 295 棟、屋内運動場 47 棟、合計 342 棟である。平成 28 年度の耐震化率は、竣工した棟数の累計と新耐震基準で建設されるなど耐震性能が確保されている 361 棟を含めた棟数 (694 棟) を分子とし、総棟数 703 棟を分母として算出している。なお、平成 27 年度以前の耐震化率を算出する分母は、増築又は減築などにより棟数の増減があるため年度ごとに異なる。

2 平成 29 年 4 月 1 日現在、空調設備整備の対象は、幼稚園 19 園、小学校 137 校、中学校 61 校、合計 217 園校である。平成 28 年度の空調整備率は、竣工した園校数の累計と空港対策等で空調整備済みの 8 校を含めた園校数を分子とし、総園校数 225 園校を分母として算出している (平成 28 年度に石内北小学校を含む。)。なお、平成 27 年度以前の空調整備率を算出する分母は、廃園等による増減があったため年度ごとに異なる。

第 5 課題への対応方針

1 学校校舎等の耐震化

学校校舎の耐震化については、似島学園小・中学校及び大手町商業高等学校を除き整備が必要な全ての幼稚園及び学校のうち、最後の広島商業高等学校の 1 棟に着工する。

似島学園小・中学校については、平成 29 年度以降順次着工し、早期の完了を目指す。また、大手町商業高等学校については、広島みらい創生高等学校の校舎建設が完了後、その機能を同校へ移転する。

また、屋内運動場の非構造部材の耐震化について、窓ガラス、照明灯、バトン等の落下防止対策を着実に進めるとともに、バスケットゴールの対策について、その方法を早急に策定した上で着手する。

なお、平成 28 年度の耐震化率は 98.7% となっており、整備の目途が立ったため、継続して取組は行うが、平成 28 年度をもって重点取組項目から外すこととする。

2 空調設備整備の推進

空調設備整備については、似島学園小・中学校を除き、平成 29 年度末までに完了するよう、引き続き関係部署と協力し事業の進行管理を適切に行う。

似島学園小・中学校については、校舎の耐震化完了後、早期の完了を目指す。

なお、平成 28 年度の空調整備率は 93.8% となっており、整備の目途が立ったため、継続して取組は行うが、平成 28 年度をもって重点取組項目から外すこととする。

第1 事務の目的・概要

学校施設は、その多くが建設後 30 年以上経過し老朽化が進行しており、良好な教育環境を維持するため、外壁改修、屋上防水、グラウンド整備、便所改修などの大規模な改修や給排水設備の破損、雨漏り、破損ガラスの取替えなどの修繕、身体障害者用便所やスロープの設置などの福祉環境整備などに取り組んでいる。

実施に当たっては、学校現場の要望や意見を聞き、専門の技術職員が現場を確認の上、緊急度や必要性を判断しながら行っている。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

日常の維持管理を適切に行うよう、その改修工事等を着実にを行うとともに、学校施設の老朽化、長寿命化対策について、文部科学省から平成 32 年度までに計画を策定するよう要請されており、本市が平成 28 年度末を目途に策定することとしている「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、今後、その策定に取り組む。

第3 平成 28 年度における管理・執行状況

1 取組内容

学校からの要望等による施設の維持管理に係る改修工事等を行う。また、本市の「公共施設等総合管理計画」を踏まえた、施設の老朽化、長寿命化に係る中長期的な整備計画の策定に向けて、引き続き、国の動向、他都市の先進的な取組状況等について情報収集を行う。

2 実績

学校からの整備要望に対し、空調設備改修、給排水設備改修、グラウンド改修や多目的トイレ及びスロープの設置等に取り組み、小学校 1,564 件、中学校 793 件、高等学校 222 件、特別支援学校 13 件、幼稚園 72 件の合計 2,664 件を実施し、これに要した経費は、総額 11 億 2,504 万 2 千円となった。

施設の長寿命化に係る計画の策定については、主要な校舎と屋内運動場全 701 棟の既存のデータの整理に着手するとともに、先進都市の事例の検証を進めた。

(参考) 学校からの要望等による施設の維持管理に係る改修工事等の実績

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件数	2,753 件	2,748 件	2,645 件	2,664 件
経費	13 億 3,359 万 1 千円	11 億 3,397 万 9 千円	11 億 2,566 万 9 千円	11 億 2,504 万 2 千円

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

学校からの要望に対し、予算の範囲内で良好な教育環境の維持及び福祉環境の向上を図るとともに、緊急に措置する必要がある防水補修や外壁補修等に取り組み安全性の確保を図った。

施設の長寿命化に係る計画の策定については、本市の「公共施設等総合管理計画」が平成 29 年 2 月に策定され、これを踏まえ学校施設のデータ整理等を計画どおり進めている。

2 課題

これまで、喫緊の課題である校舎の耐震化や普通教室等への空調設備の整備を優先し取り組んできた。今後は、施設の老朽化が進んでいることから、日常の維持管理を適切に行うよう、その改修工事等を着実にを行うことが重要である。

また、平成 28 年 11 月に、文部科学省が初めて実施した公立小中学校施設のトイレの状況調査の結果が公表され、この中で洋式便器の割合は、本市が 29.3%であるのに対し、全国平均は 43.3%であった。この結果を踏まえ、より良い教育環境とするため洋式便器の割合を高める必要がある。

第 5 課題への対応方針

学校施設の老朽化に伴い事後保全はもとより、学校からの整備要望や日常の維持管理状況、技術職員の巡視により劣化度を判断し、優先度の高い箇所から改修工事等を進め、予防保全を着実に行う。

長寿命化計画については、「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、学校施設の老朽化の現況を把握し、学校施設の望ましい整備水準を設定した上で維持管理、改修、改築等の方針を平成 32 年度までに策定する。このため、平成 29 年度は主要な校舎と屋内運動場全 703 棟を含む学校施設の全量を把握し、個別計画策定に必要なデータの検証を行う。

また、トイレの洋式化について、平成 32 年度までの今後 4 年間で、洋式化率が全体の 50%の割合となるよう整備を進め、平成 29 年度は屋内運動場のトイレの洋式化に取り組む。

第1 事務の目的・概要

ICT を効果的に活用した「わかる授業」や効率的な校務処理に資するため、教育の情報化を推進する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 情報ネットワークシステムの運用管理

- (1) グループウェア（電子メールなど）及び校務支援システム（指導要録・出席簿の作成など）の活用を一層図るため、引き続き、ヘルプデスク対応やFAQ（よくある質問）の充実、マニュアルの補足説明など、システムの操作方法の習得に係るサポートを充実させる必要がある。
- (2) 現行（前回点検・評価当時）の情報ネットワークシステムの契約が満了する平成28年8月末までに次期情報ネットワークシステムを調達する必要がある。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 教科指導における ICT 活用

小学校における「平成27年度 算数科デジタル教科書の活用状況調査」で明らかになった「操作の度にパソコンの前に戻るため、授業でのテンポが悪くなる」、「授業中、誤操作やICT機器のトラブルで時間がかかる」といった課題を踏まえ、教材作成機能を活用するなど授業でのより効果的なICTの活用方法を教員に習得させる取組を実施する必要がある。中学校においては、教員を対象とした「平成28年度 数学科デジタル教科書の活用状況調査」を実施し、活用状況などを調査・分析する。こうした小中学校における算数・数学の指導者用デジタル教科書導入に係る効果の検証を踏まえ、今後のデジタル教材等ICTの活用方策について検討を行うとともに、引き続き、「授業改善推進校」において実践研究を進めながら、その成果を他校へ普及させる。

また、平成22年度に国費で整備した藤の木小学校を始めとする市立学校のICT機器が更新時期を迎えつつあることから、今後の本市全体の教育情報化の推進と併せて、ICT環境整備の方向性についても検討していく必要がある。

(2) 学校支援活動

「大学生による学校支援活動」の目的は、ICTを活用した授業に特化したものではないため、ICTを活用した授業への支援については、学校のニーズ等を踏まえ取組の見直しを図る必要がある。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 情報ネットワークシステムの運用管理

(1) 取組内容

ア 年度移行作業等に係るFAQ及びマニュアルの補足説明を情報ネットワークシステムで情報提供する。

イ 情報ネットワークシステムの調達に向け、関係課及び各市立学校との調整を行う。

(2) 実績

ア 継続して安定的な運用に努めた。

イ 計画どおり平成 28 年 9 月から、新たな情報ネットワークシステムへ移行した。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 教科指導における ICT 活用

ア 取組内容

平成 27 年度に引き続き、全小学校に算数の指導者用デジタル教科書を授業で活用するとともに、教科の連続性を考慮して中学校 63 校及び中等教育学校 1 校（前期課程）に数学の指導者用デジタル教科書を整備する。また、授業改善推進校での成果等を踏まえ、操作方法や効果的な活用方法等に係る教員研修等を行う。

今後の ICT 機器の整備を視野に入れ、藤の木小学校で ICT 塾を開催し、ノート型パソコンよりも携帯性の高いタブレット型パソコンや無線 LAN 等を活用した効果的な指導方法について実践研究を行うとともに、公開研究会、実践発表会等を行う。

イ 実績

授業改善推進校においては、順次公開研究会を行った。

また、デジタル教科書導入初年度である中学校においては、操作方法等に係る教員研修を、4 月には各中学校の数学の教員（各校 1 人以上 計 65 人）を対象に、8 月には希望者 15 人を対象に実施した。また、中学校教育研究会数学部会と連携し、デジタル教科書を活用した授業公開研を 3 回実施したほか、デジタル教科書を活用した授業づくり研修を 2 回実施した（延べ 430 人参加）。

藤の木小学校において、6 月、8 月に ICT 塾を開催した（延べ 118 人参加）。

なお、平成 28 年度は、教員のデジタル教科書の活用スキルの向上に力を入れることとし、当初予定していた「数学科デジタル教科書の活用状況調査」については、平成 29 年度以降の実施とした。

(2) 学校支援活動

ア 取組内容

各小・中学校が希望する具体的な支援内容を集約し、ホームページに掲載することで、大学生の興味や適性に合った学校で支援活動が行われるようにする。また、「大学生による学校支援活動」に登録されている大学生及び大学担当者を対象とした実践交流会及び連絡協議会を実施し、成果や課題について交流・協議する。

イ 実績

大学生による支援を、小・中学校 44 校に対して実施した。また、平成 29 年 2 月に実施した実践交流会及び連絡協議会に、大学生 52 人、大学担当者 16 人が参加した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 情報ネットワークシステムの運用管理

(1) 評価

ア 情報ネットワークシステムを安定的に運用することができた。

イ 新たな情報ネットワークシステムへ移行したことにより、システムのセキュリティ強化が図られた。

(2) 課題

引き続き、システムの安定的な運用に努める必要がある。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 教科指導における ICT 活用

ア 評価

全小・中学校等への算数・数学の指導者用デジタル教科書の導入及び活用に係る研修会の開催等により、教員の ICT を活用した指導力が向上しているほか、ICT を活用しようとする機運も高まりつつあり、中学校については、約 2/3 の学校（46 校）が、学校配分予算で英語のデジタル教科書を購入し、活用している。

藤の木小学校における実践研究及び公開研究会等において、タブレット型パソコンについて、教員用では「パソコンを持って自由に教室を移動できるため、授業の流れが中断しない。」「子どものタブレットの画面を電子黒板に転送して瞬時に全員で共有できる。」、児童用では「自分の考えを分かりやすく説明できた」「勉強が分かりやすくなった」等の肯定的な意見が多数出されるなど、授業の質の向上や、児童の学習に対する達成感、意欲の向上が見られた。

イ 課題

平成 21 年度に整備した市立学校の PC 教室パソコン（児童生徒が使用）、デジタルテレビ、実物投影機、平成 22 年度に国の委託事業により整備した藤の木小学校のタブレット型パソコンや電子黒板等、多くの ICT 機器が更新時期を迎え、機器の故障や不調が相次いでいる。「ICT 機器のトラブル発生時の対処方法」等に係る教員研修も行ったが、軽微なトラブルには対応できても、抜本的な対策とはなり得ていない。

現行のノート型パソコンをタブレット型パソコンに更新する場合、無線 LAN 環境も併せて整備する必要がある、経費面やセキュリティ面からの詳細な検討が必要である。

(2) 学校支援活動

ア 評価

ICT 利活用に係る具体的な支援内容を集約しホームページに掲載したことや「大学生による学校支援活動」協定大学との連携等により、ICT の支援を希望する小・中学校 44 校に対して、大学生を派遣することができた。

イ 課題

「大学生による学校支援活動」においては、学校のニーズ等を踏まえ、ICT を活用した授業における大学生の支援の在り方について見直しを図る必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 情報ネットワークシステムの運用管理

引き続き、情報ネットワークシステムを安定的に運用するよう努める。

2 学校教育 ICT 化支援

(1) 教科指導における ICT 活用

小・中学校等における算数・数学の指導者用デジタル教科書導入に係る効果の検証を踏まえ、今後のデジタル教材等 ICT の活用方策について検討を行うとともに、引き続き、授業改善推進校（小学校 13 校、中学校 8 校 計 21 校）において実践研究を進めながら、その成果を他校へ普及させる。

また、市立学校の ICT 機器が更新時期を迎えていることから、今後の本市全体の教育情報

化の推進と併せて、タブレット型パソコンの導入、無線 LAN 等の ICT 環境整備の方向性についても検討していく。

(2) 学校支援活動

研究授業における ICT 機器の活用状況について把握するとともに、支援を行う大学生の ICT に係るスキルの把握やマッチングを行うことを検討していく。

第1 事務の目的・概要

人口急増地域では学校の新設や増築が必要となる一方で、全体としては小学校の児童数はピーク時（昭和 57 年度）の 62%、中学校の生徒数はピーク時（昭和 62 年度）の 56%にまで減少し、極端に小規模化が進んだ学校においては、児童生徒が刺激し合い切磋琢磨する機会が少なくなることや、選択教科・部活動等において生徒の多様な要望に十分に答えられなくなるなどの教育面の課題が生じている。

これらの課題に対処し、知・徳・体の調和のとれた教育を推進することを目的に、学校の適正配置に取り組み、あわせて、限られた財源の中で学校施設の効率的な整備・充実を図る。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

平成 22 年 1 月に作成した広島市立小・中学校適正配置計画（素案）の見直しは、平成 27 年 1 月に文部科学省が公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、教育条件の改善が必要な学校に対して、小規模校のメリットを最大限生かす方策やデメリットの解消・緩和策やまちづくりにおける学校の在り方を検討した上で、年度内を目途に、ある一定の方向性を示していきたい。

小河内小学校の跡施設については、跡施設活用計画を地域が中心となって策定する予定であるため、地域おこし協力隊による支援とともに教育委員会もこの検討に加わり、関係部局と連携しながら地域を支援する必要がある。

第3 平成 28 年度における管理・執行状況

1 取組内容

素案見直しの一環として、一般的に教育上の課題が極めて大きいとされる複式学級を編成する小学校（特別認定校等を除く。）を対象に、教育環境の向上と地域の活性化の両面から、学校関係者等と意見交換を実施する。

また、地域住民が主体となって行う小河内小学校の跡施設活用計画の策定については、小河内地区に配置した地域おこし協力隊の支援のもとで実施する。

2 実績

複式学級を編成している 5 校の学校関係者から、小規模校における教育上の課題の解消策・緩和策、さらに学校と地域コミュニティとの関わりについて聴取するとともに、児童数が市内で最も少ない二つの小学校の保護者に集まっていただき、それぞれの学校の教育上の課題や今後の学校の在り方について意見交換を行った。

小河内小学校の跡施設の活用については、地域おこし協力隊の支援のもと、「小河内小学校跡施設活用検討会議」が地域で設置され、分科会延べ 11 回、全体会議 5 回、先進地視察 2 回を実施するなど検討が進められた。また、同会議と並行して、地域の役員、安佐北区役所、地域おこし協力隊及び教育委員会が情報共有と課題解決のための会合を定期的で開催（6 回）し、その結果、平成 29 年 3 月には地域から小河内小学校跡施設活用計画の中間報告が教育委員会に提出された。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

学校関係者からの聴取や保護者との意見交換により、少人数であるために児童同士の協働的な学びを行うことが困難であるなどの教育上の課題や学校と地域コミュニティとの関わり、地域活性化の取組などの現状を把握することができた。

小河内小学校跡施設活用計画については、地域が熱心に取り組み、中間報告が提出されるなど一定の成果があった。また、地域おこし協力隊員は地域活動を幅広く支援する中で、地域からの信頼も厚くなっている。

2 課題

素案作成時には学校統合方式対象校の地域の反対は強く、保護者や地域と円滑な協議が進められなかった。学校は、地域コミュニティと密接な関わりを持っており、その地域において大切な存在になっている。このため、地域の活性化という点も十分考慮しながら素案の見直しに取り組む必要がある。また、その一方、新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、小規模校の良さを生かした実践を模索する必要がある。

小河内小学校跡施設活用計画については、今後、その具体化を図っていくには民間企業の誘致などが必要となるが、こうした業務は地域のまちづくりとの関連性が強く、中山間地域の活性化を担当する部局で一括して実施する必要が生じた。

第5 課題への対応方針

素案の見直しに当たっては、教育委員会が一方的に案を示すのではなく、検討段階から保護者や地域の皆様と丁寧な意見交換を積み重ね、地域の実情に即したそれぞれの学校の在り方について地域と共通理解を図りながら取り組む。また、複式学級を編成しているなどの小規模校においては、新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、地域等の人材や異年齢集団を積極的に活用した協働的な学習活動を積極的に行う。

なお、小河内小学校の跡施設の活用に関する業務は、中山間地・島しょ部を中心とした地域活性化を推進するため、平成29年度に市長部局（企画総務局）に設置された地域活性化調整部地域活性推進課に所管換えとなった。

1 学校教育に関する事務

(2) 教員の人事に関すること

ア 教員の配置状況及び新規採用

第1 事務の目的・概要

教員の配置は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）等に基づき決定される教員定数に応じて行う（平成 28 年度までは、小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校の県費負担の教員定数については、広島県教育委員会が決定し本市に配当する。）。

小・中・高・中等・特別支援学校の教諭及び養護教諭の新規採用に当たっては、採用候補者選考試験を広島県教育委員会と共同で実施している。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

県費負担教職員制度に係る権限移譲や国の定数改善の動向を踏まえ、本市の実態に応じた計画的な教員採用を行うことにより、欠員解消を図るとともに、優秀な教員の確保に努める。

第3 平成 28 年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 教員の配置

小学校、中学校、特別支援学校及び中等教育学校については、広島県教育委員会から本市に配当された教員数を、高等学校については、それぞれの収容定員等に基づき国から措置される教員数を、幼稚園については、幼稚園設置基準に基づき各幼稚園の学級数により本市で決定した教員数をそれぞれ配置する。

(2) 教員の新規採用

各学校校種別年齢構成を勘案しながら、欠員の解消に向けて採用者数の増加に努める。

また、優秀な人材を確保するため、県教育委員会と共同で、全国各地で採用候補者選考試験説明会を実施する。

さらに、教員養成課程を置く大学等の要請に応じ、教育委員会事務局職員を派遣し、本市が推進する教育や求める教師像等について説明会を実施する。

2 実績

(1) 教員の配置

市立学校に配置した正規教員の数は、全校種を合計すると、5,231 人（幼稚園 58 人、小学校 3,010 人、中学校 1,570 人、高等学校 414 人、中等教育学校 16 人、特別支援学校 163 人）で、平成 27 年度に比べて 12 人増となった。

また、臨時的任用教諭の配置数は、全校種を合計すると、360 人（幼稚園 9 人、小学校 200 人、中学校 88 人、高等学校 24 人、特別支援学校 39 人）となり、平成 27 年度に比べて 19 人増となった。

(参考) 教員数(正規教員(再任用を含む))(平成28年5月1日現在) (人)

区分		幼稚園		小学校		中学校		高等学校		中等教育学校		特別支援学校		計	
園長・校長		19*		139		62		8*		—		1		229	
教頭		—		148		66		12*		1		2		229	
部主事		—		—		—		—		—		3		3	
主幹教諭		—		52		30		3*		—		—		85	
指導教諭		—		2		1		—		—		1		4	
教諭		39*		2, 503		1, 345		362*		14		151		4, 414	
養護教諭		—		141		64		9*		1		2		217	
栄養教諭		—		25		2		—		—		1		28	
実習助手		—		—		—		20*		—		2*		22	
合計	県費	58	—	3, 010	3, 010	1, 570	1, 570	414	—	16	16	163	161	5, 231	4, 757
	市費	(59)	58*	(3, 022)	—	(1, 554)	—	(414)	414*	(10)	—	(160)	2*	(5, 219)	474*

(*印は市費負担の教員、それ以外は県費負担の教員、合計の()内は平成27年度の人数)

(2) 教員の新規採用

優秀な人材の確保に向けて、県教育委員会と共同で春期に、県内外16会場で、教員採用候補者選考試験の説明会を実施した。また、秋期に、県内18大学及び県外9大学において、本市が推進する教育や求める教師像、採用選考試験実施状況等について、説明会を実施した。

平成28年度に新規採用した教諭、養護教諭及び実習助手の人数は、255人(幼稚園4人、小学校131人、中学校84人、高等学校19人、中等教育学校1人、特別支援学校16人)で、平成27年度に比べて20人増となった。

これにより、全校種の全教諭の平均年齢が42.5歳となった。(前年度比 -0.5歳)

(参考) 教員の新規採用者数(平成28年度)

区分		幼稚園		小学校		中学校		高等学校		中等教育学校		特別支援学校		計	
教諭		4*		130		83		17*		1		16		251	
養護教諭		—		1		1		—		—		—		2	
実習助手		—		—		—		2*		—		—		2*	
合計	県費	4	—	131	131	84	84	19	—	1	1	16	16	255	232
	市費	(2)	4*	(123)	—	(84)	—	(14)	19*	(—)	—	(12)	—	(235)	23*

(*印は市費負担の教員、それ以外は県費負担の教員、合計の()内は平成27年度の人数)

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

できるだけ正規教員の確保に努めたが、不登校や日本語指導等が必要な児童生徒へのきめ細かな対応のため、また退職者の増加等により、臨時的任用教諭の配置数は、前年度に比べ、19人増加する結果となった。

また、平成28年度の教員採用候補者選考試験から、全選考区分において受験可能年齢制限を撤廃したことにより、教職経験豊富な教員を幅広い年齢で確保することができ、小学校を中心に全体的にバランスのとれた年齢構成となりつつある。

2 課題

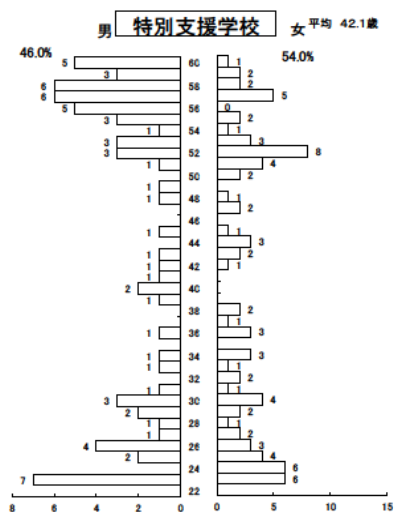
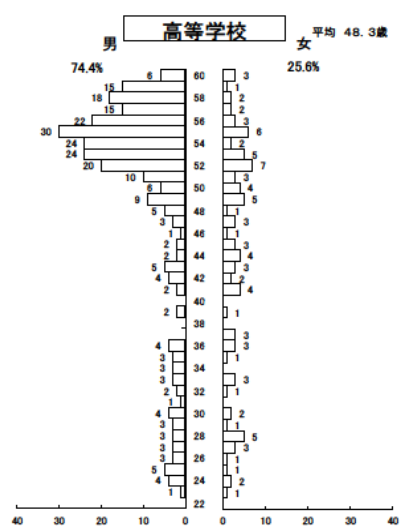
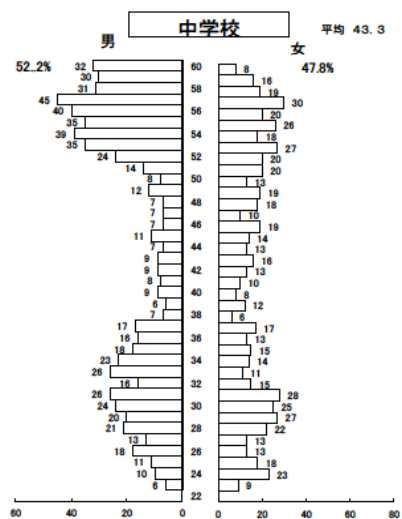
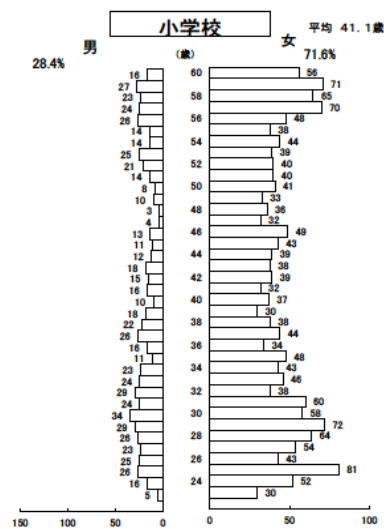
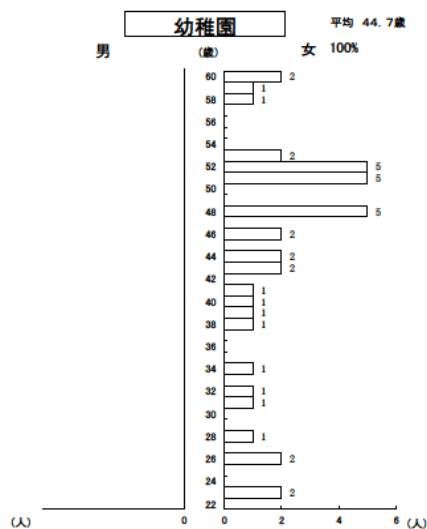
不登校や日本語指導等が必要な児童生徒へのきめ細かな対応を行うため、教員の加配措置の充実を図る必要がある。また、教諭の欠員補充として配置している臨時的任用教諭の割合が増加しているため、引き続き正規教員の増員に努める必要がある。

新規教員採用については、引き続き幅広い年齢層を確保できるようにし、年齢構成の平準化に努める必要がある。

第5 課題への対応方針

県費負担教職員制度に係る権限移譲を踏まえ、平成29年度からは、本市の実情に応じた教員配置ができるよう、直接国に加配を要望し、教育環境の改善を図るとともに、各学校種別年齢構成等を踏まえ、計画的に教員の採用を行い、欠員の解消に努める。

(参考) 平成 28 年度 各学校種別年齢構成 (教諭) (年齢は平成 29 年 3 月 31 日現在)



第1 事務の目的・概要

児童生徒を直接指導する教員の健康の保持増進に向け、健康診断を実施するとともに、メンタルヘルス不調の未然防止、再発の予防対策を行う。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 健康診断について

対象者全員が健康診断を受診し健康管理ができるよう引き続き働きかける。

2 安全衛生管理体制について

各学校の衛生委員会等を毎月開催するよう管理職が取り組むことを働きかけるとともに、メンタルヘルス対策としての職場環境改善について審議するなど内容を一層充実する必要がある。

このため、平成28年度においても、管理職を対象とした職場環境改善研修を実施する。

3 メンタルヘルス対策について

メンタルヘルス不調、精神疾患の減少に向け、「教職員メンタルヘルス対策実施計画〔第2次〕」に基づき、未然防止対策、早期発見、再発予防に取り組む必要がある。

このため、ストレスチェックを継続実施し、その結果に基づき、健康リスクの高い学校を訪問して状況把握及び改善点を指摘するとともに、各学校において、臨床心理士等によるメンタルヘルス校内研修を開催する。また、平成28年度からは、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対し、医師による面接指導を実施する。

さらに、特に心身のストレスが大きいと考えられる新規採用教員及び個人面談を希望する教員に対して、引き続き臨床心理士等による面談を実施する。

4 入校・退校時刻の記録について

各学校からの定期報告（毎月）に基づき、在校時間が長時間となっている学校や教員の状況を速やかに把握・分析し、必要に応じて職場環境の改善を図るよう管理職に働きかける。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 健康診断について

(1) 取組内容

全教員を対象として血圧、視力、聴力の測定、結核検査、尿検査を実施し、35歳以上の教員には胃、心電図、便潜血、血液、腹囲の検査を実施する。この結果を踏まえ、各学校の教職員保健管理担当医が個々の教員と面談し、保健指導等を行うとともに、指導区分の決定を行う。

また、教職員保健管理担当医から「要再検査」とされた教員については、確実に再検査等を受診させるよう校長会等を通じて働きかけ、疾病予防に努める。

(2) 実績

育児休業取得者等を除く全ての教員が健康診断を受診した。

2 安全衛生管理体制について

(1) 取組内容

各学校における衛生委員会（又は衛生委員会に準ずる組織）において、健康管理、安全衛生に関する調査審議を行う。

(2) 実績

各学校における衛生委員会（又は衛生委員会に準ずる組織）において、健康管理、安全衛生に関する調査審議を行った。

また、健康管理等に関する本市の取組をリーフレットとして取りまとめた「こころとからだの健康のために」を各学校に配付した。

衛生委員会等の開催回数推移（1校当たり）

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
衛生委員会(※1)	8.9 回	9.3 回	11.3 回	12.2 回	12.1 回
衛生委員会に準ずる組織(※2)	5.7 回	6.6 回	7.4 回	7.7 回	7.5 回

※1：教職員数 50 人以上 29 校（月 1 回以上の開催が義務付け）

※2：教職員数 50 人未満 204 校

3 メンタルヘルス対策について

(1) 取組内容

全学校でストレスチェックを実施し、その結果をセルフケアに生かすとともに、高ストレスと判定された者に対しては、医師による面接指導を実施する。さらに、集団分析の結果、健康リスクの高い学校に対しては、教育委員会事務局職員が学校を訪問し、職場環境の改善を促す。

また、各学校において、臨床心理士等によるメンタルヘルス校内研修を開催するほか、新規採用教員（新卒者）と希望者を対象に、臨床心理士等による個人面談を実施する。

(2) 実績

管理職を対象に職場環境改善研修を実施し、ストレスチェックの理解を深めた後、全学校でストレスチェックを実施した。

また、全ての学校において臨床心理士等によるメンタルヘルス校内研修会を実施するとともに、新規採用教員（新卒者）98 人と希望者 1 人を対象とした臨床心理士等による個人面談を実施した。

病気休職者の推移

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
病気休職数	79 人	88 人	87 人	83 人	75 人
うち精神患者数	43 人	48 人	55 人	55 人	48 人

4 入校・退校時刻の記録について

(1) 取組内容

各教員が、「入校・退校時刻の記録」を活用し、同記録による勤務時間外の在校時間を知ることによって自らの健康管理を図る。

また、管理職は、月ごとの勤務時間外の在校時間が 80 時間を超えた教員や疲労の蓄積が認

められる教員、健康上の不安を有している教員と必ず面談を実施し、勤務状況や健康状況を把握し、当該教員と協議の上、必要に応じて教職員保健管理担当医による保健指導を受けさせる。

(2) 実績

各教員が、「入校・退校時刻の記録」の入力時等において、月の勤務時間外の累計在校時間を確認できるシステムの運用を実施した。また、幼稚園における「入校・退校時刻の記録」の方法を7月分から紙面での記録からパソコンを活用したシステムでの記録に変更した。

月ごとの勤務時間外の在校時間が80時間を超える教員に対しては、「長時間労働による健康障害防止のための問診票」を基に、校長が個人面談を行い、健康等の状況をより把握できるようにした。また、同時間が100時間を超える教員については、校長から対象教員の業務改善を示した報告書と同問診票を教育委員会事務局に提出させ、業務改善が十分でないと認められる場合には、教員に応じた対策を講ずるよう校長を指導した。

さらに、継続的に勤務時間外の在校時間が80時間を超える教員に対して、教育委員会事務局職員が校長を通して業務改善指導を行った。

1 日当たりの勤務時間外の在校時間の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校教諭	2時間17分	2時間21分	2時間25分	2時間4分	2時間12分
中学校教諭	2時間35分	2時間37分	2時間38分	2時間31分	2時間28分

1 か月当たりの勤務時間外に80時間以上在校していた教員数の推移 (延べ人数)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校教諭	2,049人	2,000人	2,202人	1,975人	1,593人
中学校教諭	3,446人	3,262人	2,710人	2,349人	1,975人

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 健康診断について

(1) 評価

育児休業取得者等を除く全ての教員が健康診断を受診し、事業の目的を達成できた。

(2) 課題

引き続き、全ての教員に対し健康診断を受診させ健康管理に努める必要がある。

2 安全衛生管理体制について

(1) 評価

教職員数50人以上の学校においては、衛生委員会が毎月1回以上開催されているが、教職員数50人未満の学校においては、衛生委員会に準ずる組織の平均開催回数は7.5回であり、定期的な開催に至っていない。

(2) 課題

労働衛生管理及び教職員の健康管理の充実を図るため、教職員数50人未満の学校においても衛生委員会に準ずる組織を定期的に開催する必要がある。

3 メンタルヘルス対策について

(1) 評価

平成 28 年度の精神疾患による教員の病気休職者数は平成 27 年度と比べて 7 人減少した。

(2) 課題

教員の病気休職者数は減少しているものの、依然として多いため、今後もメンタルヘルス不調の未然防止のための取組を行う必要がある。

4 入校・退校時刻の記録について

(1) 評価

勤務時間外に 80 時間以上在校していた教員数が、小学校・中学校ともに減少した。

(2) 課題

勤務時間外に 80 時間以上在校している教員数は減少しているものの、依然として多いため、今後も職場環境の改善に向けた取組を行う必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 健康診断について

引き続き、全ての教員に健康診断を実施し、疾病の早期発見や治療につなげるとともに、教員自らの健康管理を促進する。

2 安全衛生管理体制について

衛生委員会等での協議が定期的に行われるよう、引き続き、校長会等において働きかける。

3 メンタルヘルス対策について

教員一人一人が心身ともに健康を維持して教育に携われるよう、各学校等において教員のストレスの軽減に向け、業務の効率化を図るなど、良好な職場環境・雰囲気づくりに努める。

ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者で、医師等の面接指導等を希望しない者に対しては、受診勧奨を行うなど、メンタルヘルス不調の未然防止に努める。

4 入校・退校時刻の記録について

勤務時間外の在校時間が長時間となっている学校や教員の状況をより速やかに把握・分析し、職場環境の改善を管理職に働きかける。また、個々の教員に対して、長時間労働の改善に向けたリーフレット等を配付し、教員の在校時間の縮減に努める。

第1 事務の目的・概要

教員は、教育を通じて国民全体に奉仕する全体の奉仕者としての地位の特殊性と職務の公共性を有しており、その服務規律の確保に向け、様々な取組を行っている。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

教育公務員としての自覚の徹底を図るため管理職研修、初任者研修、経験年次別研修等研修の充実に努める。また、定例の校長会において、服務規律に関する資料提供を行い、各学校で計画的に実施する服務研修会の充実を図る。

また、不祥事防止に向けたポスター等を作成して啓発に努めるとともに、服務規律に関する資料を取りまとめた「服務規律の確保のために」を各学校に配付し、教員の倫理観の向上を図る。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

教員の服務規律の確保を図るため、教育委員会事務局と学校が連携を図りながら研修を実施するとともに、意識啓発に努める。

2 実績

(1) 教育委員会事務局の取組

ア 年間を通じて開催される校長会等において、適宜、事例紹介等の研修資料を配付し、指導の徹底を図った。

イ 初任者研修、教職経験6年次研修、教職10年経験者研修、管理職研修等で、服務研修等に関する研修を計画的に実施した。

ウ サービス研修のための指導資料「教職員の服務規律のために」を、臨時的任用教諭を含めた全ての教員に配付し、計画的に服務研修を行った。また、全校に服務資料を取りまとめたファイルを配付した。

(2) 学校の取組

ア 管理職による服務研修に加えて、より当事者意識が持てるよう、管理職と教員の代表者から成る「服務管理委員会」が主体となる取組を行った。

イ 不適切な指導や体罰等の未然防止に向け、各学校に設置している「ふれあい相談窓口」の周知の徹底を図り、児童生徒及び保護者が相談しやすい環境づくりに努めた。

ウ 臨時的任用教諭の教育公務員としての自覚を促すため、着任時、公務員として守るべき義務を明記した「宣誓書」を読み上げさせるとともに、校長が服務指導を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

平成28年度の懲戒処分者数は、前年度に比べて3人減の5人で、いずれも公務外の非違行為であった。

(参考) 教員の懲戒処分者数

(人)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
免職	2	1	1	1	0
停職	0	2	1	1	2
減給	1	1	1	1	2
戒告	1	1	2	5	1
計	4	5	5	8	5

2 課題

懲戒処分者数は減少しているが、依然として、教員の不祥事が発生しており、その根絶に向け取組の一層の充実を図る必要がある。

第 5 課題への対応方針

教育公務員としての自覚の徹底を図るため、学校においては、服務研修の内容の充実と方法の工夫に努めるとともに、不祥事防止に向けたポスターや服務規律に関する資料を取りまとめた「服務規律の確保のために」等を効果的に活用し、全校体制で不祥事防止に取り組む。

教育委員会事務局において、引き続き定例の校長会において、服務管理の徹底を毎回指示すること、教員の倫理観を向上させる資料や研修方法の事例を紹介することなどにより、学校における取組を支援する。また、管理職研修、初任者研修、経験年次別研修等研修の指導を通して服務規律の徹底に努めるとともに、新たに臨時的任用教員を対象とした研修会を実施する。

1 学校教育に関する事務

(3) 研修に関すること

ア 研修の実施

第1 事務の目的・概要

教職員の資質能力の向上を図るため、「広島市教員研修体系」に基づき、組織的・計画的な研修を実施する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

研修内容の見直しや育成すべき資質能力の再構築により、当初の目標を達成することができた。

引き続き教職員の資質能力の更なる向上に向けて、経験年次研修など、研修内容の見直し、改善を図っていく。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

平成27年度に作成した「研修マップ」に基づき初任者段階から中堅教員段階へ、一定の力量を備え、キャリアアップできるよう次の見直し、改善を行う。

授業づくりについて段階的に理解できるよう、2年次研修では「ICT活用」や「活用型の授業」、6年次研修では「探究型の授業」に重点をおいた内容に改善する。

学校づくり推進のための人材育成研修では、授業研究推進の中核となることが期待される教員の育成を図るため、「子どもの学習意欲を高める授業探究研修」を新たに実施する。

また、前年度に引き続き、各園・学校内における人材育成研修を充実させるため、校内研修等の実践事例を紹介する「OJT News」を配信する。

各研修の実施に当たっては、受講者へのアンケートにより、その達成状況を把握する。主な取組内容は次のとおりである。

(1) 初任者研修

初任者を対象として、教育者としての使命感や教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、実践的指導力等の教員としての基礎・基本を身に付けさせることを目的とした研修を実施する。

具体的には、初任者研修の推進・充実を図るため、教育センターで一斉に実施する研修として、平和教育、水泳指導、小学校理科実験実技を実施する。また、各学校における具体的な実践に結び付くよう研修内容及び方法を工夫するとともに、指導主事によるメンター制を取り入れ、初任者個々の教育実践上の課題に応じた個別の支援につながるよう工夫し、より一層の充実に努める。

在勤校においては、実践的に実施する研修として、生徒指導、特別支援教育、人権教育を実施する。

また、4月当初、初任者が教員として職務を円滑にスタートできるよう、喫緊の課題である子どもの理解や人間関係づくり等の生徒指導に係る研修を、採用前研修として実施すると

ともに、若手教員育成のための校内指導体制の充実に向けて、校内における若手教員の支援体制づくりに係る事例集を作成し、管理職を対象とした連絡協議会を実施する。

(2) 10 年経験者研修

10 年経験者を対象として、個々の能力、適性等に応じて、教員としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施する。

具体的には、これまでの教職経験を振り返らせるとともに、ミドルリーダーとしての自覚を持たせるため、組織の中の自己の役割や組織マネジメント、コーチング、授業研究に係る研修を位置付け実施する。

(3) 学校づくり推進のための人材育成研修

学校のミドルリーダーとして活躍することができる人材の育成を目指した、学校づくり推進のための人材育成研修(教育活動推進リーダー育成研修、学校運営推進リーダー育成研修、子どもの学習意欲を高める授業探究研修)を実施する。

(4) 管理職研修

管理職として学校運営上の課題の把握や課題解決に資するよう、新任教頭研修、経験 2 年次教頭研修、経験 3 年次教頭研修、新任園長・校長研修、経験 3 年次園長・校長研修を開設し、学校組織マネジメント、人材育成、学校運営上の課題解決等に係る研修を実施する。

2 実績

94 研修を実施し、延べ 16,678 人が受講した。

主な研修の受講者数は次のとおりである。

区分	研 修 名	受 講 者 数 (人)						
		全体	幼	小	中	高	中等	特
(1)	初任者研修	240	4	122	81	17	1	15
(2)	10 年経験者研修	91	0	59	28	1	0	3
(3) 学校づくり 推進のための 人材育成研修	教育活動推進リーダー育成研修	28	0	17	10	0	0	1
	学校運営推進リーダー育成研修	26	2	13	9	1	0	1
	子どもの学習意欲を高める	11	0	8	3	0	0	0
	授業探究研修							
(4) 管理職研修	新任教頭研修	45	0	27	17	1	0	0
	経験 2 年次教頭研修	26	0	16	8	1	0	1
	経験 3 年次教頭研修	33	0	22	7	1	1	2
	新任園長・校長研修	34	3	20	10	1	0	0
	経験 3 年次園長・校長研修	28	4	15	8	1	0	0

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

研修内容の見直し、改善により、全ての研修で研修内容を活用したいと思った受講者の割合（活用意識）が97.8%となり、高い評価を得ることができた。

主な研修の評価については次のとおりである。

区分	研 修 名	活用意識(%)
(1)	初任者研修	98.7
(2)	10年経験者研修	100.0
(3) 学校づくり 推進のための 人材育成研修	教育活動推進リーダー育成研修	96.4
	学校運営推進リーダー育成研修	100.0
	子どもの学習意欲を高める 授業探究研修	100.0
(4) 管理職研修	新任教頭研修	100.0
	経験2年次教頭研修	100.0
	経験3年次教頭研修	100.0
	新任園長・校長研修	96.8
	経験3年次園長・校長研修	100.0

※平成28年度 受講者アンケート調査結果(抜粋)

- (1) 初任者研修については、教育センターで一斉に実施する研修、指導教員を中心とした在勤校における実践的な研修及び指導主事による実地指導を通して、初任者が円滑に教育活動に入り、自立して教育活動を展開していくための教員としての基礎・基本を身に付けさせることができた。

また、指導主事によるメンター制を取り入れたことで、初任者個々の教育実践上の課題に応じた個別の支援を行うことができた。

さらに、教育センター研修マップをもとに作成した「振り返りシート」を活用することで、自己の資質能力の育成状況について振り返らせることができた。

初任者の在勤校における研修については、各幼稚園・学校が初任者の経験年数等に応じた研修を定期的に実施するなど、活性化が図られつつある。

- (2) 10年経験者研修については、学校組織マネジメントなど組織を意識させる研修内容を取り入れたことで、個々の力量の伸張を図るだけでなく、これからのミドルリーダーとしての自覚をもたせることができた。

また、初任者研修と同様、教育センター研修マップをもとに作成した「振り返りシート」を活用することで、自己の資質能力の育成状況について振り返らせることができた。

- (3) 学校づくり推進のための人材育成研修については、教育センターで集中して行ったマネジメント等に係る理論研修と、在勤校における課題解決に向けた計画立案・実践・振り返りを行うことで、ミドルリーダーとしての自覚を深めるとともに、教育活動や学校運営を円滑に推進するための力量を高めることができた。

また、新たに実施した子どもの学習意欲を高める授業探究研修では、受講者が、年間を通

して自己の授業実践を分析し改善策に基づき在勤校で実践するインターバル研修を取り入れたことで、授業改善の方法を示すことができた。

- (4) 管理職研修については、年間を通して研修を行い、各幼稚園・学校の実態を踏まえ、教職員の協働性を生み出す学校づくりや人材育成、学校経営に係る計画立案を行い、在勤校における実践をもとに振り返りを行えるインターバル研修を実施することで、学校組織マネジメントの視点に立った、組織開発・人材育成についての理解を深め、学校運営上の課題解決に資することができた。

2 課題

引き続き、教職員の資質能力の一層の向上に向けて、取組を進める必要がある。

第5 課題への対応方針

教職員の資質能力の更なる向上に向け、経験年次研修などの研修内容や育成すべき資質能力の不断の見直しを行い、改善を図る。

第1 事務の目的・概要

教育センターが指定する研究推進校の実践に基づき、理論的、実証的、実践的研究を行い、市立幼稚園・学校の保育・授業研究の充実・向上に資する。

また、教員一人一人の自己研修を支援するため、教育センターを土曜日に開館し、自己研修の機会や場を提供する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 教育研究

これまで、8年間のサテライト研修指定校への指導により、校内授業研究の活性化については、その方策を明らかにすることで一定の成果を得た。今後は、授業研究の目標設定や体制づくり等の校内研修の枠組みに対する指導から、研究主題を達成させるための授業研究への指導へシフトする必要がある。

2 自己研修支援

教員のニーズを考慮し、授業づくりに焦点を当てたセミナーの充実を図るため、外部講師の招へい等を検討する必要がある。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 教育研究

(1) 取組内容

サテライト研修を終了し、研究推進校3校（青崎小学校、東野小学校、吉島中学校）を指定する。

授業研究を充実させるためには、各学校の研究主題に沿った学習評価指針（ルーブリック）を活用して、子どもの学びを分析的に見取ることが有効であると捉え、二年計画による研究に着手する（本年度は一年次）。また、一年次に取り組んだルーブリックの作成に係る手順や留意点を整理する。

（一年次）ルーブリックの理解、共有、作成

（二年次）ルーブリックの活用、見直し・改善

また、研究推進校の全教員を対象に理論研修を実施するとともに、「教師の授業研究に係る変容」アンケート調査を実施する。

(2) 実績

各研究推進校に対する指導主事の理論研修、学校訪問等を計38回実施した（青崎小12回、東野小13回、吉島中13回）。

「教師の授業研究に係る変容」アンケート調査結果 (%)

調査項目	研修開始時	研修終了時	変容
授業研究の効力感	79.2	82.6	3.4
目標共有のための組織体制	84.2	86.4	2.2
目標達成のための同僚性	85.4	90.6	5.2
子どもの積極的理解	81.4	83.0	1.6

2 自己研修支援

(1) 取組内容

土曜日に教育センターを開館し、教育セミナーの実施、指導主事による教育実践上の課題に対する指導・助言及び教育研究会等への研修の場の提供を行う。

教育セミナーでは、授業づくりに焦点を当てたセミナーの充実を図るため、外部講師（小学校音楽科、図画工作科、体育科）を招へいする。

(2) 実績

年間9回土曜日に開館し、教育セミナーに157人、指導主事への相談等に57人、教育研究会等の自主的な研修（12グループ）に453人、合計667人の利用があった。

教育セミナーを6回開催し、3回のセミナーについては各1人外部講師を招へいした。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 教育研究

(1) 評価

「教師の授業研究に係る変容」アンケート調査結果から、「授業研究の効力感」「目標共有のための組織体制」「目標達成のための同僚性」「子どもの積極的理解」全ての項目が上昇している。このことから、授業研究を充実させるためには、各学校の研究主題に沿ったルーブリックを活用して、子どもの学びを分析的に見取ることが有効であることが分かった。

(2) 課題

引き続き、計画に基づいて二年次の研究を進める。

2 自己研修支援

(1) 評価

セミナーに参加した受講者のうち、研修内容を活用したいと思った受講者の割合（活用意識）は98.5%であり、高い評価を得ることができた。

(2) 課題

引き続き、教員の自己研修支援の取組を進める必要がある。

第5 課題への対応方針

1 教育研究

二年次の研究計画に基づき、各研究推進校のルーブリックの活用、見直し・改善を図り、これらの実践を基に、研究成果等を取りまとめる。

また、研究成果等の効果的な普及方法について検討し、平成30年度内に全学校に対して、研究成果等の普及を図る。

2 自己研修支援

自己研修のニーズを考慮するとともに、各幼稚園・学校の行事等と調整するなどして教育センターを土曜日に開館し、自己研修の機会や場を提供する。

第1 事務の目的・概要

平成22年度から英語教員海外派遣研修を実施し、一定の成果があったことから、平成27年度をもって本研修を終了し、英語教員育成研修を実施する。

また、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、身近な話題についての理解や簡単な情報交換、表現ができる能力を育成するため、新たに英語指導助手（ALT）を中学校に配置する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 UCC センター留学研修

英語教員海外派遣研修に、これまでの5年間で中学校英語教員の約4割を派遣し、派遣教員がリーダーとなって教科主任会や授業力アップ研修等において、他の教員にその成果を普及することで、教員の英語力の向上、英語による授業の実施率の向上等、一定の成果が得られた。

このため、平成28年度からは、研修参加者を講師とし、教員経験5年以下の教員を対象に、オールイングリッシュによる英語指導方法についての実践的な研修を実施することとする。

2 中学校英語指導助手（ALT）の配置

英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、身近な話題についての理解や簡単な情報交換、表現ができる能力を育成するため、新たに英語指導助手（ALT）を配置し、生徒がネイティブ・スピーカーから直接授業を受け、対話を重視したオールイングリッシュの授業の充実を図る。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 英語教員育成研修

海外派遣研修参加者、ALT配置校の教員及びALT等を講師として、教員経験5年以下の教員を対象に継続的な研修を実施する。

(2) 中学校英語指導助手（ALT）の配置

委託業務でALT8人を中学校18校に配置し、ALT活用研究校に指定するとともに、そのうち2校をALT活用リーダー校として、実践研究を実施する。

2 実績

(1) 英語教員育成研修

教員経験5年以下の教員を対象に、オールイングリッシュによる英語指導方法に係る研修等を、4回行い、10人の教員が参加した。

(2) 中学校英語指導助手（ALT）の配置

ALT8人を中学校18校に配置し、ALT活用研究校に指定するとともに、そのうち2校をALT活用リーダー校として、実践研究を実施した。ALT活用リーダー校2校の公開研究会には、市内中学校等から51人の英語教員が参加した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 英語教員育成研修

海外派遣研修参加者や ALT を講師として、オールイングリッシュによる英語指導方法等について研修、講義や演習を行い、教員の指導力及び専門性の向上を図ることができた。

(2) 中学校英語指導助手（ALT）の配置

ALT 活用リーダー校を始めとする ALT 配置校において、公開研究会を実施するなど ALT を効果的に活用した授業改善を行うことができた。

2 課題

(1) 英語教員育成研修

引き続き、教員の指導力及び専門性の向上のための研修の充実が必要である。

(2) 中学校英語指導助手（ALT）の配置

ALT 配置校において、引き続き ALT を効果的に活用した授業改善を一層図るとともに、ALT の配置を全校へ拡大する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 英語教員育成研修

今後、全英語教員の指導力向上を目的として、オールイングリッシュによる英語指導方法や新学習指導要領に対応した実践的な研修を実施する。

2 中学校英語指導助手（ALT）の配置

生きた英語に触れるとともに、外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、ALT 配置を計画的に全校へ拡大する。

1 学校教育に関する事務

(4) 児童生徒の就学等に関すること

ア 通学区域の弾力的な運用

第1 事務の目的・概要

1 中学校における隣接校・行政区域内校選択制

児童や保護者が教育内容や部活動等によって学校を選択できるよう、平成 17 年度から中学校における隣接校・行政区域内校選択制（以下「中学校選択制」という。）を導入している。

2 いきいき体験オープンスクール

児童生徒に自然を愛する心や他人を思いやる心などの豊かな人間性を育むため、自然環境に恵まれた学校（筒瀬小学校、似島小学校、似島中学校）を、学区を越えて通学できるオープンスクール校に指定し、体験活動を特色とした教育を行っている。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 中学校選択制については、引き続き各中学校において特色ある学校づくりを進めるなど信頼される学校づくりを進めるとともに、各中学校の教育活動、部活動等の情報を掲載したガイドブックの作成・配布や学校説明会等を通じ小学校との連携を図りながら、中学校へ進学する児童・保護者に対し制度の趣旨等について、的確な周知に努めていく。

また、当該制度の運用上の課題への対応として、平成 28 年度から、入学者確定日^(注)の導入や、選択制利用者が中学校入学後に転居した場合の取扱いの見直し等も行う。

（注） 抽選により補欠となった者に係る繰上げ調整を終了し、中学校選択制による入学者を確定したものとみなす日

2 いきいき体験オープンスクールについては、小・中連携教育や、まちぐるみで児童生徒を育む教育活動を推進するとともに、引き続き児童生徒を確保するため、パンフレットやポスター、広島市立中学校ガイドブック、ホームページ等の内容を充実させるなど、効果的な広報活動を行う。

第3 平成 28 年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 中学校選択制

小学校と連携して、各中学校の教育活動や部活動等の情報を掲載したガイドブックの作成・配布等により児童・保護者等への制度の周知を図るとともに、隣接校・行政区域内校への進学を希望する者に係る希望申請書の取りまとめ、公開抽選会等を実施する。

また、入学者確定日の導入や、選択制利用者が中学校入学後に転居した場合の取扱いの見直し等も行う。

(2) いきいき体験オープンスクール

指定校 3 校においては、それぞれの地域と連携を図りながら、児童生徒に自然を愛する心や他人を思いやる心など豊かな人間性を育む教育実践を行う。

児童生徒募集について、計画的に広報を行う。似島中学校に係る募集については、広島市

立中学校ガイドブックに案内のページを設けて広報する。

2 実績

(1) 中学校選択制

中学校選択制について記載したガイドブックを作成し、平成 28 年 7 月に小学校 6 年生全員に配付して周知を図った。

平成 29 年度新入学生 9,346 人のうち、この制度の希望申請者数は 965 人（10.3%）で、入学した生徒は 466 人（5.0%）であった。

公開抽選会については、希望者数が受入れ数を超えた 11 校について実施した。

また、児童の保護者や中学校も早期に新入学に向けた対応が行えるよう、入学者確定日を導入するとともに、選択制利用者が中学校入学後に転居した場合も引き続き通学できるケースを認める取扱いを導入した。

（参考）中学校選択制の実施状況

入学年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新入学生数(A)	9,606 人	9,684 人	9,696 人	9,603 人	9,532 人	9,346 人
希望申請者数(B)	1,241 人	1,217 人	1,170 人	1,174 人	1,048 人	965 人
B/A	12.9%	12.6%	12.1%	12.2%	11.0%	10.3%
入学者数	594 人	540 人	561 人	528 人	485 人	466 人

(2) いきいき体験オープンスクール

指定校 3 校において、地域との連携を図り、地域人材をゲストティーチャーとして招くなどして、恵まれた自然環境と小規模校の特徴を生かし、次のような教育実践を行った。

- ・ 栽培活動
- ・ 釣りや登山
- ・ 海洋カヌー体験
- ・ 庄原市立高野中学校との自然体験交流 等

児童生徒募集について、計画的に次のような広報を行った。

- ・ 8 月：パンフレット・ポスターを配付
- ・ 9 月：ホームページに掲載
- ・ 9 月及び 12 月：市政広報紙「ひろしま市民と市政」に掲載

(参考) いきいき体験オープンスクールの利用児童生徒数の状況

学校名	内 訳	H27	H28	H29
筒瀬小学校	当該事業利用児童数	29	28	27(5)
	地元児童数	9	11	11(1)
	全校児童数	38	39	38(6)
似島小学校	当該事業利用児童数	28	34	36(12)
	地元児童数	7	3	6(1)
	全校児童数	35	37	42(13)
似島中学校	当該事業利用生徒数	21	33	41(14)
	地元生徒数	5	6	6(2)
	全校生徒数	26	39	47(16)
合計	当該事業利用児童生徒数	78	95	104(31)
	地元児童生徒数	21	20	23(4)
	全校児童生徒数	99	115	127(35)

※ 表中()内の数字は、H29 年度に入学（転入学を含む。）した児童生徒の数

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 中学校選択制

毎年、新入学生の約 1 割が希望申請書を提出しており、制度の着実な周知・定着が図られている。

また、入学者確定日の導入や、選択制利用者が中学校入学後に転居した場合の取扱いの見直し等により、制度の趣旨に沿った、より円滑な運用ができることとなった。

(2) いきいき体験オープンスクール

恵まれた自然環境を生かした教育実践の充実及び計画的な広報により、当該事業利用児童生徒数は増加傾向にある。平成 29 年度に当該事業を利用して入学（転入学を含む。）した児童生徒は、筒瀬小学校 5 人（うち転入学 0 人）、似島小学校 12 人（うち転入学 4 人）、似島中学校 14 人（うち転入学 1 人）であった。平成 29 年度の在籍者数の合計は 104 人であり、前年度の 95 人と比べると 9 人の増加である。

2 課題

(1) 中学校選択制

希望申請者が受入れ数よりも多い学校について実施している公開抽選会は、本人又は保護者の参加を原則としているため、保護者等には日程の確保等の負担が生じているとともに、プライバシー保護等の観点から抽選手順を厳密にする必要があり、長時間の立会いが必要となっている。

また、小学校 6 年生児童が在籍する学校の教員には、代理抽選に係る委任状の取りまとめ等に過重な事務負担が生じている。

(2) いきいき体験オープンスクール

恵まれた自然環境を生かした教育活動の充実に引き続き取り組むとともに、本事業の趣旨を十分理解して利用してもらえるよう、丁寧な説明を行い、本事業の趣旨に賛同する児童生

徒及び保護者が事業を利用しやすい環境を構築する必要がある。

第5 課題への対応方針

- 1 中学校選択制については、平成 29 年度から、希望申請者が受入れ数よりも多い学校について実施している公開抽選会の運営方法の見直しを行う。
- 2 いきいき体験オープンスクールについては、引き続き本事業の趣旨を理解して利用してもらうため、指定校 3 校で行われている教育実践の充実を図るとともに、説明会を開催したり計画的・効果的な広報活動を行ったりする。

第1 事務の目的・概要

就学援助制度は、教育の機会均等の精神に基づき、経済的理由によって就学に支障を来さないよう、小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な援助を行うことにより、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにするものである。

本市では、平成22年度からは、市立の小・中学校の児童生徒に加え、国・県・私立の小・中学校の児童生徒も対象として援助を行っている。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

就学援助制度については、引き続き、新システムを更に活用しながら、適切な運用に努める必要がある。

併せて、福祉部門と連携し、就学援助対象者への自立相談支援機関の周知や、学校、スクールソーシャルワーカー及びくらしサポートセンター間の協力体制の構築等に取り組む。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

市立の小・中学校の児童生徒及び国・県・私立の小・中学校の児童生徒に係る就学援助事務を実施する。

また、関係部局と連携して、就学援助の対象者等に対し、自立相談支援機関（広島市くらしサポートセンター）の周知や利用を呼び掛ける取組を行う。

2 実績

平成28年度は、受給者数27,630人（前年度比△668人）、受給率27.3%（前年度比△0.6ポイント）となった。支給額は、20億2,352万円であり、受給者数は減少したものの学校給食費の値上げの影響で3,486万円の増となった。

また、平成28年1月中旬に発行し、小・中学校の全児童・生徒に配布する「就学援助のお知らせ」において、「くらしサポートセンター」を紹介する内容を記載し、同センターの周知を図った。

（参考）就学援助の受給者数等の推移

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (決算見込み)
受給者数	市 立	29,245 人	29,032 人	28,599 人	27,886 人	27,240 人
	国立・県立・私立	455 人	444 人	427 人	412 人	390 人
	合 計	29,700 人	29,476 人	29,026 人	28,298 人	27,630 人
受給率	市 立	30.7%	30.7%	30.3%	29.5%	28.8%
	国立・県立・私立	6.3%	6.4%	6.2%	6.0%	5.7%
	合 計	29.0%	29.0%	28.6%	27.9%	27.3%
支給額	市 立	19億8,578万円	19億5,909万円	19億5,370万円	19億6,842万円	20億 463万円
	国立・県立・私立	1,942万円	1,979万円	1,941万円	2,024万円	1,889万円
	合 計	20億 520万円	19億7,888万円	19億7,311万円	19億8,866万円	20億2,352万円

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

教育事務処理システムにより、住民基本台帳情報及び市民税情報に基づく世帯状況や所得の正確な把握が可能になっており、膨大な量の就学援助事務を適正に行うことができている。

また、「就学援助のお知らせ」におけるくらしサポートセンターの周知等により、就学援助世帯の受給者数・受給率が対前年度比で減少しており、一定の効果を挙げることができた。

2 課題

小・中学校の新入学時には通学服や通学かばん等の購入など多くの準備費用が必要であり、また、入学前に購入しても就学援助費（新入学学用品費等）の支給が入学後（5月末又は6月末）になることから、経済的に困窮している保護者には一時的に重い負担が生じている。

このため、保護者の実情に配慮し、新入学学用品費等を適正な額で早期に支給することが求められている。

第5 課題への対応方針

新入学学用品費等について、平成29年度から支給額を現行の約2倍となる額（小学校40,600円、中学校47,400円）に引き上げを行う。

また、あわせて、中学校新入学に係る新入学学用品費等について、小学校6年生児童の保護者を対象に、中学校入学前の2月末（平成30年2月末）に前倒しして支給するための準備を進める。

なお、小学校新入学に係る新入学学用品費等の前倒し支給については、平成30年度からの支給に向けて、保護者への周知や申請の受付方法等を検討する。

第1 事務の目的・概要

広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、入園料及び保育料の減免を行う私立幼稚園の設置者に対し補助金を交付することにより、私立幼稚園園児の保護者の負担軽減と幼稚園教育の振興を図る。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

平成28年度から、低所得世帯に対しひとり親世帯等の保護者負担軽減の特例措置の創設、多子世帯における保護者負担軽減措置の拡充等の制度が改正されることに伴い、平成27年度末に、システム改修や予算の確保等の対応を行ったところである。

今後更に、この制度改正の周知を図るとともに、制度の円滑な実施に努めていく必要がある。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

- (1) 「就園奨励費のお知らせ」等により、制度の分かりやすい周知に努める。
- (2) 年収360万円以下のひとり親世帯等に対する第1子又は第2子の補助額の加算(18,000円～102,200円)に係る特例措置を創設するとともに、年収360万円以下の多子世帯については、多子計算の算定対象となる兄弟の年齢制限を撤廃する等の制度改正を行う。

2 実績

- (1) 平成28年度の支給に間に合うよう、平成28年6月に制度改正を行うとともに、同月下旬に発行し、幼稚園を通じて配布する「就園奨励費のお知らせ」や本市のホームページにおいて、制度や改正内容等の周知を図った。
- (2) 平成28年度は、対象者11,850人に対し、14億7,361万9千円を補助した(うち国庫補助4億4,905万円)。なお、新設した低所得のひとり親世帯等に係る負担軽減措置については、168人から申請がなされた。

(参考) 私立幼稚園奨励費の決算額等

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (決算見込み)
決算額	12億2,548万2千円	12億9,459万4千円	17億6,969万7千円	15億901万6千円	14億7,361万9千円
うち国庫補助額	2億8,001万9千円	3億1,405万3千円	4億3,566万7千円	4億3,985万7千円	4億4,905万円
対象人数	13,823人	14,018人	14,914人	12,427人	11,850人

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

国の制度改正にその都度対応するとともに、「就園奨励費のお知らせ」等により、制度の分かりやすい周知に努めており、おおむね計画どおりに執行できている。

2 課題

国の補助単価の引上げにより、低所得世帯等に対する支給額の充実は図られているものの、

中・高所得世帯の経済的負担感は依然として大きい。本市には、就園奨励費の対象となる、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園が多い（90 園中 68 園。全体の約 76%）ことから、例年、就園奨励費制度の拡充等を求めて陳情書や多くの保護者からの要望書が提出されている。

第 5 課題への対応方針

幼児教育の段階的無償化の動きを踏まえ、補助対象者の拡充や、第 1 子の園児を含めた更なる補助単価の引上げ、多子軽減における兄弟の年齢制限の完全撤廃及びひとり親世帯等の負担軽減措置の全所得区分への適用等について、国に要望を行う。

1 学校教育に関する事務

(5) 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること

ア 教育課程・学習指導に関すること

重

(ア) 学力の向上（ひろしま型カリキュラム）

第1 事務の目的・概要

児童生徒の基礎学力の向上を図るため、小・中学校の連携・接続の改善、「言語・数理運用科」及び小学校5・6年生での「英語科」の実施を主な内容とする「ひろしま型カリキュラム」を全小・中学校で実施する。

小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間で「学びの基盤づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、読み・書き・計算等の基礎的な知識・技能の定着を図ることに重点を置き、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間で「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、言語・数理運用科、小学校英語科の実施を重点的に行ったものである。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 小・中学校の連携・接続の改善

広島市立中学校区小・中連携教育重点校の成果の普及を図るとともに、各中学校区の小・中連携教育研究会での取組を充実させ、全国学力・学習状況調査正答率30%未満の児童生徒の割合を減らすための研究実践の充実を図る。

2 「言語・数理運用科」の実施

児童生徒の思考力、判断力、表現力の向上を図る取組を更に充実させる。また、今後の中央教育審議会の審議内容や答申を踏まえ、新学習指導要領に対応した言語・数理運用科の在り方を検討する必要がある。

3 小学校「英語科」の実施

小学校英語科と中学校英語科の接続を図るとともに、児童生徒のコミュニケーション能力の更なる向上を目指す。また、今後の中央教育審議会での審議内容（英語教育の在り方）や答申を踏まえ、新学習指導要領に対応した英語科の在り方を検討する必要がある。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 小・中学校の連携・接続の改善

広島市立中学校区小・中連携教育重点校を指定し、知識・技能の定着や、学習習慣の定着を図るため、国語、算数・数学、理科及び英語の教科チームにおいて、研究授業を行う。

また、各中学校区の小・中連携教育研究会において、小中合同の研究会や研修会を計画的に行う。

(2) 「言語・数理運用科」の実施

「言語・数理運用科」における教員の授業力を向上させるため、研修会を継続実施する。

また、新学習指導要領を踏まえ、「言語・数理運用科」のテキスト内容の見直し等を計画的に

進めるため、研究指定校の制度設計を行う。

(3) 小学校「英語科」の実施

教員の授業力を向上させるため、英語授業力の研修会を継続実施する。新学習指導要領の実施に伴う小学校英語の早期化・教科化に対応するため英語教育推進リーダー校指定に向けた制度設計を行う。

2 実績

(1) 小・中学校の連携・接続の改善

3 中学校区を広島市立中学校区小・中連携教育重点校に指定し、各中学校区につき小中各1回の公開授業研究会を実施し、その取組で得られた成果を普及した。

また、各中学校区の小・中連携教育研究会において、小・中学校が共通の研究主題を設定して小中合同の研究会や研修会を行った。

(2) 「言語・数理運用科」の実施

「言語・数理運用科」の一層の充実を図るため、教員を対象とした研修会を年間3回実施するとともに、計画的な学校訪問により指導・助言を行った。

(3) 小学校「英語科」の実施

新学習指導要領の実施に向け小学校教員の英語指導力の更なる向上を目指し、研修会を年間6回実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 小・中学校の連携・接続の改善

全国学力・学習状況調査の結果からは、国語、算数・数学において、学習内容がおおむね定着している状況を示す基準である平均正答率60%を上回っており、基礎的・基本的な学習内容は、おおむね定着していると考えられる。

一方、正答率30%未満の児童生徒の割合については、小学校では、国語科で0.2ポイント減少し、算数科で0.5ポイント減少している。中学校では、国語科で1.0ポイント減少しているものの、数学科で2.2ポイント増加しており、引き続き、研究実践の充実を図る必要がある。

(参考) 全国学力・学習状況調査における各教科のA問題の平均正答率

小学校											(%)
教科	国語					算数					
年度	H21	H25	H26	H27	H28	H21	H25	H26	H27	H28	
市	71.9	63.8	76.4	72.9	77.2	80.7	77.9	79.2	76.4	79.1	
県	72.9	65.8	75.9	73.8	78.4	81.3	79.2	80.7	77.7	79.7	
国	69.9	62.7	72.9	70.0	72.9	78.7	77.2	78.1	75.2	77.6	

中学校 (％)

教科	国語					数学				
年度	H21	H25	H26	H27	H28	H21	H25	H26	H27	H28
市	76.6	75.6	79.0	75.6	76.1	62.3	63.7	66.9	63.9	61.0
県	77.6	76.7	80.1	76.5	76.6	62.9	64.8	68.4	64.6	62.1
国	77.0	76.4	79.4	75.8	75.6	62.7	63.7	67.4	64.4	62.2

※ H22～H24 は抽出調査のため、市平均のデータは存在しない。

(参考) 全国学力・学習状況調査における正答率 30%未満の児童生徒の割合 (％)

教科	国語					算数・数学				
	H21	H25	H26	H27	H28	H21	H25	H26	H27	H28
小学校	3.5	4.0	3.0	2.9	2.7	1.6	1.1	2.0	3.2	2.7
中学校	2.5	2.0	2.5	2.3	1.3	8.3	8.9	8.4	8.6	10.8

※ H22～H24 は抽出調査のため、市平均のデータは存在しない。

(2) 「言語・数理運用科」の実施

児童生徒が必要な情報を取り出し、思考・判断し、目的に応じて表現するという学習活動が定着してきている。

(3) 小学校「英語科」の実施

AIE や ALT と一緒に英語による活動を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の更なる向上を目指した授業づくりが進んでいる。

2 課題

(1) 小・中学校の連携・接続の改善

各中学校区において、小・中連携教育研究会での取組を充実させ、正答率 30%未満の児童生徒の割合を減らすための研究実践を図る必要がある。特に、中学校数学科においては課題が見られることから、広島市立中学校区小・中連携教育重点校の取組を全校へ普及する必要がある。

(2) 「言語・数理運用科」の実施

新学習指導要領の内容を踏まえ、「言語・数理運用科」の学習内容や配当時数について、整理する必要がある。

(3) 小学校「英語科」の実施

新学習指導要領の実施に伴い、中学年で導入される「外国語活動」、高学年で導入される「外国語科」について、指定校の実践を踏まえ、「英語科」のカリキュラム編成の在り方や指導体制について検討する必要がある。

第 5 課題への対応方針

教育の基本である取組項目として、平成 29 年度の重点取組項目とする。

1 小・中学校の連携・接続の改善

引き続き、広島市立中学校区小・中連携教育重点校を指定し、成果を広島市立学校の教員を対象としたしつ皆の公開授業研究会等で各中学校区へ普及するとともに、小・中連携教育研究

会において、児童生徒の実態に応じた研究実践の推進を図る。

2 「言語・数理運用科」の実施

引き続き、研修等を通して授業の充実を図るとともに、研究校を指定し「言語・数理運用科」の在り方研究を計画的に行う。

3 小学校「英語科」の実施

指定校において、「外国語活動」「外国語科」のカリキュラム編成の在り方や指導体制について検討を行い、新学習指導要領実施に向け、円滑な移行を図る。

(イ) 徳育の充実

第1 事務の目的・概要

他人を思いやる心や自他の生命、人権を尊重する心などを育成するため、体験活動等の充実を図り、道徳教育や人権教育を推進する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 道徳教育の充実

(1) 規範性をはぐくむためのプログラムの活用

「特別の教科 道徳」の目標に基づき、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れた指導方法及び評価方法について周知する必要がある。

このため、道徳教育実践研究校において、道徳の教科化に対応するために新たに作成した広島市道徳教育プログラムを活用した「考え、議論する」道徳の指導方法について実践研究を行い、研究の成果について、全市立小・中学校に普及させる必要がある。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

外部講師（心の先生）による講演会後の意見交流の充実を図る必要があるため、引き続き、優れた取組の事例や成果について、校長会や研修会等で発信する。

(3) 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

引き続き、取組を継続する。

(4) 体験活動の実施

更なる体験活動の充実を図るため、引き続き、各幼稚園・学校での取組内容や活動の様子、実践研究の成果等について園長・校長会や研修会、ホームページ等において普及する。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

引き続き、各学校が家庭と連携し、基本的生活習慣の定着を図る取組を進める。また、携帯電話やスマートフォンの使用に関する取組を進める必要があるため、広島市 PTA 協議会等との連携を図る。

2 人権教育の推進

今後とも、引き続き、優れた取組の事例や成果について、校長会や研修会等において発信する。

第3 平成 28 年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 道徳教育の充実

ア 道徳の教科化への対応

道徳教育実践研究校（小学校 5 校、中学校 5 校）を指定し、※「広島市道徳教育プログラム」等を活用して、「特別の教科 道徳」が目指す「考え、議論する」道徳の指導方法や評価方法についての実践研究を行う。また、道徳の教科化に向けて、研究校において「道徳の授業力パワーアップ研修」を開催し、学習指導要領改訂の趣旨等の周知を行うとともに、研修会に参加した各校の教師が、所属校の校内研修で成果の普及に努める。

※ 「広島市道徳教育プログラム」：学習指導要領改訂に伴い、従来の「規範性をはぐくむためのプログ

ラム」について、内容項目の視点を改めるとともに、広島にゆかりのある人物を扱った教材・活動プログラムを新たに加え、内容の充実を図り、平成 28 年 3 月に「広島市道徳教育プログラム」として改訂。

イ みんなで語ろう！心の参観日の実施

命の大切さを扱った講演と参加者による講演後の意見交流について、校長会で情報提供を行い、講演会後の意見交流の活性化を図る。

ウ 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

ボランティア活動の取組事例や成果を校長会において普及する。

また、規範性や社会貢献の心をはぐくむボランティア活動等への生徒の積極的な参加を促し、活動への意欲を喚起するため、社会や地域に貢献するなど、善いことを自ら実践した生徒や生徒会、グループに対して「広島グッドチャレンジ賞」を贈呈する。

エ 体験活動の実施

感動体験推進事業の推進校において、農業体験や車いす体験、高齢者との交流等、幼児児童生徒の心に一生刻まれるような特色ある体験活動を実施する。

また、児童の自立心や主体性、コミュニケーション能力等の育成を図る活動内容を計画し実施する「山・海・島」体験活動推進事業を実施する。

オ 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

基本的生活習慣の定着を図るため、ホームページ等で「早寝 早起き 元気なあいさつ 朝ごはん運動」について広報する。

また、広島市 PTA 協議会等との連携を通し、携帯電話・スマートフォン等の適切な使用を促進する取組（“10 オフ運動”）に合わせて、起床・就寝時刻や朝食の摂取、家庭学習の時間等を児童生徒がチェックできる「生活リズムカレンダー」を配付する。

(2) 人権教育の推進

各幼稚園・学校の人権教育担当教員等を対象とした人権教育研修会を開催するとともに、人権教育研究に関する指定校（広島市学校人権教育研究推進中学校区：1 中学校区、文部科学省委託事業人権教育研究推進校：2 校）における実践研究の成果等を、公開研究会や報告書等により各学校へ普及する。

2 実績

(1) 道徳教育の充実

ア 道徳の教科化への対応

全ての道徳教育実践研究校において、「道徳の授業力パワーアップ研修」を開催し、全校から 1 人以上の教師が参加した。

イ みんなで語ろう！心の参観日の実施

全小・中学校等（小学校 141 校、中学校 63 校、中等教育学校（前期課程）1 校、特別支援学校 1 校）において、外部講師（心の先生）を招へいした。

ウ 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

64 校、176 件の生徒や生徒会、グループに「広島グッドチャレンジ賞」を贈呈した。

(参考) 受賞者数等及び受賞校数の推移

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
受賞者数等	55 件	70 件	89 件	121 件	153 件	186 件	176 件
受賞校数	30 校	31 校	39 校	49 校	51 校	64 校	64 校

エ 体験活動の実施

幼稚園 4 園、小学校 76 校、中学校 5 校、特別支援学校 1 校が、感動体験推進事業の推進校として、農業体験や車いす体験、高齢者との交流等を実施し、活動内容や成果を各学校のホームページ等で発信した。

幼稚園で、市内全 19 園合同の幼稚園大運動会を実施した。

さらに、小学校第 5 学年 132 校、中学校第 1 学年 61 校が野外活動等集団宿泊を行い、そのうち小学校 42 校が、「山・海・島」体験活動推進事業を実施し、その活動の様子や内容について各校のホームページで発信した。

オ 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

「早寝 早起き 元気なあいさつ 朝ごはん運動」について、4 月にホームページに掲載し、市立全幼・小・中学校にリーフレットを配付した。

「生活リズムカレンダー」を市立全幼・小・中学校に 6 月に配付し、保護者の協力の下で「全校一斉『生活リズムカレンダー』実施週間」を 7 月と 12 月に実施するとともに、広島市 PTA 協議会等と連携して、携帯電話・スマートフォン等の適切な使用を促進する取組（“10 オフ運動”）に取り組んだ。

(2) 人権教育の推進

大学の教授を講師として招へいし、全幼稚園・学校の人権教育担当教員等を対象とした人権教育研修会を 1 回開催した。

また、広島市学校人権教育研究推進中学校区 1 中学校区、文部科学省委託事業人権教育研究推進校 2 校を指定し、学校における人権教育の指導方法等について実践研究の公開を行った。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 道德教育の充実

ア 道德の教科化への対応

道德教育実践研究校において、「道德の授業力パワーアップ研修」を開催し、全校から 1 人以上の教師が研修会に参加した。また、参加した教師が研修成果を所属校に持ち帰り、校内研修で普及に努めた。

イ みんなで語ろう！心の参観日の実施

講師自身の体験を踏まえた講演や講演後の生徒、保護者、地域住民による世代を越えた意見交流を通して、命の大切さや思いやり等について深く考えることができた。

ウ 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

「広島グッドチャレンジ賞」の表彰が励みとなり、生徒自らが社会や地域への貢献に進んで取り組もうとする意欲・態度が醸成されており、平成 27 年度に続いて、全市立中学校

から表彰の推薦があった。

エ 体験活動の実施

「山・海・島」体験活動推進校の実施報告書では、多くの学校が成果として児童が自主的に行動する姿が見られたことや、友達との関わり方を考えて行動ができるようになったと回答している。

オ 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

児童・生徒の基本的生活習慣が改善されてきている。

「基礎・基本」定着状況調査の結果

	平成 20 年度	平成 28 年度
毎日朝食を食べる 子どもの割合	小 5・・・96.2%	小 5・・・96.2%
	中 2・・・93.0%	中 2・・・94.2%
朝起きる時刻がだいたい決ま っている子どもの割合	小 5・・・89.9%	小 5・・・91.1%
	中 2・・・92.2%	中 2・・・93.4%
夜寝る時刻がだいたい決まっ ている子どもの割合	小 5・・・76.9%	小 5・・・81.2%
	中 2・・・79.1%	中 2・・・82.5%

(2) 人権教育の推進

研究推進校において、「基礎・基本」定着状況調査における、児童生徒質問紙調査の「自分には、よいところがあります。」「自分のよさは、まわりの人から認められていると思います。」の肯定的回答の割合が前年度よりも、それぞれ 3.4 ポイント、3 ポイント増加するなど、生徒の自尊感情が向上している。

2 課題

(1) 道徳教育の充実

ア 道徳の教科化への対応

引き続き、実践研究校における研究成果の普及に努める必要がある。

また、平成 30 年度から小学校で道徳科が全面実施されることから、教師を対象とした研修会を開催する必要がある。

イ みんなで語ろう！心の参観日の実施

各校の設定するテーマに応じた講演会を実施するため、講師を確保できるよう取り組む必要がある。

ウ 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

引き続き、全市立中学校からの推薦があるよう、取組を継続する必要がある。

エ 体験活動の実施

宿泊を伴う体験活動を始めとする様々な体験活動の充実を図る必要がある。

オ 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

広島市 PTA 協議会等との連携をより一層図り、各学校が家庭と連携し、基本的生活習慣の定着を図る取組を進める必要がある。

(2) 人権教育の推進

教職員の指導力向上を図ることや人権尊重の理念について認識を深める必要がある。

第5 課題への対応方針

1 道德教育の充実

(1) 道德の教科化への対応

引き続き、道德教育実践研究校において、指導方法や評価について実践研究を行い、研究の成果を全市立小・中学校に普及させる。また、評価の具体的方法等について、教師を対象とした研修会を開催する。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

引き続き、優れた取組の事例や成果について、校長会や研修会等で発信するとともに、退職校長会等から講師が派遣できるよう、講師リスト等を作成する。

(3) 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

引き続き、取組を継続する。

(4) 体験活動の実施

宿泊を伴う体験活動の在り方について検討を行う。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

引き続き、各学校が家庭と連携し、基本的生活習慣の定着を図る取組を進めることができるよう、取組を継続するとともに、広島市 PTA 協議会等との連携をより一層図る。

2 人権教育の推進

引き続き、人権教育研修会や指定校による公開研究会を通じて、教職員の指導力向上を図るとともに、人権尊重の理念について認識を深めることで人権教育の充実を図る。

(ウ) 体力の向上

第1 事務の目的・概要

児童生徒の基礎的な体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲をはぐくむため、体力向上に資する取組の効果を検証し、その成果を全学校に普及させるとともに、体育の授業や特別活動、運動部活動などの充実を図る。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

中学校第2学年の女子生徒の22.0%が、1週間の総運動時間が60分未満となっている。

このため、引き続き、「体力アップ認定証」・「体力優秀賞」を交付するとともに、主体的に運動に親しむ資質・能力を育成するための指導方法の工夫改善に取り組む必要がある。

(2) 有効な事例を普及するための取組

小・中学校の「握力」、小学校の「ソフトボール投げ」、中学校の「ハンドボール投げ」の改善を図る必要があるため、改善に向けて、運動プログラムの見直しを行う。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

できるだけ多くの学校に指導者を派遣する必要がある。

このため、平成28年度も、引き続き、より多くの学校に指導者を派遣できるよう、指導者を派遣できなかった学校に対し、二次募集を行う。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

学校が希望する競技種目の指導者を確保することが難しい状況があるため、引き続き、指導者の確保に向けて、広島市スポーツ協会等の関係団体と連携し、本事業の一層の充実を図る。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

引き続き、生徒の意欲や技能、体力を高めることができるよう、本事業の一層の充実を図る。

5 平成28年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催

大会開催期間は7月から8月までであることから、大会開催までの準備期間が短いため、競技役員・補助員及び競技会場並びに会場設営等の関係業者との協議・連携を充実させ、万全の体制で大会に臨めるよう準備を行う。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 体力向上推進事業の実施

ア 意欲を高めるための取組

市立小学校第3学年から第6学年の全児童に「体力アップハンドブック」を配付し、市立小・中学校の児童生徒を対象に「新体力テスト」の調査結果を基にした「体力アップ認定証」・「体力優秀賞」の交付を行う。

また、主体的に運動に親しむ資質・能力を育成するために、運動事例集を活用した指導方法の研修会を実施する。

イ 有効な事例を普及するための取組

本市児童生徒の体力課題である「握力」「ソフトボール投げ」、「ハンドボール投げ」の向上を図る運動プログラムを作成するため、体力向上推進委員会を設置する。

また、体育科・保健体育科の授業における指導力の向上を図るため、体力向上推進校 4 校（小学校 2 校、中学校 2 校）を指定し、小・中学校教育研究会と連携して実技研修会を実施する。

(2) Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

サンフレッチェ広島や広島東洋カープを始めとする「トップス広島」と連携・協力し、学校との日程調整を行う。

(3) 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

広島市スポーツ協会等の関係団体と連携し、地域のスポーツ経験者など専門的な指導者に実技指導を受け、技術力の向上を図るため、中学校運動部活動活性化支援事業を推進する。

(4) 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

専門的技術指導力を備えた指導者に実技指導を受け、技術力の向上を図るため、高等学校運動部活動指導者招へい事業を実施する。

(5) 平成 28 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催

役員・補助員を適正に配置し、関係機関等と緊密な連携を図り、大会運営を行う。

2 実績

(1) 体力向上推進事業の実施

ア 意欲を高めるための取組

市立小学校第 3 学年から第 6 学年の全児童に「体力アップハンドブック」を配付するとともに、「新体力テスト」の調査結果を基にした「体力アップ認定証」を小学校 19,128 枚、中学校 8,600 枚、「体力優秀賞」小学校 2,411 枚、中学校 2,376 枚の交付を行った。

イ 有効な事例を普及するための取組

体力向上推進委員会を 3 回、作業部会を 7 回開催し、運動プログラムの作成及び体力アップハンドブックの改訂を行った。

また、体力向上推進校における取組の効果を検証し、その成果を報告書にまとめ、全小・中・高等学校、広島特別支援学校に配付した。

(2) Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

「トップス広島」に加盟している競技・スポーツ団体などの現役選手や地域の競技経験者を小学校 92 校に招へいし、実技指導を受けた。これは、希望申請のあった学校の 77.3%に当たる（平成 27 年度…77.0%、平成 26 年度…76.5%）。

(3) 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

学校が希望する競技種目の指導者の確保に努め、中学校 51 校の運動部に、地域のスポーツ経験者など専門的な指導者延べ 64 人を招へいし、実技指導を受け、技術力の向上を図った。

(4) 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

市立高等学校 7 校の運動部活動に、専門的技術指導力を備えた指導者 7 人を招へいし、実技指導を受け、技術力の向上を図った。

(5) 平成 28 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催

水泳（競泳）、バスケットボール、サッカー、ボクシング、アーチェリーの各種目において、選手、監督など大会関係者は 6,260 人、入場者数は 137,796 人であった。

(人)

	選手	監督・コーチ	入場者数（延べ数）
水泳（競泳）	1,743	615	7,460
バスケットボール	1,416	233	72,052
サッカー	1,207	142	43,484
ボクシング	312	93	10,800
アーチェリー	447	177	4,000
合 計	5,125	1,260	137,796

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 体力向上推進事業の実施

ア 意欲を高めるための取組

小・中学校において、「体力アップ認定証」と「体力優秀賞」を交付することにより、児童生徒が自らの体力に関心をもち、体力向上への意欲を高めることができた。

また、中学校第2学年女子生徒の1週間の総運動時間が60分未満の割合が20.5%となり、前年度に比べて1.5%の改善が図られた。

イ 有効な事例を普及するための取組

推進校による実践研究や実技研修会等を実施することで、各学校で効果的な取組が行われ、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における平成28年度の本市平均値が、全国の平均値を上回っている種目数が、小学校男子8種目中5種目、小学校女子8種目中6種目、中学校男子9種目中5種目、中学校女子9種目中6種目となっており、全体的に改善の傾向が見られる。

(2) Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

希望申請のあった学校の77.3%の学校に指導者を派遣し、児童にとって、卓越したプレーやスポーツへの姿勢や考え方に触れる機会とすることができた。

(3) 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

市立中学校生徒の67.6%が運動部活動に加入しており、専門的技術指導力を備えた指導者に実技指導を受け、技術の向上につながっている。また、顧問教諭の指導力の向上が図られている。

(4) 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

専門的な個に応じた指導により、生徒の活動意欲が高まるとともに、生徒の技能・体力及び大会成績の向上も見られた。

(5) 平成28年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催

競技役員・補助員及び競技会場並びに会場設営等の関係業者との協議・連携を充実させ、万全の体制で大会運営を行い、全日程を終了することができた。

2 課題

(1) 体力向上推進事業の実施

ア 意欲を高めるための取組

改善が図られたものの、中学校第2学年の女子生徒の20.5%が、1週間の総運動時間が

60 分未満となっており、依然として高い割合を占めているため、今後も継続して改善を図る必要がある。

イ 有効な事例を普及するための取組

小・中学校の「握力」、小学校の「ソフトボール投げ」、中学校の「ハンドボール投げ」の運動能力の改善を図る必要がある。

(2) Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

希望申請のあった学校のうち、22.7%の学校へは指導者の派遣ができなかった。学校のニーズはあるものの、限られた期間での派遣となり調整が困難であった。

(3) 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

学校が希望する競技種目の指導者を確保することが難しい状況がある。

(4) 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

今後とも、生徒の意欲や技能、体力を高めることができるよう取組を継続することが必要である。

第5 課題への対応方針

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

引き続き、「体力アップ認定証」・「体力優秀賞」を交付するとともに、運動事例集の活用方法を普及する研修会等を通して、主体的に運動に親しむ資質・能力を育成するための指導方法の工夫改善に取り組む。

(2) 有効な事例を普及するための取組

研修会等を通して体力向上に向けた取組の実践事例を普及するとともに、効果的な運動プログラムの活用方法の普及を図る。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

引き続き、より多くの学校に指導者を派遣できるよう、トップス広島と協議を進め、円滑な事業の推進を図る。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進

引き続き、指導者の確保に向けて、広島市スポーツ協会等の関係団体と連携し、本事業の一層の充実を図る。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

引き続き、生徒の意欲や技能、体力を高めることができるよう、本事業を着実に実施する。

第1 事務の目的・概要

ヒロシマの被爆体験を原点として、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、国際平和と文化都市の一員として、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成するため、各学校において、被爆体験者から直接話を聴く会や、平和を考える集い等の開催を重点的に行ったものである。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 平和教育プログラムの推進

本プログラムを中心とした平和教育の充実を図るため、引き続き実践協力校を指定し、授業研究を行うとともに、その取組の普及に努める。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっているため、引き続き、被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進めるとともに、被爆体験を聴く会の開催趣旨等の周知に取り組む。

3 平和を考える集い等の開催

全学校において、地域の実情等に即した平和を考える集い等が実施されており、引き続き平和記念日の意義を理解させるための取組を推進する。

4 こどもピースサミットの実施

本事業を広く市民に周知するため、引き続き市政広報紙「ひろしま市民と市政」や広島市ホームページ等を活用して広報に努める。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

本事業の充実を図るため、全ての市立中学校から平和メッセージの応募が寄せられるよう、校長会等において周知に努めるとともに、引き続き市政広報紙「ひろしま市民と市政」の活用や報道機関への情報提供を行い、広報に努める。

6 平和の集い

本事業の充実を図るため、ひろしま子ども平和の集いの趣旨及び取組内容について、校長会等において周知に努めるとともに平和メッセージを発信する取組の充実を図る。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 平和教育プログラムの推進

学習内容や指導方法等の改善・充実を図るため、実践協力校を指定し、実践協力校が授業公開及び実践発表を行う。

(2) 被爆体験を聴く会等の開催

園長会・校長会において被爆体験を聴く会の趣旨等を説明する。また、被爆体験者の証言を映像記録としてDVDに保存し、映像記録DVD一覧を広島市ホームページに掲載する。

(3) 平和を考える集い等の開催

平和記念日に焦点を当て、平和を考える集い等の開催に努めるよう通知し、全小・中学校、

中等教育学校、特別支援学校において平和を考える集い等を実施する。

(4) こどもピースサミットの実施

平和についての意見文の募集及び「平和の歌声・意見発表会」の開催に関する案内を広島市ホームページに掲載するとともに、マスコミへの情報提供等を行う。

(5) 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

中学校長会で、本事業の実施内容について周知するとともに、広く市民に広報を行う。

(6) 平和の集い

校長会や市政広報紙「ひろしま市民と市政」において平和の集いの趣旨等を周知する。平和記念式典に参加する他都市からの参加団体とともに平和へのメッセージ発信を実施する。

2 実績

(1) 平和教育プログラムの推進

実践協力校に7校（小学校4校、中学校2校、高等学校1校）を指定し、実践協力校が授業公開及び実践発表を行い、平和教育プログラムを基軸とした地域の実態や学校の実情に応じた特色ある取組を普及した。

(2) 被爆体験を聴く会等の開催

園長会・校長会での説明を通して、全幼稚園、全小・中学校、中等教育学校、特別支援学校に周知した。また、被爆体験者2人の映像記録を加えた計18人の映像記録DVD一覧を広島市ホームページに掲載した。

(3) 平和を考える集い等の開催

6月に全幼稚園、全小・中学校、中等教育学校、特別支援学校に対して通知し、全幼稚園、全小・中学校、中等教育学校、特別支援学校において、8月6日の平和記念日に焦点を当てた平和を考える集い等を実施することができた。

(4) こどもピースサミットの実施

4月に広島市ホームページに掲載するとともに、6月にマスコミへの情報提供等を行い、その結果、新聞4社、テレビ1社が報道を行った。

(5) 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

中学校長会において、活動内容の報告を3回、次年度メッセンジャー募集について2回、周知した。

また、7月15日号の「ひろしま市民と市政」に、8月5日、6日のメッセージ発信について紹介する記事を掲載し、その両日の活動についてプレスリリースを行うとともに、事前研修及びメッセージ発信の活動の様子を、広島市ホームページに掲載した。

市立中学校及び広島中等教育学校64校のうち44校から2,831点の平和メッセージの応募があった。

(6) 平和の集い

市立小学校1校、市立中学校1校、高等学校1校、2団体（中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」、広島市高校生交換留学生）が参加し、平和記念式典に参加する他都市からの参加団体（5団体）とともに平和へのメッセージを発信した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 平和教育プログラムの推進

実践協力校の公開授業研究会に参加した教員が、平和教育プログラムの学習計画や参加体験型等の指導方法について理解を深め、研修成果を各学校に持ち帰り、自校の平和教育の充実に反映させるよう努めた。

(2) 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験を聴く会等の開催が定着している。

被爆体験を聴く会等実施状況（こどもたちの平和学習推進事業利用校）（校）

平成 27 年度	平成 28 年度
140	137

(3) 平和を考える集い等の開催

平和教育プログラムに基づいた平和を考える集い等の特色ある取組が、全幼稚園、全小・中学校、中等教育学校、特別支援学校に定着している。

(4) こどもピースサミットの実施

広報に努めた結果、平成 28 年度は、平成 27 年度と比べて参加者が約 30 人増加した。

こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」参加者数（市民及び保護者）（人）

平成 27 年度	平成 28 年度
約 290	約 320

(5) 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

周知と広報に努めた結果、平成 28 年度は、平成 27 年度と比べて平和メッセージの応募校数、応募点数ともに増加した。

平和メッセージ応募校数及び応募点数（市立中学校及び広島中等教育学校）

平成 27 年度	平成 28 年度
31 校 2,522 点	44 校 2,831 点

(6) 平和の集い

参加した児童生徒から、「平和の大切さについて今までより深く考えるようになった」「全国から集まった子どもたちと広島の子どもの交流は意義深い」等の感想が寄せられており、児童生徒が集いの意義を感じるとともに平和への意識が高まった。

2 課題

(1) 平和教育プログラムの推進

平和教育プログラムの充実と実践協力校の特色ある取組の普及を図るとともに、平成 27 年度に実施した意識実態調査の結果を踏まえた平和教育プログラムの見直しを検討する必要がある。

(2) 被爆体験を聴く会等の開催

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっている。

(3) 平和を考える集い等の開催

今後も、継続的に平和を考える集い等を実施する必要がある。

(4) こどもピースサミットの実施

引き続き、広報活動により、広く市民への発信に努める必要がある。

(5) 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

今後とも、全中学校から応募が寄せられるように、本事業の趣旨及び応募校の取組を広く周知する必要がある。

(6) 平和の集い

今後とも、全国から応募が寄せられるように、本事業の趣旨及び取組を広く周知する必要がある。

第5 課題への対応方針

本市独自の特色ある取組項目として、平成 29 年度の重点取組項目とする。

1 平和教育プログラムの推進

引き続き、実践協力校の特色ある取組の普及に努めるとともに、平成 27 年度に実施した意識実態調査の結果を踏まえながら平和教育プログラムの見直しを検討する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

引き続き、被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進める。

3 平和を考える集い等の開催

引き続き、平和記念日の意義についての指導に努めるよう通知するとともに、校長会等を通じて各学校の特色ある取組の普及に努める。

4 こどもピースサミットの実施

引き続き、広島市ホームページ等を活用して広く広報に努める。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

引き続き、市政広報紙「ひろしま市民と市政」や広島市ホームページ等を活用して広報に努めるとともに、校長会等で応募校の取組を周知し、好事例の普及に努める。

6 平和の集い

引き続き、市政広報紙「ひろしま市民と市政」や校長会等を通じて、広報に努める。

(才) 文化芸術教育の推進

第1 事務の目的・概要

学校における文化芸術教育の充実を図り、児童生徒の豊かな情操や感性をはぐくむために、児童生徒に、本物の文化芸術に触れる機会や文化芸術に関する学習の成果を発表する機会を提供するとともに、学校における文化芸術教育の活性化を支援する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 文化の祭典の開催

全ての学校の参加に向けて、引き続き小中高等学校長会、広島市小学校教育研究会、広島市中学校文化連盟及び広島市高等学校文化連盟と連携して取り組む。また、市政広報紙「ひろしま市民と市政」や広島市ホームページ等を活用して広く市民への広報に努める。

2 伝統文化に関する教育の推進

各学校において児童生徒が伝統芸能や生活文化に直接触れる機会を提供するなど、引き続き事業成果の普及に努める。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

引き続き指導者の発掘に努めるとともに、指導者の招へいを希望する中学校について、指導者の紹介を行う。また、指導者を招へいする中学校については、指導報告書により活動状況の確認・指導を行い、部活動の活性化を図る。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 文化の祭典の開催

文化の祭典の開催に係るポスター及びチラシを作成するとともに、本市ホームページに各部（小学校の部・中学校の部・高等学校の部）の開催日や会場を掲載する。また、平成29年度に向けて、小中高等学校長会において、適切な時期に情報提供する。

(2) 伝統文化に関する教育の推進

感動体験推進事業及び特別非常勤講師の配置、文化庁による文化芸術による子供の育成事業の活用によって、児童生徒が伝統芸能や生活文化に直接触れる機会を提供する。

(3) 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

指導者の招へいを希望する全ての中学校に、文化・芸術に造詣が深く指導力の優れた指導者を派遣する。

2 実績

(1) 文化の祭典の開催

10月にポスター及びチラシを配布するとともに、広島市ホームページに開催日や会場を掲載した。また、3月の小中高等学校長会において、各部の開催日等を周知した。

(2) 伝統文化に関する教育の推進

3月に、各小中学校、広島中等教育学校及び広島特別支援学校へ、感動体験推進事業及び特別非常勤講師の配置について周知するとともに、各小中高等学校、中等教育学校及び広島特別支援学校へ、文化庁による文化芸術による子供の育成事業について周知した。

(3) 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

指導者の招へいを希望した中学校 54 校全てに、延べ 64 人の指導者を派遣し、生徒の多様なニーズに応じた文化活動の活性化を図った。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 文化の祭典の開催

幼稚園を除く市立学校 214 校のうち、213 校がいずれかの部門に参加した。

市民や保護者の参加については、小学校・中学校・高等学校の部で、来場者が増加した。

各部の来場者数 (人)

年度	小学校	中学校	高等学校
平成 27 年度	8,847	2,732	6,659
平成 28 年度	10,245	2,784	6,818

(2) 伝統文化に関する教育の推進

伝統文化に直接触れる機会を設定した学校が、小学校では 74 校、中学校では 63 校、特別支援学校 1 校であった。

(3) 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

指導者の招へいを希望した 54 校全てに指導者を派遣したことにより、生徒の多様なニーズに応じた文化活動の活性化を図った。

2 課題

(1) 文化の祭典の開催

引き続き市立学校の文化活動の優れた取組を発信し、一般市民の参観を増やすことで、広島市の文化振興に寄与することに努める。

(2) 伝統文化に関する教育の推進

児童生徒が伝統芸能や生活文化に直接触れる体験の機会を増やしていく必要がある。

(3) 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

指導者の派遣希望が多様化しており、部活動によっては、指導者の確保が困難な状況にある。

また、年間を通じて継続した部活動指導を行うための指導者の派遣時数が不足している現状がある。

第 5 課題への対応方針

1 文化の祭典の開催

引き続き広島市ホームページ等を活用して広く市民への広報に努める。

2 伝統文化に関する教育の推進

各学校において児童生徒が伝統芸能や生活文化に直接触れる機会を提供するなど、引き続き伝統文化に関する教育の普及に努める。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施

指導者の確保が難しい部活動については、同一指導者を複数の中学校へ派遣するなど、指導者の配置を工夫する。

また、指導者 1 人当たりの指導時間を増加することにより、本事業の一層の充実を図る。

(力) 多様な教育の推進

第1 事務の目的・概要

社会的課題に対処する意欲や態度をはぐくむため、キャリア教育や福祉教育、国際理解教育、環境教育等の多様な教育を推進する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 キャリア教育、福祉教育の推進

学校の取組への支援及び地域への普及・啓発に努める必要がある。引き続き、地域への一層の普及・啓発に向け、地域・企業にリーフレットを配布するとともに、関係部局や企業と連携を図り、ホームページを活用した広報や職場体験の受入可能事業所リストの充実を図る。

2 国際理解教育の推進

国際理解教育の推進の取組を実施するとともに、優れた事例を全学校に普及するため、引き続き、優れた事例を校長会や研修会等で周知するとともに、生徒と留学生が交流する場を設ける。

また、多くの高校生に留学の機会を提供するため、長期留学に加え、長期休業中における短期留学の実施を検討する。

3 環境教育の推進

各学校における取組の一層の充実を図る必要があるため、引き続き、優れた事例を校長会や研修会等で普及するとともに、関係部局や企業との連携を図る。

また、引き続き、ユネスコスクールへの加盟及びESDの普及に向けて、加盟校の取組及びその成果について、ホームページ等を活用して全学校へ発信するとともに、校長会や教員を対象とする研修会において、実践発表を行う。

※ESD：Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」のこと。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) キャリア教育、福祉教育の推進

ア キャリア教育の推進

中学校が行う職場体験学習のリーフレットを作成後、ホームページに掲載し、各学校を通じて事業所等へ配布するとともに、ホームページで受入可能事業所を募集し、受入可能事業所リストを随時更新する。

さらに、関係課や地元企業と連携し、企業の将来的な人材確保を視野に社会教育を拡充することに取り組む。

イ 福祉教育の推進

市立小・中学校において児童・生徒や地域の実態に応じて、福祉教育の推進に向けて取り組む。

(2) 国際理解教育の推進

「ひろしま子ども平和の集い」において、派遣及び受入留学生が共同して平和のメッセー

ジを発表し、それぞれの体験や異文化理解の大切さについて伝え合う機会を設ける。

また、広島市高校生交換留学生として10か月間、広島市の高校生を海外に派遣するとともに、海外の高校生を広島市内の高等学校で受け入れる。

さらに、グローバル社会で活躍できる人材を育成することを目的とした短期留学の導入について、関係機関と連携し、協議・検討を行う。

(3) 環境教育の推進

学校環境月間を6月と定め、環境局主催の取組や、企業とコラボレーションした環境学習などを小・中学校に推奨し、各学年で一つ以上の取組をするよう通知する。取組の結果は全小・中学校に情報提供するとともに、関係部局と連携し、ホームページで発信するなど、事後学習で活用できるよう工夫する。

環境問題など、地球規模の課題の解決に向けて取り組み、持続可能な未来や社会を構築することを目指した教育を行うユネスコスクールの活動内容を発信する。また、ESD に対する啓発活動を行う。

2 実績

(1) キャリア教育、福祉教育の推進

ア キャリア教育の推進

実施学年を変更するため実施しなかった1校を除く全市立中学校計63校の2年生又は3年生約9,500人が、地域の事業所や病院、福祉施設等の支援を受け、職場体験学習を行うことができた。

さらに、平成29年3月に市と市教委、経済団体が連携し中学生を対象としたキャリア教育事業の充実を目的とした「ひろしまキャリア教育応援団」を設置した。

イ 福祉教育の推進

福祉教育の一環として、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等で、車いす体験やアイマスク体験、高齢者や障害のある方々との交流、ボランティア活動等を実施した。

(2) 国際理解教育の推進

「ひろしま子ども平和の集い」において、派遣留学生7人と、受入留学生5人が共同で世界恒久平和に向けた思いを相互に共有し、それをまとめたメッセージを発信することができた。

また、広島市高校生交換留学生として、広島市の高校生6人をアメリカ、ドイツ、フィンランドに派遣するとともに、海外の高校生5人をノルウェー、スロバキア、ドイツ、スイス、デンマークから受け入れた。

さらに、フィリピン・セブ市及びカナダ・モントリオール市における短期留学プログラムを作成した。

(3) 環境教育の推進

環境局が主催する「ライトダウンキャンペーン」に協力した学校は、前年度よりも小学校4校、中学校4校増加した。企業とコラボレーションした「企業の出前授業」においては、実施校が前年度に比べ小学校は10校減、中学校は2校増であった。

「ライトダウンキャンペーン」及び「企業の出前授業」の実施校数

年度	平成 27 年度		平成 28 年度	
校種	小学校	中学校	小学校	中学校
ライトダウンキャンペーン	113	22	117	26
企業の出前授業	78	3	68	5

環境局が主催する「こどもエコチャレンジ」に取り組んだ児童は、前年度に比べ 3,112 人増加した。また、節電・節水、リサイクル等の「学校エコライフ」に取り組んだ小・中学校の学校数が前年度に比べ 6 校増加した。

また、ユネスコスクールの活動について、校長会やホームページ等で紹介し、小学校 1 校と中学校 2 校が新たに申請した（計 小学校 4 校、中学校 3 校）。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) キャリア教育、福祉教育の推進

ア キャリア教育の推進

63 校全ての学校が職場体験活動を実施することができ、これからの進路や将来の職業について考えたり、毎日の学校生活へ前向きに取り組んだりする態度の向上へつなげることができた。

さらに、「ひろしまキャリア教育応援団」を創設したことにより、受入企業の拡充や体験プログラムや受入企業の協力手法等の改善策について検討していくことが可能となった。

イ 福祉教育の推進

学校の実態に応じて、特色ある福祉教育を推進することができている。

(2) 国際理解教育の推進

「ひろしま子ども平和の集い」を通して、留学生が自らの体験を振り返り、平和について深く考える機会を持つことができた。

また、海外へ派遣した高校生は、留学体験を通して、豊かな国際的感覚、語学力、コミュニケーション能力などを身に付けており、海外から留学生を受け入れた高校においては、国際理解教育の充実が図られている。

さらに、短期留学プログラムを作成し、次年度以降多くの高校生に留学の機会を提供することが可能となった。

(3) 環境教育の推進

児童生徒の地球温暖化などの環境問題に対する関心が高まり、環境保全に参画する態度や実践力が育っている。

2 課題

(1) キャリア教育、福祉教育の推進

ア キャリア教育の推進

今後とも、職場体験活動の支援を充実させ、多様なニーズに対応できるよう地域への普及・啓発に努める必要がある。

また、職場体験活動の充実に向けて、「ひろしまキャリア教育応援団」について、各学校への周知を図るとともに、共催企業を増加していく。

イ 福祉教育の推進

福祉教育の推進の取組を実施するとともに、優れた事例を全学校に普及する必要がある。

(2) 国際理解教育の推進

今後とも、高校生と留学生が交流する場を設定し、その交流の充実を図る必要がある。

また、広島市高校生交換留学生として派遣される高校生に対する事前・事後研修及び、本市に留学している留学生の研修の充実を図る必要がある。

さらに、新たに導入する短期留学プログラムに、多くの高校生が留学できるよう、広く周知する必要がある。

(3) 環境教育の推進

関係部局や企業と連携した取組などにより、各学校における取組の一層の充実を図る必要がある。

また、ESD の普及に向けて、加盟校を増やす必要がある。

第5 課題への対応方針

1 キャリア教育、福祉教育の推進

(1) キャリア教育の推進

引き続き、地域・企業にリーフレットを配布するとともに、関係部局や企業と連携を図り、ホームページを活用した広報や職場体験の受入可能事業所リストの充実を図る。

さらに、「ひろしまキャリア教育応援団」の周知に向けて、校長会や研修会等で働きかける。

(2) 福祉教育の推進

福祉教育の優れた事例を校長会や研修会等で周知・徹底を図る。

2 国際理解教育の推進

引き続き、「ひろしま子ども平和の集い」に参加するとともに、メッセージを作成するための事前研修において、本市の高校生と留学生が平和について深く考えることができるよう支援を行う。

また、市立高等学校を始めとする広島市内の高等学校に長期留学及び短期留学の実施について広く周知することにより、多くの高校生を海外に留学させる。

3 環境教育の推進

引き続き、関係部局や企業との連携を図るとともに、各校の取組や結果等をホームページ等で発信し普及する。

また、ユネスコスクールへの加盟及びESD の普及に向けて、加盟校の取組及びその成果について、校長会や教員を対象とする研修会において、実践発表を行い、周知徹底を図る。

(キ) 少人数教育の推進

第1 事務の目的・概要

基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図り、個性や能力を伸長する教育の充実を図ることを目的に、児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえて、義務教育9年間を見通した少人数による個に応じたきめ細かな指導を推進する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

今後も引き続き、少人数学級及び少人数指導のよさを生かした指導の充実を図る必要がある。

このため、平成28年度も引き続き、少人数学級や少人数指導のよさを生かした効果的な指導方法等について具体的な事例を示し、授業研究会や研修会等において普及を図る。

今後、更なる少人数教育の推進に当たっては、教職員の定数改善計画などの国の動向、本市の財政状況や児童生徒数の推移、これまでの取組の成果や課題を検証しながら検討を行う。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 少人数学級の実施

小学校1年生から中学校1年生までの学年で、原則として35人以下学級を実施する。

また、本年度市費臨時的任用教諭新規採用者に対し、実地指導を行うとともに、次年度新規採用予定者で参加を希望する者に対し、「きめ細かな教育推進のための広島市立小学校・中学校臨時的任用教諭予定者のための授業見学会」を実施する。

(2) 少人数指導の実施

中学校2・3年生の学級生徒数の平均が30人を超える学校で、国語・数学・英語のうち学校が希望する教科について非常勤講師を配置し、習熟度別の少人数指導を実施する。

2 実績

(1) 少人数学級の実施

市費臨時的任用教諭を、小学校に154人、中学校に32人配置し、35人以下学級を実施した。また、市費臨時的任用教諭の新規採用者小学校65人、中学校10人（国語2人、社会1人、数学1人、理科4人、英語2人）に対して、6月から12月にかけて指導主事による実地指導を行った。

また、「きめ細かな教育推進のための広島市立小学校・中学校臨時的任用教諭予定者のための授業見学会」を牛田小学校及び観音中学校で実施した。

(2) 少人数指導の実施

以下の学年、教科において非常勤講師を配置し、習熟度別少人数指導を行った。

平成28年度少人数指導実施校数

(校)

教科 学年	国語	数学	英語	配置校数
2年	2	9	16	19
3年	4	6	11	16

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 少人数学級の実施

児童生徒一人一人の理解度やつまづき等に応じて丁寧に支援することや、各学校において、各クラスの教室空間を有効活用するなどの工夫を行い、少人数学級のよさを生かした指導の改善が図られている。

(2) 少人数指導の実施

生徒の習熟度に応じたきめ細かい指導を行うことが可能となり、生徒は授業中じっくりと考えながら意欲的に学習に取り組んでいる。

また、生徒一人当たりの発言、発表する機会が増えるなど、教員が指導方法の工夫を図りながら一人一人にきめ細かく指導することを大切にしながら授業を行っている。

2 課題

(1) 少人数学級の実施

今後も引き続き、少人数学級のよさを生かした指導の充実を図る必要がある。また、少人数学級を実施するに当たり、市費少人数臨時的任用教諭の指導力の向上を図る必要がある。

(2) 少人数指導の実施

今後も引き続き、少人数指導のよさを生かした指導の充実を図る必要がある。

第5 課題への対応方針

引き続き、授業研究会や研修会等を通じて、市費少人数臨時的任用教諭の指導力の向上を図る。また、少人数指導のよさを生かした効果的な指導方法等について具体的な事例を示すなどして、個に応じたきめ細かな指導を充実させる。

今後、更なる少人数教育の推進については、教職員の定数改善計画などの国の動向、本市の財政状況や児童生徒数の推移、これまでの取組の成果や課題を検証しながら検討を行う。

第1 事務の目的・概要

魅力ある高校づくりの一層の充実に取り組むため、市立高等学校の将来構想である「広島市ハイスクールビジョン」（平成28年11月策定）の行動計画として策定した「ハイスクールビジョン推進プログラム」（平成29年1月策定）等に基づき、各学校がそれぞれの特色に応じた多彩な教育活動を推進する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 学力の向上

学校において、指導内容や指導方法等についてより一層の改善を図る必要がある。また、教員の資質・能力及び授業力の向上に向けて、授業研究会を充実させる必要がある。

このため、今後とも計画的に指導主事による学校訪問指導を実施し、各学校を支援するとともに、授業研究会に指導主事を派遣し、指導助言を行う。

研究指定校における取組を充実させるとともに、その成果を全市立高校に普及し、学力向上に係る取組をより一層推進する。

2 キャリア教育の推進

各学校におけるキャリア教育の一層の充実に向け、引き続き、専門技術派遣研修等の研修機会を設け、教員の資質・能力及び授業力の一層の向上を図る。

生徒が自発的に意欲を持って学習に取り組めるよう、プロフェッショナル人材活用事業等を実施し、外部人材を活用した講演会や実技指導、研修会などの充実を図る。

高大連携の推進については、より生徒のニーズに応じた内容にするため、教育ネットワーク中国及び市立大学芸術学部と連携し、講座内容の一層の充実に努める。

就職活動の支援や雇用企業の開拓を推進し、引き続き就職コーディネーター2人を配置し、指導の充実を図る。

3 中高一貫教育の推進

広島中等教育学校として、一層の魅力づくりを推進するため、教育内容の充実と教職員の資質能力の向上に向けて、引き続き指導主事が学校訪問指導等を行い、学校を支援する。

4 定時制教育の充実

「新しいタイプの高等学校」においては、課程の枠組みに捉われないフレキシブルな学びの実現、基礎的な学力やコミュニケーション能力などの向上、生徒の健全な成長を促し自己実現を図るための生徒指導の充実、キャリア教育の推進等を行う必要がある。

このため、開校に向けた事務執行体制を整え、学校の組織編制、教育課程、入学者選抜、施設設備、予算、人事、給与等について引き続き準備を進めるとともに、平成29年度の学校設置に向け、条例・規則改正を行う。また、平成30年4月開校（予定）に向けて、建設工事等に着手する。

5 普通科のコースの充実

普通科のコース（基町高等学校：創造表現コース、舟入高等学校：国際コミュニケーションコース、沼田高等学校：体育コース）の充実に向け、引き続き学校と連携を図り、特色ある取組を推進するため、教育活動等の一層の充実を図るとともに、将来構想について検討する。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 学力の向上

学力向上に向けた研究指定校では、平成28年度に新たに2校を指定し、計4校において、年間を通じて大学教授や指導主事等を招へいした研修会を実施するなど、授業改善に向け、アクティブ・ラーニング型授業の実践的な研究を行い、その成果を公開授業研究会において市立高校等に発信する。

(2) キャリア教育の推進

高度な専門技術に係る教員研修を実施するとともに、先進的な取組を行っている専門高校への視察等に、教員を派遣する。

プロフェッショナル人材活用事業において、生徒を対象として、大学教授等を招へいした講演会や実技指導等を実施するとともに、企業で働く社会人等から専門的知識・技能の指導を生徒が直接受ける研修会等を実施する。

教育ネットワーク中国の開催する高大連携講座を市立高校へ周知するとともに、生徒の参加機会を確保する。また、市立大学芸術学部と連携し、生徒及び教員対象の公開講座を開催する。

就職コーディネーターを2人配置し、高校生の就職活動の支援や雇用企業の開拓を推進する。

(3) 中高一貫教育の推進

広島中等教育学校において、先進校視察を行うとともに、研究推進委員会を設置し、中高一貫教育の一層の充実を図るため、教育課程の見直しを行う。また、研究推進委員会に指導主事が参加し、指導助言を行う。

(4) 広島みらい創生高等学校の整備

平成30年4月の開校に向けた、事務執行体制を整えるため、指導第二課内に6人の職員を配置し、学校の組織編制、教育課程、入学者選抜、施設設備、予算、人事、給与等について検討を行う。

(5) 普通科のコースの充実

普通科コースの充実に向け、普通科コース設置校において、コースの充実に向け、校内に将来構想検討会議を設置し、将来構想を検討する。

2 実績

(1) 学力の向上

全学校において校内研修会を実施し、指導内容や指導方法等の改善に向け研修を深めた。

また、教頭会が主催する市立高等学校公開研究会に、市立高等学校全8校から約300人が参加した。(実施教科：9教科、指導助言者：指導主事5人)。

市立高等学校4校を学力向上に向けた研究指定校として、効果的な指導方法の開発等の研究を行い、公開授業研究会を開催するなどして、年間を通して実施した授業改善の成果を発信した。

(2) キャリア教育の推進

高度な専門技術に係る研修や先進的な取組を行っている専門高校への視察等に、15人の教

員を派遣した。

プロフェッショナル人材活用事業では、全ての学校において、計 46 回の実技講習や講話を実施した。

教育ネットワーク中国が主催する高大連携講座へ市立高校 4 校から延べ 23 人の生徒が参加し、市立大学芸術学部と連携した公開講座に、市立高校教諭 1 人、講師 1 人、生徒 18 人が参加した。

就職コーディネーター 2 人が、企業を延べ 595 社訪問し、また、ハローワークへの訪問を 40 回、市立高校の学校訪問を 237 回行った。

(3) 中高一貫教育の推進

6 年間一貫した教育を推進するため、教育課程の見直しを行い、次年度から実施する後期課程との円滑な接続を行うための教育課程の編成を行った。

(4) 広島みらい創生高等学校の整備

平成 29 年 2 月議会において、校名を「広島市立広島みらい創生高等学校」と決定するとともに、学校の設置に向けて、条例・規則を整備した。

また、校舎建設に係る解体工事、建設工事の開始に着手した。

(5) 普通科のコースの充実

今後 10 年間の行動計画として、ハイスクールビジョン推進プログラムを策定した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 学力の向上

各学校において、指導内容や指導方法の改善を図るため、校内研修会を開催し、意欲的に授業改善に取り組むことができた。

また、市立高等学校公開授業研究会では、指導主事が指導助言を行うことにより、教員の実践的指導力の向上を図ることができた。事後アンケートの結果、80%以上の教員が研究協議内容の有用性について肯定的な回答をした。

さらに、研究指定校（4 校）において、公開研究会を開催し、アクティブ・ラーニング型授業等の実践的な取組の普及に努めた。

(2) キャリア教育の推進

専門技術派遣研修等の実施や就職コーディネーターの活動により、市立高校の就職希望者の就職率は 100%であった。

また、プロフェッショナル人材活用事業を全ての学校で実施することにより、生徒の学習意欲を喚起し、将来に向けての目的意識の高揚を図ることができた。

(3) 中高一貫教育の推進

魅力ある教育課程について、学校全体で取り組み、後期課程と円滑に接続する教育課程を編成することができた。

(4) 広島みらい創生高等学校の整備

県市で協議を行い、学校設置に向けた条例・規則の整備や校舎建設に係る解体工事、建設工事の着手を円滑に進めることができた。

(5) 普通科のコースの充実

各学校が議論を重ね、普通科のコースの充実に向けて、重点的に取り組むべきことを明らかにするハイスクールビジョン推進プログラムを策定することができた。

2 課題

(1) 学力の向上

国において進められている高大接続の方針を踏まえ、授業改善や指導力向上等の取組をより一層充実させる必要がある。

(2) キャリア教育の推進

専門技術派遣研修等の実施や就職コーディネーターの活動により、引き続き市立高校の就職希望者の就職率は100%を維持する必要がある。

(3) 中高一貫教育の推進

先進校視察等や研究推進委員会で議論を重ねることにより、6年間の中高一貫教育のメリットを生かした学校経営ビジョンやカリキュラム編成の必要がある。

(4) 広島みらい創生高等学校の整備

平成30年度入学者選抜の円滑な実施、教育環境の整備等、開校に向けた準備を進める必要がある。

(5) 普通科のコースの充実

ハイスクールビジョン推進プログラムに基づいて、各校において取組を進めていく必要がある。

第5 課題への対応方針

1 学力の向上

研究体制を充実させ、引き続き授業改善に向けた実践的な研究を推進するとともに、その成果の普及に努める。

2 キャリア教育の推進

引き続き生徒の社会的職業的自立に向けて、教員の指導力の向上を図るとともに、生徒の視野を広げるための取組を充実させる。また、引き続き就職コーディネーター2人を配置し指導の充実を図る。

3 中高一貫教育の推進

広島中等教育学校として、一層の魅力づくりを推進するため、後期課程の教育内容と指導方法を検証していく。

4 広島みらい創生高等学校の整備

平成30年4月の開校に向け、教育環境の整備、教育内容の構築を図る。

また、学校の特色、入学者選抜の方法等について、生徒、保護者等広く市民に対して広報していく。

5 普通科のコースの充実

ハイスクールビジョン推進プログラムに基づき、各学校において教職員の意識を高め、取組の一層の充実を図る。

第1 事務の目的・概要

次世代の子どもたちを心身ともに健やかにはぐくむ幼児教育や子育て支援の充実を図るため、「広島市立幼稚園の今後の方向性」（平成22年3月策定）に基づき、拠点園による実践研究や幼保小連携の取組を推進するとともに、本市の幼児教育の充実に向けて市立幼稚園の今後の方向性について検討する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 拠点園の研究推進

引き続き拠点園6園の取組を全市立幼稚園で共有し、全教員の資質向上に努めるとともに、保育公開及び講演会の実施により、関係教育機関（私立幼稚園・公立保育園・私立保育園・認定こども園・小学校・特別支援学校等）の教諭、保育士、保育教諭、保護者、そして地域に対して、就学前教育・保育や子育て支援に係る情報の提供に努める。

2 幼・保・小連携の推進

今後も、幼児の見取りや小学校における適切な支援の在り方等について研修を行う必要がある。また、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るためには、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の双方が接続を意識する期間を「接続期」（5歳児から小学校第1学年までの期間）というつながりで捉え、子どもの発達と学びを連続させていくことが必要である。

引き続き全小学校区において合同研修会や交流授業等を実施するとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、落合東小学校・幼稚園が連携して作成した幼保小接続カリキュラム（アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム）の普及を図る。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

公立・私立の幼稚園、保育園等を通して幼児教育の更なる質の向上を図る観点から、文部科学省の「幼児教育の推進体制構築事業」を活用し、関係部局や私立幼稚園協会等とも連携・協働の上、平成28年度から原則3か年、各施設等を巡回して指導・助言を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置、地域のコーディネートを行う「幼児教育センター」機能の設置等の調査研究を行うことにより、本市における幼児教育の推進体制を構築していく。

市立幼稚園の今後の方向性については、本調査研究の成果と課題、国の動向や「広島市子ども・子育て支援事業計画」などを踏まえ、引き続き、私立幼稚園など教育・保育施設及び関係部局との連携を図りながら検討する。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 拠点園等による研究推進

拠点園（6園）が連携園（13園）の協力の下、それぞれの研究テーマに沿って実践研究を行うとともに、その成果を公開保育及び研修会を通して、私立幼稚園・公私立保育園・認定こども園・小学校に発信する。また、全園で幼児のひろば等の実施を通して、保護者、地域に対して子育ての悩みの相談に応じる等、子育て支援に取り組む。

(2) 幼保小連携の推進

小学校区を単位として設置している幼保小連携推進委員会において、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の交流、連携を推進するとともに、幼保小連携実践研究校の制度設計を行う。また、落合東小学校区において県の幼保小接続カリキュラム研究開発事業「研究開発指定園・校」（平成 27・28 年度）に取り組む。

(3) 市立幼稚園の今後の方向性の検討

ア 「幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会」の設置・開催

幼児教育の推進体制構築事業の円滑な推進に当たり、専門的見地から幅広く意見を聴取するため、学識経験者、教育関係者、関係団体代表者、行政関係者で構成する「幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会」を開催し、次の事項について、広く意見を聴取する。

(ア) 地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置に関すること

(イ) 「幼児教育アドバイザー」の育成・配置に関すること

(ウ) その他幼児教育の推進体制構築に関すること

イ 「幼児教育支援協議会」の設置・開催

教育委員会事務局とこども未来局との連携・協働により、幼児教育センターとしての機能を担う協議会を設置し、次の事項について調査研究を行う。

(ア) 本市に必要な幼児教育センター機能と役割についての検討

(イ) 幼稚園教員、保育士等の資質・能力の向上に向けた体系的な研修計画策定に向けた検討

(ウ) 本市で求められる幼児教育アドバイザーの役割や活用方法についての検討

2 実績

(1) 拠点園等による研究推進

【拠点園公開保育・研修会等】

六つの拠点園が計 13 回の公開保育・研修会を開催するとともに、全 19 園において計 401 回の幼児のひろばを実施した。

【参考：拠点園名及び実践研究テーマ】

基町幼稚園（情報発信）、矢賀幼稚園（特別支援教育）、長束幼稚園（地域連携）、山本幼稚園（教員の資質向上）、落合東幼稚園（幼保小連携）、船越幼稚園（保護者支援）

(2) 幼保小連携の推進

全ての小学校区の幼保小連携推進委員会が、合同研修会や交流授業等を実施した。また、落合東幼稚園においては、平成 27 年度・平成 28 年度、県の幼保小接続カリキュラム研究開発事業「研究開発指定園・校」として、落合東小学校とともに、研究実践を進め、幼保小接続カリキュラムを作成し、11 月に公開保育・研究会を行った。

(3) 市立幼稚園の今後の方向性の検討

ア 「幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会」の開催状況

回	開催日	内 容
第 1 回	平成 28 年 8 月 26 日 (金)	・平成 28 年度調査研究計画案について 等
第 2 回	平成 28 年 11 月 11 日 (金)	・幼児教育アドバイザーの派遣等について ・幼稚園教員等の研修の現状について 等
第 3 回	平成 28 年 12 月 16 日 (金)	・幼児教育アドバイザーの派遣等について ・幼稚園教員等の今後の研修について 等
第 4 回	平成 29 年 2 月 7 日 (火)	・平成 28 年度 of 取組に係る論点整理 ・平成 29 年度 of 取組予定について 等

イ 「幼児教育支援協議会」の開催状況

回	開催日	内 容
第 1 回	平成 28 年 10 月 26 日 (水)	・事業の進捗状況について 等 ・第 2 回「幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会」での提案内容について
第 2 回	平成 28 年 12 月 9 日 (金)	・第 3 回「幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会」での提案内容について
第 3 回	平成 29 年 1 月 5 日 (木)	・幼児教育アドバイザーの派遣等について ・幼稚園教員等の今後の研修について 等
第 4 回	平成 29 年 2 月 1 日 (水)	・第 4 回「幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会」での提案内容について

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 拠点園等による研究推進

公開保育及び研修会を通して、実践研究の成果を発信することで、参加した教員の専門性を高めることができた。また、市立幼稚園全 19 園が幼児のひろばを実施することによって、延べ 8,129 人の幼児と 7,293 人の保護者の参加を得て、保護者・地域に積極的に情報発信することができた。

(2) 幼保小連携の推進

合同研修会や交流授業の実施により、小学校教員が就学予定児の状況の把握や入学後の適切な支援の在り方について理解を深めることや、落合東幼稚園・落合東小学校による公開保育・研究会を行うことにより、研究成果を広く発信することができた。また、2 校の幼保小連携実践研究校を確保できた。

(3) 市立幼稚園の今後の方向性の検討

ア 「幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会」の開催

- ・本市に必要な幼児教育センターの役割や機能、幼児教育アドバイザーの役割等について、関係団体との共通理解を深めることができた。
- ・「幼稚園教員、保育士等の研修」、「保幼小の接続」について、調査研究を進めていく上での課題の整理と今後の取組の方向性に係る意見交換を行うことができた。

イ 「幼児教育支援協議会」の開催

教育委員会事務局とこども未来局が連携・協働して、次の事項について検討を進めるこ

とができた。

- ・ 本市に必要な幼児教育センター機能と役割について、関係者が共通認識を持つとともに設置に係る課題の整理ができた。
- ・ 幼稚園教員、保育士等の資質・能力の向上に向けた体系的な研修計画策定に向けて、関係団体代表や学識経験者から意見聴取を行うことができた。
- ・ 本市で求められる幼児教育アドバイザーの役割や活用方法について、関係者間で共通理解を図るとともに、大学教授や幼稚園、保育園の園長、教育委員会の指導主事等を経験した幼児教育の知識と経験豊富な 15 人の幼児教育アドバイザーを確保することができた。
- ・ 関係団体と幼児教育アドバイザーの役割等について、共通理解が図られたことから、平成 28 年 1 月以降、私立幼稚園や公私の保育園においても幼児教育アドバイザーの活用が図られた。

幼児教育アドバイザーの派遣回数

(回)

年 月	公立 幼稚園	私立 幼稚園	公立 保育園	私立 保育園	私立認定 こども園	計
平成 28 年 11 月	4	—	—	—	—	4
平成 29 年 1 月	5	3	1	—	—	9
平成 29 年 2 月	25	1	6	1	—	33
平成 29 年 3 月	5	—	3	—	—	8
合 計	39	4	10	1	—	54

2 課題

(1) 拠点園等による研究推進

引き続き、拠点園 6 園がそれぞれの研究テーマに沿って研究を推進する必要がある。

(2) 幼保小連携の推進

接続カリキュラムについては、小学校教育への円滑な接続を図るため、新幼稚園教育要領等に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、平成 32 年度からの全面実施に向けて全小学校区において検討及び作成を行う必要がある。

(3) 市立幼稚園の今後の方向性の検討

本市の幼児教育の課題の解決に向け、幼児教育支援協議会において共通認識を図った、以下のような機能と役割を果たせるような幼児教育センターの設置に向けた検討が必要である。

- ・ 全市の幼稚園教員・保育士等の資質能力の向上に資するため、幼稚園・保育園及び公立・私立等の垣根を越えた体系的な研修計画の策定・実施
- ・ 全市の就学前教育・保育施設に幼児教育アドバイザー派遣等の一元管理及び派遣による成果の集約と、各就学前教育・保育施設へのフィードバック
- ・ 市立幼稚園の拠点園等における幼児教育に係る取組の成果の普及

第 5 課題への対応方針

1 拠点園等による研究推進

幼児教育アドバイザー等の外部講師を活用し、実践研究や研修体制の充実を図る。

2 幼保小連携の推進

幼保小連携実践研究校を2校指定し、接続カリキュラムの実施に向けた検討や実践研究、幼保小連携の充実を図る。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

国の委託事業（幼児教育の推進体制構築事業）が満了となる平成30年度末までに、本市における幼児教育の推進体制を構築する必要がある。

については、委託事業2年目となる平成29年度は、引き続き幼児教育支援協議会において、全市の幼稚園教員・保育士等の資質能力の向上に資する研修の在り方や、幼児教育アドバイザーの効果的な活用等について、より一層調査・研究を進め、平成31年度からの幼児教育センターの設置等について具体的に検討する（なお、幼児教育支援協議会については、幼児教育センター設置をもって廃止する。）。

なお、市立幼稚園の今後の方向性については、本調査研究の成果と課題、国の動向や「広島市子ども・子育て支援事業計画」などを踏まえ、引き続き、私立幼稚園など教育・保育施設及び関係部局との連携を図りながら検討する。

第1 事務の目的・概要

いじめや暴力行為などの問題行動及び不登校の問題の解決に向け、スクールカウンセラー活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業等の事業を実施する。

特にいじめは、いじめを受けた児童生徒の人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、「いじめに関する総合対策」について重点的に取組を推進する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 いじめの問題の解決に向けた取組

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題であり、今後も、「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づく五つの柱を中心に、従前から実施している取組の充実強化を図り、いじめ対策に万全を期す。

また、年6回、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、「いじめの相談に係るカード」や「のぼり旗」について検討・作成し、児童生徒がいじめ等による不安や悩みを相談できる窓口の周知徹底を図るとともに、学校と関係機関が一体となり「いじめを生まない風土を醸成する取組」の気運を高める。

さらに、「広島市PTA協議会」と連携を図り、児童生徒の自発的ないじめ防止の取組の充実を図る。

2 不登校児童生徒への支援

不登校のきっかけや要因は様々であることから、今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の助言を受けながら早期に対応を図ることが必要である。

そのため、スクールカウンセラーから教員が専門的な助言を受けながら対応方針を決定するコンサルテーション会議やチーム支援の充実など、教育相談体制を強化するとともに、不登校児童生徒の理解と支援に関する教職員の資質向上及び専門家と連携したきめ細やかな指導を推進する。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を「チーム学校」の一員として位置付け、学校の指導体制の強化を図るため、引き続き、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの人員の拡充を図る。

3 暴力行為の減少に向けた取組

暴力行為を繰り返す児童生徒の背景は様々であることから、スクールカウンセラーや警察等の機関が連携して取り組んでいくことが必要である。

そのため、引き続き、「非行防止教室」の開催による未然防止等に向けて取り組むとともに、暴力行為が多発している小学校に対しては、「生徒指導アドバイザー」や「自立支援相談員」、さらに、「生徒指導支援員」などを積極的に学校に派遣し、中学校に対しては、引き続き、「生徒指導支援員」や県警の「スクールサポーター」などを学校に派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行い、課題の早期解決を図る。

また、「少年サポートセンターひろしま」と連携を図り、随時、「少年育成官」や「自立支援相談員」などと情報交換や対応方針などを協議することにより、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進する。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) 取組内容

ア 小学校における生徒指導に係る組織体制の充実・強化を図る。

- ・ 全ての小学校における生徒指導主事の任命
- ・ 生徒指導主事を補助するための非常勤講師の配置（配置校30校程度、1校当たり週6時間程度）

イ 全小・中学校において、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」、「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」に基づく取組を推進する。

- ・ 各教科における協同学習の実施
- ・ 対人関係に係るスキル教育の実施
- ・ スクールカウンセラーと教職員が連携したチーム支援の実施

ウ 「いじめに関する総合対策」に基づくその他の取組を推進する。

- ・ 各学校への「ふれあい相談窓口」の設置
- ・ 児童会、生徒会による「楽しい学校づくり週間」等の取組の実施
- ・ 児童生徒の「学校環境適応感尺度」の実施
- ・ 定期的ないじめに関するアンケート調査の実施及びアンケート内容の工夫改善

(2) 実績

ア いじめの認知件数は、平成27年度と比較して全体で453件（78.6%）増加したが、本市における児童生徒の千人当たりのいじめの認知件数は、全国の平均値（平成27年度）を下回ったままである。

いじめの認知件数の推移

(件)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	※平成28年度
小学校	270	135	367	363	789
中学校	291	124	288	201	234
高等学校	13	3	24	12	6
合計	574	262	679	576	1,029

※ 平成28年度の件数は、速報値である。

イ 不登校児童生徒数は、平成27年度と比較して全体で8人減少することができたが、本市における児童生徒の千人当たりの不登校児童生徒数の発生率は、依然として全国の不登校児童生徒数の発生率を上回っており、憂慮すべき状況である（平成27年度のデータから）。

不登校児童生徒の人数の推移

(人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	※平成 28 年度
小学校	268	257	273	268	277
中学校	705	712	723	699	685
高等学校	69	50	38	39	36
合計	1,042	1,019	1,034	1,006	998

※ 平成 28 年度の人数は、速報値である。

ウ 暴力行為の発生件数は、平成 27 年度と比較して全体で 22 件減少し、特に中学校では 16 件減少することができたが、本市における児童生徒の千人当たりの暴力行為の発生率については全国の暴力行為の発生率を上回っている（平成 27 年度のデータから）。

暴力行為の発生件数の推移

(件)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	※平成 28 年度
小学校	117	141	183	201	196
中学校	472	459	367	194	178
高等学校	8	4	5	5	4
合計	597	604	555	400	378

※ 平成 28 年度の件数は、速報値である。

2 「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づくいじめの防止等に向けた体制強化

(1) 取組内容

ア いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を強化するため、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。

イ いじめの防止等のための対策に関する重要な事項を調査審議するため、「広島市いじめ防止対策推進審議会」を開催する。

(2) 実績

ア 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を年 6 回開催した。

イ 「広島市いじめ防止対策推進審議会」を年 1 回（10 月）開催し、「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づくいじめの防止等のための対策の推進状況について専門的知見からの審議を行った。

3 相談・助言体制の整備

(1) 取組内容

ア 全小・中・高等学校等に、スクールカウンセラー（臨床心理士等）を配置する。

イ スクールソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置する。

ウ 生徒指導支援員や弁護士等による支援を行う。

(2) 実績

ア スクールカウンセラーを全小・中・高等学校、特別支援学校に配置し、教職員への助言や児童生徒、保護者へのカウンセリングを実施し、32,500 件の相談に対応した。

「スクールカウンセラー」の活動時間数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
活動時間	24,360 時間	39,620 時間	39,760 時間	39,620 時間	40,468 時間

イ スクールソーシャルワーカー10人を拠点校（小・中学校）に、2人を事務局にそれぞれ配置し、337のケースに対応した。

「スクールソーシャルワーカー」の配置人数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
配置人数	5 人	8 人	8 人	8 人	12 人

ウ 弁護士等への相談対応のほか、生徒指導支援員 24 人（警察 0B 等）を中学校 12 校に派遣した。

「生徒指導支援員」の配置人数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
配置人数	16 人	24 人	24 人	24 人	24 人

4 児童生徒への支援・居場所づくり

(1) 取組内容

ア 不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）を開設し、学校への復帰に向けた支援を行う。

イ 「ふれあいひろば」を設置し、教室への復帰に向けた支援を行う。

(2) 実績

ア 市内 4 か所に不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）を設置し、小学校 27 人、中学校 99 人の合計 126 人の児童生徒に支援を行い、そのうち小学校 16 人、中学校 53 人の合計 69 人の児童生徒について、学校復帰させることができた。

「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」の設置数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
設置数	4 教室	4 教室	4 教室	4 教室	4 教室

「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」復帰率の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
通級学級 生徒数	126 人	145 人	129 人	114 人	126 人
学校復帰 児童生徒数	67 人	86 人	69 人	67 人	69 人
復帰率	53.2%	59.3%	53.5%	58.8%	54.8%

イ 全ての小・中学校に「ふれあいひろば推進員」の活動時間として、年間 560 時間措置し、「ふれあいひろば」において、小学校 833 人、中学校 523 人の合計 1,356 人の児童生徒に支援を行い、そのうち小学校 771 人、中学校 408 人の合計 1,179 人の児童生徒について、

教室復帰等の改善を図ることができた。

各校の「ふれあいひろば推進員」の活動時間の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
活動時間	560 時間	560 時間	560 時間	560 時間	560 時間

「ふれあいひろば」改善率の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
支援児童 生徒数	1,458 人	1,249 人	1,292 人	1,261 人	1,356 人
改善児童 生徒数	1,313 人	1,126 人	1,163 人	1,158 人	1,179 人
復帰率	90.1%	90.2%	90.0%	91.8%	86.9%

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携の強化

(1) 取組内容

ア 家庭・学校・地域が連携し、多様な体験活動等の充実を図るため、「ふれあい活動推進協議会」等を設置する。

イ 「少年サポートセンターひろしま」と連携を図る。

(2) 実績

ア 市立の 62 中学校区の「ふれあい活動推進協議会」において、それぞれテーマを設定し、活動を実施した。また、全体研修会を実施し、各ふれあい活動推進協議会の活動内容を交流する等の活動の充実を図った。

イ 「少年サポートセンターひろしま連絡調整会議」に年 2 回出席し、各関係機関の取組状況や課題等について情報共有を図るとともに、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策について協議を行うことができた。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) 評価

ア いじめの認知件数は、平成 28 年度、小学校 789 件（対前年度 426 件増）、中学校 234 件（対前年度 33 件増）、高等学校 6 件（対前年度 6 件減）で、全体では前年度に比べ 453 件増加している。特に小学校において増加しているが、その大きな要因として、「ささいな兆候でも疑いを持ち、早い段階からの確に関わり、積極的にいじめを認知することが必要である。」とのいじめ対応の基本的な考え方が定着してきつつあることが考えられる。中学校等については、認知件数がほぼ横ばいで推移しているが、積極的にいじめを認知できていない可能性がある。

イ 不登校児童生徒の減少に向け様々な取組を進めた結果、不登校児童生徒は平成 27 年度と比較して全体として 8 人減少することができたが、不登校児童生徒の 51%が前年度も不登校児童生徒であること、また、不登校児童生徒の 64%が年間 90 日以上欠席をしている。

ウ 暴力行為の発生件数の減少に向け様々な取組を進めた結果、暴力行為の件数は、平成 28 年度、小学校 196 件（対前年度 5 件減）、中学校 178 件（対前年度 16 件減）、高等学校 4 件（対前年度 1 件減）で、全体では前年度に比べ 22 件減少しているが、低年齢化の傾向は引き続き続いている。

(2) 課題

ア 依然として多くのいじめがあることから、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、児童生徒への「生命を尊重する態度や思いやりの心」、「自ら善悪を判断し行動する力」の育成などに取り組む必要がある。

また、本市の児童生徒千人当たりのいじめの認知件数は 10.2 件と、全国平均の 2/3 程度であり、まだ十分な把握ができていない可能性があるため、ささいな兆候を見逃さず、積極的にいじめを認知し、適切に対応するとの観点に立った取組を徹底する必要がある。

イ 不登校児童生徒の約 50%が新しく不登校児童生徒になっていることから、今後も各教科における協同学習や対人関係に係るスキル教育、スクールカウンセラーと教職員が連携したチーム支援を継続し、新たな不登校児童生徒が生まれのないような取組を行う必要がある。また、年間 90 日以上長期にわたり不登校になっている児童生徒への支援を充実させる必要がある。

ウ 暴力行為の件数は減少傾向にあるものの、小学校の児童千人当たりの暴力行為発生件数は全国平均 2.6 件に比べれば本市は 3.0 件と依然として高く、小学校における生徒指導体制の一層の強化に取り組む必要がある。

2 「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づくいじめの防止等に向けた体制強化

(1) 評価

ア 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の構成機関である「広島市 PTA 協議会」と連携を図り、「いじめ撲滅プロジェクト」を開催し、中学校 62 校の 124 人の生徒会役員の生徒が参加したことにより、生徒会が主体となったいじめ防止の取組を市全体に広めることができた。しかし、いじめ防止等に向けた取組の充実には、学校間で若干の差が見られる。

イ 「広島市いじめ防止対策推進審議会」については、いじめ防止等に向けて実施する本市の取組について、専門的知見から意見を受けることができた。

(2) 課題

ア 「学校のいじめ防止等のための基本方針」及び「学校いじめ防止委員会」の適切な運用が図られるよう学校におけるいじめの防止等の取組の徹底を図るとともに、指導者である教師の資質向上を図る必要がある。

イ 「広島市いじめ防止対策推進審議会」については、引き続き、本市におけるいじめの防止等の対策の推進状況について専門的知見から意見を受けることにより、本市の取組の実効性をより高める必要がある。

3 相談・助言体制の整備

(1) 評価

ア スクールカウンセラーについては、小・中・高等学校、特別支援学校を合わせて 32,500 件の相談に対応することができた。しかし、年々高まる相談のニーズ全てに対応することはできていない。

「スクールカウンセラー」が支援を行った相談件数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	22,503 件	32,946 件	33,666 件	32,853 件	32,500 件

イ スクールソーシャルワーカーについては、337 件のケースを支援することができた。しかし、ケースの増加により、対応時間が制限されるケースが見られる。

「スクールソーシャルワーカー」が支援を行ったケース数の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
支援件数	173 件	183 件	229 件	265 件	337 件

ウ 生徒指導支援員を派遣した 12 中学校の暴力行為の発生件数は、前年度と比べて 19 件減少した。しかし、希望する学校全てに派遣することはできていない。

(2) 課題

ア 相談待ちが増えている状況の改善を図るため、スクールカウンセラーを増員し、相談時間の増加に対応する必要がある。

イ 対応に時間を要するケースが増え、スクールソーシャルワーカーがケース数の増加に対応できていないことから、スクールソーシャルワーカーを増員する必要がある。

ウ 生徒指導で対応を要する案件が、複雑化、多様化しており、弁護士等への相談や生徒指導支援員の派遣要請の増加に対応する必要がある。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

(1) 評価

ア 市内 4 か所に設置した不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）において、合計 132 人の児童生徒に支援を行ったが、不登校児童全体から見ると、約 1/8 程度の利用にとどまっている。

イ 「ふれあいひろば」における支援活動により合計 1,179 人の児童生徒について、教室復帰等の改善を図ることができたが、一時避難的に生徒指導で対応するために「ふれあいひろば」を活用する案件も増えており、年間 560 時間の活動時間では、午後の活動の充実が図れていない状況がある。

(2) 課題

ア より多くの不登校児童生徒が学校復帰することができるよう、不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）について、児童生徒や保護者に広く周知する必要がある。

イ 「ふれあいひろば」における支援活動の更なる充実を図るとともに、一時避難的な活用にも対応できるよう、活動時間を増加する必要がある。

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携の強化

(1) 評価

ア 学校、家庭、地域の交流や連携を図る上で、重要な会として「ふれあい活動推進協議会」を地域に位置付けることができた。

イ 日常的に「少年サポートセンターひろしま」や「児童相談所」と情報共有を図るとともに、定期的に協議を行い、生徒指導上の課題を抱えている学校への指導・助言や当該児童生徒及び保護者への支援の在り方等について連携を図ることができた。

(2) 課題

- ア 「ふれあい活動推進協議会」による実践活動が形骸化していることから、活動の内容の見直しが必要である。
- イ 「少年サポートセンターひろしま」や「児童相談所」とのより一層の連携の強化を図る必要がある。

第5 課題への対応方針

子どもの命を守る観点からの取組項目として、平成29年度の重点取組項目とする。

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

- (1) いじめの問題への対応は、学校における最重要課題であり、「いじめは絶対に許されない。」との考えの下、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、児童生徒に対し、規範性をはぐくむ道德教育や対人関係などへの適応感を高める協同学習、対人関係を円滑にするための知識や技術を修得させるスキル教育などを行う。
教職員については、ささいな兆候を見逃さず、積極的にいじめを認知するとの観点に立った対応を徹底する。また、定期的なアンケートや「学校環境適応感尺度」の実施や「ふれあい相談窓口」の設置による相談体制の構築などの取組を組織的に進める。
- (2) 不登校の未然防止のために、不登校児童生徒の理解と支援に関する教職員の資質向上及び専門家と連携した「チーム学校」における支援体制の充実を図る。
特に、長期にわたり不登校になっている児童生徒の学校復帰を促進するため、「ふれあい教室」や各学校の「ふれあいひろば」を積極的に活用し、段階的な教室復帰の取組を進める。
- (3) 小学校の生徒指導体制の中核を担う生徒指導主事を対象とした、「生徒指導主事の役割と校内体制づくり」、「予防的生徒指導の推進」、「危機管理」など、年間30時間の集中研修の充実を図る。

2 「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づくいじめの防止等に向けた体制強化

- (1) 平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本方針」を参酌し、「広島市いじめ防止等のための基本方針」の見直しを行う。
- (2) 「学校がいじめ防止等のための基本方針」及び「学校いじめ防止委員会」の適切な運用が図られるよう学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促すとともに、引き続き、教師向けの指導資料やチェックリストの作成・配付などを通じ、教師の資質向上を図る。

3 相談・助言体制の整備

- (1) スクールカウンセラーの配置拡充に努める。
- (2) スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努める。
- (3) 弁護士等への相談時間や生徒指導支援員の拡充に努める。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

- (1) 各不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）の学校復帰率を高めるように努めるとともに、各学校において、不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）についてより積極的に児童生徒や保護者に周知する。
- (2) 「ふれあいひろば」における支援活動の充実を図り、教室復帰率を高める。
また、午後の活動の充実が図られるよう、「ふれあいひろば推進員」の活動時間の拡充に努める。

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携の強化

- (1) 「ふれあい活動推進協議会」等において、これまでの実践の振り返りや意見交流等を行い、各学校や地域の実態に応じた新たな取組を推進する。
- (2) 随時、「少年サポートセンターひろしま」や「児童相談所」と情報交換や対応方針などの協議を行い、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進する。

(ア) 特別支援教育の充実

第1 事務の目的・概要

幼稚園・学校に在籍する知的障害や発達障害等のある特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うため、「個別の指導計画」等に基づいた指導を実施するとともに、全ての幼児児童生徒が、障害の有無にかかわらず、個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、交流及び共同学習の推進など、指導の充実を図る。

また、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ICT の利活用を推進するとともに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図る。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒が在籍している学校のほぼ全てが「個別の指導計画」を作成するようになったものの、学校が「個別の指導計画」の作成が必要だと判断している全ての幼児児童生徒数のうち、実際に「個別の指導計画」が作成されている人数の割合は、90.8%であり、今後、作成率 100%に向けて学校へ指導を行う。

また、障害者差別解消法に基づき、当該幼児児童生徒やその保護者等と合意形成を図り、合理的配慮の内容を明記することができるよう、「個別の教育支援計画」の作成について学校へ指導を行う。

「個別の指導計画」…障害のある児童一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画

「個別の教育支援計画」…家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画

※現行の小学校学習指導要領解説総則編から引用。いずれも特別支援学校以外は、作成・活用は努力義務。

※次期学習指導要領では、「特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする」と示され、小・中学校においても特別支援学級と通級による指導の場合は、作成・活用は実施義務。

(2) 交流及び共同学習の推進

今後も、学校における研修会の在り方や効果的な支援方策の検討の在り方等の好事例を普及するとともに、質的な向上を図り、より充実した交流及び共同学習になるよう各学校に働きかける必要がある。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

合理的配慮の考え方や具体的な内容について理解・啓発を深めるための管理職を対象とした講演会を引き続き実施する必要がある。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

今後も、通常の学級や特別支援学級に在籍する知的障害や発達障害等、特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒への適切な指導及び必要な支援を行うため、各種研修会等における実践事例の紹介や、管理職に対して若手教員の人材育成という視点から、巡回相談指導の有用性等の普及に努める必要がある。

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

今後も、障害の多様化に伴う専門的な知識を深める内容や合理的配慮の理解を深める内容、校内において組織的な取組を推進するための指導・調整能力を高める内容等の研修を実施する必要がある。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

小・中学校の通常の学級及び幼稚園・高等学校に在籍する肢体不自由や発達障害等のある幼児児童生徒に対し、適切な指導・支援を行えるようにするため、特別支援教育アシスタントを配置している。特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒が年々増加していることを踏まえ、今後も幼児児童生徒の実態把握を行い、必要な特別支援教育アシスタントを適切に配置するとともに、その活用について学校に対する指導・支援を行う必要がある。

当該幼児児童生徒が、校外での学習においても、日頃から慣れている特別支援教育アシスタントにより、安心して学習活動に参加することができるよう条件を整備する必要がある。

(4) 特別支援学級指導員の配置

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援学級指導員を配置している。特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増加していることを踏まえ、今後も児童生徒の実態把握を行い、必要な特別支援学級指導員を適切に配置するとともに、その活用について学校に対する指導・支援を行う必要がある。

(5) 特別支援学級及び通級指導教室の設置

特別支援学級については、引き続き、適切に設置していく。

情緒障害通級指導教室については、小学校について全区への設置が完了したことから、今後は、小学校及び中学校において、児童生徒の障害の状況や保護者のニーズ等を踏まえ、通級指導教室の増設に向けて検討する必要がある。

国の動向を見極めながら、高等学校への通級指導教室の設置に向けた検討を行う必要がある。

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

平成 26・27 年度に実施したタブレット端末の効果的な活用に係る調査・研究の成果を踏まえ、障害種別や子どもの障害の程度、指導する教員の ICT 活用能力を考慮した上で、順次計画的に整備する必要がある。

第 3 平成 28 年度における管理・執行状況

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

ア 取組内容

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校が、「個別の指導計画」を作成し指導を行うこと、また、合理的配慮を明記した「個別の教育支援計画」を作

成することについて、校長会や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会等の場において、特別支援教育指導資料「理解と指導のために」（平成 22 年 3 月作成）の活用を促すことなど、指導の充実を図る。

イ 実績

「個別の指導計画」及び障害者差別解消法の趣旨を踏まえた合理的配慮を明記した「個別の教育支援計画」に基づく指導の充実に係る校長会での研修（年 1 回）、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修（年 5 回）を実施した。

(2) 交流及び共同学習の推進

ア 取組内容

交流及び共同学習に係る校内研修会の在り方について、好事例を学校に普及するなど、質的な向上が図られるよう学校に働きかけるとともに、交流及び共同学習に係る全国的な研究協議会に教員 1 人を派遣する。

イ 実績

指導主事等による教育センターでの講座や校内研修会等の機会を活用して、学校への働きかけを実施するとともに、研究協議会に派遣した教員による研修成果の実践発表を実施した。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

ア 取組内容

合理的配慮の考え方や具体的な内容について理解を深めるための管理職を対象とした講演会を実施する。

イ 実績

「発達障害のある子どもへの合理的配慮による支援」をテーマとした管理職対象の講演会を 1 回実施した。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

ア 取組内容

巡回相談指導の有用性について、具体事例を提示しながら校長会で啓発を行うとともに、指導主事による学校訪問等の機会での指導を行う。

イ 実績

120 園・校において、279 回の巡回相談指導を実施した。

巡回相談指導の推移

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施園・校数	142 園・校	133 園・校	116 園・校	132 園・校	120 園・校
実施回数	206 回	280 回	254 回	274 回	279 回

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

ア 取組内容

新任者対象の研修、経験者対象の研修、経験者のうち中核的なコーディネーターを対象として、合理的配慮の理解を深める内容等の研修を実施する。

イ 実績

新任者対象の研修を 5 回、経験者対象の研修を 3 回、経験者のうち中核的なコーディネ

ーターを対象とした研修を2回実施した。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

ア 取組内容

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の増加を踏まえ、特別支援教育アシスタントを増員する。また、肢体不自由の幼児児童生徒が泊を伴わない校外学習に参加する際、特別支援教育アシスタントが指導・支援できるよう条件整備を行う。

イ 実績

幼稚園・学校 211 園・校に 401 人配置した。また、肢体不自由の幼児児童生徒が泊を伴わない校外学習に参加する際、特別支援教育アシスタントに交通費を支払えるようにした。

特別支援教育アシスタント配置の推移

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
配置園・校数	194 園・校	197 園・校	203 園・校	204 園・校	211 園・校
配置人数	326 人	341 人	360 人	384 人	401 人

(4) 特別支援学級指導員の配置

ア 取組内容

特別支援学級に在籍する児童生徒の障害について学校からの報告を基に実態把握を行い必要な配置を行う。また、特別支援学級指導員の専門性の向上のための研修会を実施するとともに、学校訪問の際に特別支援学級指導員の役割や活用等に係る指導を行う。

イ 実績

小・中学校の特別支援学級 299 学級に 299 人の特別支援学級指導員を配置した。また、特別支援学級指導員を対象に、特別支援学級における子どもの理解と支援等、基礎的な知識と実践的指導力の向上を目的とした研修会を1回実施した。

特別支援学級指導員配置の推移

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
配置人数	228 人	242 人	255 人	270 人	299 人

(5) 特別支援学級及び通級指導教室の設置

ア 取組内容

就学相談や教育相談を通じて入級する児童生徒の実態把握に基づき、必要な障害種別の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害、身体虚弱〔院内〕、難聴、弱視）や通級指導教室（言語障害、弱視、情緒障害）を設置する。

また、高等学校への通級指導教室の設置に向けて校長等を対象に研修会を実施する。

イ 実績

特別支援学級は、小学校 133 校 316 学級、中学校 59 校 122 学級設置した。

通級指導教室は、小学校 15 校 30 教室、中学校 3 校 3 教室設置した。

特別支援学級及び通級指導教室の設置数の推移

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特別支援学級	384 学級	405 学級	407 学級	416 学級	438 学級
通級指導教室	29 教室	29 教室	30 教室	32 教室	33 教室

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

ア 取組内容

2 年間の調査・研究の成果を踏まえ、特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室にタブレット端末を整備する。

タブレット端末が有効活用できるよう、教員へのサポート体制を整えるとともに、教員を対象としたタブレット端末の効果的な活用に係る研修会や実践発表会を実施する。

イ 実績

特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室に、新たに 70 台のタブレット端末を整備した。また、タブレット端末サポート員が、要請に応じて学校に訪問し支援するとともに、タブレット端末の活用に係る相談会を 2 日間、大学教授を招へいた効果的な活用に係る研修会及び実践発表会を各 1 回、それぞれ実施した。

タブレット端末の配置台数

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
配置台数	37 台	37 台	107 台

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

ア 評価

幼稚園・学校が「個別の指導計画」の作成が必要だと判断している全ての幼児児童生徒のうち、実際に「個別の指導計画」が作成されている人数の割合は、9 月 1 日現在、92.1%であり、前年度より、1.3 ポイント増加した。

イ 課題

引き続き、幼稚園・学校が「個別の指導計画」の作成が必要だと判断している幼児児童生徒への作成率を 100%にする必要がある。

また、「個別の教育支援計画」の作成が必要だと判断している全ての幼児児童生徒のうち、実際に作成されている人数の割合は、62.4%であり、今後、作成率を向上させる必要がある。

(2) 交流及び共同学習の推進

ア 評価

幼稚園・学校に設置されている発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策等を検討するための校内委員会が中心となって行われる特別支援教育に係る研修会の実施率は 97.4%と高く、こうした研修会等を活用しながら、より効果的な交流及び共同学習の計画的な実施に努めている。

イ 課題

研修会等の質的向上を図り、より充実した交流及び共同学習を実施していく必要がある。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

ア 評価

講演会実施後のアンケートにおいて、受講者の 93.0%が「理解できた」「参考になった」と回答し、また、「発達障害のある子どもへの合理的配慮について、理解を深めることができた。」「改めて、障害のある子どもや保護者の思い・願いに応える学校教育の重要性を実

感した。」等の感想もあり、高い評価を得た。インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進や合理的配慮について、一定の理解が図られた。

イ 課題

引き続き、合理的配慮の考え方や具体的内容について、啓発を図る必要がある。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

ア 評価

申請のあった全ての幼稚園・学校において、巡回相談指導を実施した。巡回相談指導実施後は、「子どもへの見方が深まった」等の感想が教員から聞かれ、有用感が高まりつつある。

イ 課題

引き続き、巡回相談指導を効果的に活用し、幼児児童生徒の実態に応じた適切な指導・支援に結び付ける必要がある。

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

ア 評価

研修実施後のアンケートにおいて、受講者の 99.6%が「満足できた」、96.9%が「理解できた」と回答し、また、「ケース会議の進め方等参考になった。学校でも活用してみたい。」等の感想もある等、高い評価を得た。特別支援教育に係る基本的な事項から、校内において組織的な取組を推進するための具体的な連携の仕方等、より実践的な事項について一定の理解を深め、専門性や連絡調整力の向上を図ることができた。

イ 課題

引き続き、特別支援教育コーディネーターに、合理的配慮の具体的な取組に係る研修の実施等、研修内容や研修形態の改善を図り、専門性や連絡調整力の向上に努める必要がある。

また、特別支援教育コーディネーターの役割や特別支援教育コーディネーターを中心にした校内体制の構築に係る実践研究を行う必要がある。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

ア 評価

幼稚園・学校からは、「児童生徒が落ち着いて、安心して学習に取り組むことができるようになった。」「情緒的に安定し、児童生徒同士のトラブルが少なくなってきた。」などの報告があり、幼児児童生徒の園・学校生活における安全確保や授業等におけるきめ細かな支援ができるようになった。

また、泊を伴わない校外学習に、特別支援教育アシスタントが寄り添うことで、当該幼児児童生徒が安心して取り組むことができるようになった。

イ 課題

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒が年々増加していることや学校での教育活動時間の実態を踏まえて、特別支援教育アシスタントの配置の充実に努める必要がある。

(4) 特別支援学級指導員の配置

ア 評価

特別支援学級指導員を増員させ、複数体制の指導が可能となったことにより、在籍する

児童生徒の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の充実を図ることができた。

イ 課題

特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増加していることを踏まえ、特別支援学級指導員の配置人数の充実に努める必要がある。また、より実践的な内容の研修の充実に努める必要がある。

(5) 特別支援学級及び通級指導教室の設置

ア 評価

就学相談や教育相談を通じて、一人一人の教育的ニーズや実態をきめ細かく把握し、その情報に基づいた特別支援学級や通級指導教室の設置ができた。

また、高等学校への通級指導教室の整備に向けて研修会を実施したことで、通級による指導の必要性について一定の理解を促すことができた。

イ 課題

引き続き、特別支援学級の適切な設置と通級指導教室の増設及び高等学校への通級指導教室の設置に係る検討を行う必要がある。

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

ア 評価

教員の ICT 活用能力が向上し、児童生徒の障害の実態に応じて有効にタブレット端末を活用できるようになったり、児童生徒が自ら操作し主体的に学習に取り組むことができるようになったりするなど、タブレット端末を効果的に活用した教育活動が実践できるようになった。

イ 課題

引き続き、タブレット端末の計画的な整備と教員の ICT 活用能力の向上に努めるとともに、タブレット端末の効果的な活用について、全市に普及していく必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 指導の充実

(1) 「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

幼稚園・学校が「個別の指導計画」の作成が必要だと判断している全ての幼児児童生徒の「個別の指導計画」が作成されるよう引き続き指導を行う（作成率 100%）。

また、「個別の教育支援計画」の作成について、作成が必要だと判断している全ての幼児児童生徒のうち、作成されている割合が前年度を上回るよう指導を行う。

(2) 交流及び共同学習の推進

今後も、より充実した交流及び共同学習になるよう、幼稚園・学校における研修会の在り方や効果的な支援方策の検討の在り方等について、園長・校長会や特別支援教育コーディネーター研修等の機会を活用して、好事例を普及するなど、質的な向上を図る。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

引き続き、管理職を対象とした講演会を年 1 回実施する。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

今後も、各種研修会等を活用して、巡回相談指導の有用性等の普及に努める。

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

学校における合理的配慮の実践事例を基に協議を行い理解を深める研修を取り入れる等、専門性の向上を図ることができるよう、研修内容や研修方法の改善を図る。

平成 29 年度からスタートさせる特別支援教育コーディネーターを専任化した「インクルーシブ教育システム構築実践指定校」(小 4 校・中 6 校) の取組の充実に向け、指導主事等による訪問指導を月 1 回以上実施する。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

特別支援教育アシスタントの活動時間増と増員に努める。

(4) 特別支援学級指導員の配置

特別支援学級指導員の増員のほか、実践事例の交流を行う等、実践的指導力の向上が図れるよう研修内容や研修方法の改善に努める。

(5) 特別支援学級及び通級指導教室の設置

特別支援学級と通級指導教室については、引き続き、本人のニーズを踏まえ、適切に設置していく。

高等学校の通級指導教室の設置に係る検討を進める。また、高等学校だけを対象とした特別支援教育コーディネーター研修を実施し、高等学校における特別支援教育や通級指導教室の設置に係る理解・啓発を図る。

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

全ての特別支援学級へのタブレット端末の整備を計画的に進める。また、引き続き、タブレット端末サポート員等を招へいた相談会や研修会を実施し、教員の ICT 活用能力の向上を図るとともに、学校の取組をサポートする体制を継続する。

(イ) 特別支援学校における教育の充実

第1 事務の目的・概要

広島特別支援学校に在籍する児童生徒に将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、知的障害の特徴及び学習上の特性等を踏まえた指導の充実を図る。

特に、高等部においては、3年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育を充実させる。

また、広島特別支援学校に在籍する児童生徒が、将来、地域における交流を通して、より充実した生活を送ることができるようにするため、社会生活に必要な事項を学ぶ機会を提供するなど、活動の場づくりを推進する。

さらに、児童生徒数の増加に伴う施設環境の一層の充実については、職業教育の一層の充実の必要性も踏まえ、良好な教育環境の確保に向けた取組を進める。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

児童生徒の卒業後の自立と社会参加に向け、将来生活の基礎となる「日常生活の指導」について、小・中・高等部の各段階及び多様な実態に応じた指導内容・指導方法の充実が必要である。

そのため、「日常生活の指導」についての授業研究に学校全体で取り組む。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

今後とも引き続き、体験的学習や実習等の取組内容の充実に努める必要がある。

(2) 普通科職業コースの取組

今後とも引き続き、職業コースの卒業生の100%の就労を目指し、就職先企業との連携による職場実習等の充実を図るとともに、卒業後の就労の定着に努める。

(3) 指導体制の充実

様々な分野の社会人講師の招へいに努めるとともに、新たな業種の就労支援アドバイザーを招へいすることにより、幅広い職種に対応できる人材を育成できるよう、教員の専門性を高める。

教育委員会は、就職を希望する生徒の増加や就職先が、介護福祉、製造、事務補助など新たな業種に広がっていることなどを踏まえ、ジョブサポーターティーチャー（就職支援教員）の増員について県教育委員会へ要望する。

3 在籍児童生徒数の増加への対応

良好な教育環境の確保に向け、対応策を検討する必要がある。

そのため、県教育委員会や関係部局と協議しながら、教育委員会事務局内の関係者会議において、今後の在り方について検討する。

4 地域活動の推進

教育委員会は、今後とも引き続き、広島特別支援学校に在籍する児童生徒の活動の場づくりを支援する。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

(1) 取組内容

「個別の指導計画」を作成し、これに基づき、児童生徒一人一人の知的障害の特徴及び学習上の特性等に応じた「日常生活の指導」の充実に努める。

(2) 実績

在籍する児童生徒全員の「個別の指導計画」を作成し、多様な実態に応じた指導及び支援を実施した。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

ア 取組内容

生徒が卒業後の就労や生活について考え、生活に結び付いた学習活動に取り組むとともに、作業学習や校内実習、職場見学、職場体験学習などを行う。

イ 実績

就労に必要な専門的な技能を身に付けるため、障害の実態に応じて、農業、木工、陶芸などに取り組む作業学習や清掃作業、縫製作業などの校内実習、職場で働く様子を見たり、働く人に接したりする職場見学、生徒が自ら選択した職種の企業での職場体験実習などを年間を通して計画的に行った。

(2) 普通科職業コースの取組

ア 取組内容

一般就労に向けて必要な知識・技能・態度等を身に付けるため、ビルメンテナンスや製パン、接客など、より実践的な実習を行ったり、特別支援学校技能検定（清掃・接客・ワープロなど）を受検したりするなど、職業教育に特化した取組を行う。

卒業後の就労の定着に向け、卒業生を対象に職場を訪問するなど、追指導を行う。

イ 実績

普通科職業コースに在籍する全員（各学年16人、計48人）が、一般就労に向け実践的な実習に取り組むとともに、特別支援学校技能検定を受検した。

普通科職業コース卒業生の一般就労率の推移（就労継続支援事業A型を含む）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般就労生徒数	14人/16人	16人/16人	14人/15人
一般就労率(%)	87.5%	100%	93.3%

※ 普通科職業コース：平成24年度設置 各学年定員16人

(3) 指導体制の充実

ア 取組内容

新たな業種の就労支援アドバイザーを招へいし、教職員の就職指導に関する実践的指導力の向上を図る。

また、ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）を中心として職場実習の受入れ企業や就職先企業の開拓を行うとともに、企業向けの障害者雇用の啓発として学校見学会を実施する。

イ 実績

企業向けの学校見学会を2回実施した。

就職希望生徒の増加に適切に対応するため、ジョブサポートティーチャーを1人増員し、2人体制とした。

平成28年度の高等部卒業生に全体に占める一般就労率は、41.3%であった。

高等部卒業生全体に占める一般就労率の推移（就労継続支援事業A型を含む）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般就労率	28.8%	33.3%	31.5%	40.4%	41.3%
参考(A型を除く)	27.1%	33.3%	25.8%	36.2%	38.7%

3 施設環境の一層の充実

(1) 取組内容

児童生徒数の増加への対応について、良好な教育環境の確保に向け、各関係部局と協議しながら、教育委員会事務局内の関係者会議において、今後の在り方について検討する。

(2) 実績

良好な教育環境の維持のため、児童生徒数の増加への当面の対応として継続的に協議を重ねるとともに、仮設校舎の設置を決定した。

4 地域活動の推進

(1) 取組内容

広島特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に地域活動を行う地域住民団体等に助成を行う。

(2) 実績

地域住民団体等23団体に助成を行った。

地域活動の団体数の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
団体数	24	24	25	25	23

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

(1) 評価

知的障害のある児童生徒が、学習上得た知識を実際の生活の場で応用することができたり、成功経験を多く積み重ねることにより、主体的に活動に取り組もうとする意欲が育ってきたりしており、将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等の習得が図られた。

(2) 課題

引き続き、「日常生活の指導」について、小・中・高等部の各段階及び多様な実態に応じた指導内容・指導方法の充実を図る必要がある。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

ア 評価

職場実習の後に実施した生徒への聞き取りからは、実習での経験が大きな自信になったことや自らの課題を見付けることができた等の感想があり、職場実習の達成感を感じた様子や就労への意欲の向上が見られた。

イ 課題

今後とも引き続き、体験的学習や実習等の取組内容の充実に努める必要がある。

(2) 普通科職業コースの取組

ア 評価

校内外での豊富な実習体験や特別支援学校技能検定の受検により、一般就労に向けて必要な知識・技術・態度を身に付けることができ、職場実習先の企業等からは高い評価を得ており、平成 28 年度の高等部職業コースの一般就労率は、93.3%（卒業生 15 人中 14 人）であった（1 人は一般就労の希望なし）。

イ 課題

職業コースの卒業生の 100%の就労を目指し、就労先企業との連携による職場実習等の充実を図るとともに、引き続き卒業後の就労の定着に向けて取り組む必要がある。

(3) 指導体制の充実

ア 評価

様々な分野の講師を招へいすることによって、教員の就労に必要な知識・技能の習得が図られた。

ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）による生徒への面接指導や企業を対象とした学校見学会の実施により、一般就労を希望する生徒を適切に企業へつなぐことができた。こうした取組により、平成 28 年度の高等部の一般就労率（就労継続支援事業 A 型を含む）は、41.3%（卒業生 75 人中 31 人）となり、2 年連続で 40%を上回る結果となった。

また、ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）を 1 人増員したことにより、新たな実習先や就労先となる企業の開拓、就労希望生徒の思いや実態等に応じたよりきめ細かい指導・支援を行うことができた。

イ 課題

引き続き、教員の就労に関する専門性を高めるとともに、生徒数の増加に伴い就労希望の生徒数も増加するため、実習先等の開拓の必要性が高まることから、ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）による就労先企業の開拓や連携を充実させる必要がある。

3 施設環境の一層の充実

(1) 評価

平成 29 年度に仮設校舎を設置することが決定し、教室不足に係る当面の課題を解消する見込みが立った。

(2) 課題

児童生徒数の増加に伴う教室不足の解消を図るため、抜本的な対応を講じる必要がある。

4 地域活動の推進

(1) 評価

253 人の児童生徒が、地域住民団体等が企画した餅つきやキャンプ、登山、ダンスなどの体験活動や、多様な行事に参加することにより、地域の方との幅広い交流ができた。

(2) 課題

今後も引き続き、広島特別支援学校に在籍する児童生徒の活動の場づくりを支援する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

「個別の指導計画」に基づき、将来生活の基礎となる「日常生活の指導」について、小・中・高等部の各段階及び多様な実態により応じた指導内容・指導方法の充実を図るため、研究部を中心に授業研究に学校全体で取り組む。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

今後とも引き続き、体験的学習や実習等の取組内容の充実を図るため、小・中・高等部 12 年間を見通し、各学習を児童生徒の各段階及び多様な実態に応じて計画的に取り組む。

(2) 普通科職業コースの取組

職業コースの卒業生の 100%の就労を目指し、就労に向けた知識・意欲の向上を図るための家庭と連携した取組の充実を図るとともに、本人の特性やニーズ等が職業種と適切にマッチングできるよう実習先を広げる等の対応策を講じる。

また、オープンスクールや職業コース一日体験入学などの取組を工夫することにより、一般就労に向けた就労意欲の高い生徒の入学を促す。

(3) 指導体制の充実

今後も引き続き、ジョブサポートティーチャー（就職支援教員）の増員に向けた検討が必要である。また、様々な分野の社会人講師の招へいに努めるとともに、招へいする時間数の適切な確保に努める。

3 施設環境の一層の充実

児童生徒数の推移を見ながら、各関係部局との協議を継続し、良好な教育環境の整備について検討する。

4 地域活動の推進

今後とも引き続き、広島特別支援学校に在籍する児童生徒の活動の場づくりを支援し、地域における交流活動を促進する。

第1 事務の目的・概要

教育上特別な配慮を必要とする子どもの障害の状況、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先等を決定するとともに、その後の一貫した支援を行うため、就学相談を実施する。

また、教育上特別な配慮を必要とする子どもの自立と社会参加に向け、本人・保護者・学校関係者に対して、教育面についての必要な助言及び支援を行うため、教育相談を実施する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 青少年総合相談センターにおける取組

今後も引き続き、保護者へのきめ細かい就学相談等を行い、保護者と学校との共通理解が図られるようにするため、学校に対して、速やかに情報提供を行うなど、就学相談等の情報を分かりやすく提供する方法を工夫する必要がある。

平成28年度も、就学相談等に当たる職員の専門性の向上を図るため、発達検査の解釈に係る研修や毎月の事例研修、専門家による研修を実施する必要がある。

2 サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

今後、一層、相談ニーズが高まると予想されることから、増加するサポートセンターにおける巡回・来校相談に適切に対応するため、発達検査ができる臨床心理士の配置など、支援体制の充実を図る必要がある。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 青少年総合相談センターにおける取組

(1) 取組内容

担当指導主事と特別支援教育相談員が、障害のある子どもをもつ保護者等に対し、電話、面談及び訪問による就学相談等を継続的に実施する。また、入学前に学校での受入れ体制を整えるため、学校への情報提供の方法について、工夫改善を行う。

就学相談等に当たる職員の専門性の向上を図るため、事例研修を行う。

(2) 実績

相談員11人で就学相談等を4,211件実施した。また、学校への情報提供の在り方を見直し、原則、年3回、各学校の就学相談状況について情報提供するとともに、特に、特別支援学級に入級する可能性がある児童については、学校と保護者が密に連携を図れるよう、その都度、電話により学校に情報提供を行った。

また、就学相談等に当たる職員を対象とした事例研修を月1回以上行った。

2 サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

(1) 取組内容

広島特別支援学校教育相談主任を中心に、障害のある子ども及びその保護者や学校職員等に対し、教育相談等を実施する。

(2) 実績

教育相談等を 699 件実施した。また、相談件数の増加に適切に対応するため、障害のある子どもの実態把握のための発達検査等ができる職員の配置に向けて検討を行った。

また、平成 29 年度からの増員が決定した。

(参考①) 障害別の相談件数 (青少年総合相談センター)

(件)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視覚障害	12	10	16	10	32
聴覚障害	37	107	37	68	45
知的障害	614	483	398	505	447
肢体不自由	157	132	161	89	85
病弱虚弱	26	28	14	18	7
言語障害	245	150	190	154	184
自閉症	441	603	881	825	1004
高機能自閉症、アスペルガー症候群	1,740	2,071	1,877	2,381	2143
学習障害	17	12	14	51	12
注意欠陥多動性障害	227	136	201	261	97
情緒障害	35	12	40	65	50
その他	30	45	96	95	105
計	3,581	3,789	3,925	4,522	4,211

(参考②) サポートセンター相談件数 (特別支援学校内)

(件)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	286	600	598	729	699

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 青少年総合相談センターにおける取組

(1) 評価

保護者へのきめ細かな相談に努めるとともに、学校への速やかな情報提供を行ったことにより、保護者と学校の連携・協力が図られ、児童の学校生活における支援が円滑に図られている。

毎月事例研修を実施したことで、日々の課題の解消、事例の共有が図られ、その後の相談に生かすことができた。

(2) 課題

年々、発達障害に係る相談が増加していることから、実態把握のための発達検査やその分析等、引き続き、教育相談員の専門性を高める取組を行う必要がある。

2 サポートセンター (広島特別支援学校内) における取組

(1) 評価

障害のある児童生徒本人への支援、保護者への支援、学校職員への支援のいずれにおいても、「相談に来てよかった。」「助言してもらったことを参考に取組んでみたい。」等の評価を得ており、相談件数の増加につながっている。

(2) 課題

発達障害に係る相談件数の増加に伴い、効果的な教育相談の在り方について検討する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 青少年総合相談センターにおける取組

就学相談等にあたる職員の専門性の向上を図るため、毎月の事例研修に加え、発達検査の解釈に係る研修や専門家を招へいした研修を実施する。

2 サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

発達検査ができる職員の増員が決まったことを受け、教育相談主任との相談体制を確立させる。

第1 事務の目的・概要

特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進するため、教職員による自己評価、保護者や地域の人々が学校教育全般に対して支援・提言・評価を行う学校関係者評価、校長の学校経営に対する、学校経営アドバイザー等による学校経営支援チームによる評価、支援（以下、学校経営支援システム）を実施している。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 学校協力者会議の充実

各学校において、保護者・地域の声を生かした教育活動を展開するなど、開かれた学校づくりを一層推進する必要があるため、引き続き、学校・家庭・地域が連携した積極的な取組事例を校長会や研修会等において発信する。

2 学校経営支援システムの実施

学校への支援の一層の充実を図る必要があるため、指導主事が継続的に学校訪問し、学校経営の改善に向けた指導・助言などの適切な支援を行う。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

今後の事業拡大に向けて、コーディネーターの企画・調整能力の向上と研修体系の充実、学習支援者の人材確保などが必要である。

このため、コーディネーター研修及び連絡協議会の充実を図るとともに、広島市 PTA 協議会等に情報提供を行う。また、未実施校に実施校の取組事例を紹介する。

第3 平成 28 年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 学校協力者会議の充実

全市立学校に設置した学校協力者会議の提言部会（学校教育活動全般についての意見提言を行う部会）と評価部会（学校の自己評価の結果、改善方策及び自己評価活動全般についての評価を行う部会）から学校運営に係る意見を聴取する。また、学校・家庭・地域が連携した積極的な取組事例を校長会や研修会等で発信する。

(2) 学校経営支援システムの実施

学校経営支援システム対象校を指定し、学校経営アドバイザーや指導主事による学校訪問を計画的に行うとともに教育委員による学校視察をして、学校に対して必要な改善や支援方法に係る意見・提言を具体的に示す。

(3) まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト実施校を指定し、コーディネーターを対象とした研修会を実施し、コーディネーターの企画・調整能力の向上を図るとともに、校長会等を通じて実施校の取組を広報する。

2 実績

(1) 学校協力者会議の充実

全市立学校において、学校協力者会議を年 4 回程度開催し、委員より学校運営に係る意見

を聴取できた。

(2) 学校経営支援システムの実施

小学校 2 校（原小学校、原南小学校）、中学校 1 校（祇園東中学校）を対象校に指定し、必要な改善や支援方法に係る意見・提言を具体的に示すことで、対象校においては、次年度の学校経営計画に反映させることができた。また、平成 27 年度の実施校（河内小学校、八幡東小学校、三和中学校）に対して、継続的な支援を行った。

(3) まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

本年度、まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト実施校として新たに 8 校を指定し、市立中学校 16 校で実施した。

また、実施校を対象とした研修会を 1 回開催し、各校の実践交流を行った。（担当教員 7 人、コーディネーター 12 人、学習支援員 9 人が参加）

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施校数	1 校	3 校	6 校	8 校	16 校

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 学校協力者会議の充実

全市立学校に設置した学校協力者会議の提言部会と評価部会から学校運営に係る聴取をすることで、開かれた学校づくりを一層進めることができた。

(2) 学校経営支援システムの実施

学校経営アドバイザー、指導主事による学校訪問を計画的に行い、学校に対して必要な改善や支援方法に係る意見・提言を具体的に示すことで、対象校は現状の課題を的確に把握し、組織的に取り組むことができるようになった。

また、実施校に対する講師への報償費や先進校視察費の措置等により、校内研修会が充実し、授業改善が進んでいる。

(3) まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

実施校 16 校を指定し、実施校を対象とした研修会を通じて、それぞれの学校での取組を交流することで、各校の取組の一層の充実につながった。

2 課題

(1) 学校協力者会議の充実

各学校において、学校協力者会議の意見を踏まえて、保護者・地域の声を生かした教育活動を展開するなど、開かれた学校づくりをより一層推進する必要がある。

(2) 学校経営支援システムの実施

今後、実施校が増加する中で、各学校の状況を具体的に把握し、適切な支援を行う必要がある。

(3) まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

今後の事業拡大に向けて、引き続き、新たなコーディネーターを確保するとともに、コーディネーターの企画・調整能力の向上と研修体系の充実、学習支援者の人材確保などが必要である。

第5 課題への対応方針

1 学校協力者会議の充実

引き続き、学校協力者会議での意見聴取を積極的に行うとともに、学校・家庭・地域が連携した積極的な取組事例を校長会や研修会等において発信する。

2 学校経営支援システムの実施

「学校経営支援システムにおける対応策を踏まえた充実・改善計画」に基づき、実施校への計画的な支援を行う。

3 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

新たなコーディネーターを確保するため、未実施校に実施校の取組事例を紹介する等、事業拡大に向けた準備を進める。また、コーディネーター研修の充実を図るとともに、学習支援者確保のための大学等との連携強化やホームページでの広報を行う。

1 学校教育に関する事務

(6) 教科書等の取扱いに関すること

ア 教科書等の取扱い

第1 事務の目的・概要

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等、関係法令の定めるところにより、本市学校教育の実情に即し、教科の主たる教材として使用する教科用図書の採択を行う。

また、各学校において補助教材が適切に取り扱われるよう、補助教材の承認申請や届出の受理等に係る事務を適正に行う。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

引き続き、公正かつ適正な教科書採択事務に努める。

このため、学校と教科書会社との関係において疑義が生じることがないように、採択期間中はもとより、検定期間中においても、教科書発行者が主催する教科書の講習会等に参加することを禁止するなど、採択関係者や学校関係者への指導の徹底を図る。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 採択事務

学校関係法令等にとっとり、平成29年度に使用する市立高等学校、特別支援学級及び特別支援学校で採択の対象となる教科用図書について、基本方針に基づき、学習指導要領や各学校の児童生徒の実態に照らして、公正かつ適正な採択を行う。

また、全小・中・高等学校及び特別支援学校に、「教科書採択の公正確保に関する学校の対応について」を通知する。

(2) 教材の取扱いに関する事務

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第32条及び第33条に基づき、教材使用承認申請及び教材使用届出に係る事務を行う。

2 実績

(1) 採択事務

平成29年度に使用する市立高等学校、特別支援学級及び特別支援学校の教科用図書について、公正かつ適正に採択を行った。

より開かれた採択を推進するため、教科用図書を採択する教育委員会議を公開した。さらに、採択の公正確保を一層図るため、全小・中・高等学校及び特別支援学校に、「教科書採択の公正確保に関する学校の対応について」を通知するとともに、校長会等で、教科書発行者等への適正な対応について指導した。

また、教科書関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくため、教科書センターにおいて、教科書展示会を実施した。

(2) 教材の取扱いに関する事務

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第32条及び第33条に基づき、教

材使用承認申請及び教材使用届出に係る事務を行った。

本市独自の教育課程であるひろしま型カリキュラムに基づく副読本「言語・数理運用科」「小学校英語科」及び「中学校外国語科繰り返し学習用教材」、平和教育プログラムに基づく副読本「ひろしま 平和ノート」、小学校社会科副読本「わたしたちの広島」、中学校社会科副読本「郷土ひろしまの歴史」を履修対象学年の全児童生徒に配付した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 採択事務

学習指導要領や本市の児童生徒の実態に応じた教科用図書が適正に採択されている。

(2) 教材の取扱いに関する事務

小学校「体育」及び小・中学校「道徳」の副読本の教材使用承認申請及び教材使用届の処理事務を適正に行った。

2 課題

(1) 採択事務

平成30年度から小学校において使用する「特別の教科 道徳」及び、広島みらい創生高等学校等の教科書採択に係る事務を、公正かつ適正に実施する。

(2) 教材の取扱いに関する事務

引き続き、公正かつ適正な教材使用承認申請及び教材使用届出事務に努める。

第5 課題への対応方針

1 採択事務

平成30年度から小学校において使用する「特別の教科 道徳」及び広島みらい創生高等学校等の教科書採択について、公正かつ適正な採択を行う。加えて、学校と教科書会社との関係において疑義が生じることのないよう、指導の徹底を図る。

2 教材の取扱いに関する事務

教材使用承認申請及び教材使用届出事務を円滑に行う。

1 学校教育に関する事務

(7) 保健・衛生等に関すること

ア 学校保健の推進に関すること

(ア) 感染症等の予防や発生時の措置

第1 事務の目的・概要

児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、集団生活の中で望ましい教育環境を維持するため、学校保健安全法に基づき、感染症の予防及び発生時の適切な対応に取り組む。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

感染症予防については、全市立学校において統一的な対応を図る必要があることから、引き続き、適切な情報提供に努める必要がある。

平成26年度以降、インフルエンザによる幼稚園・学校における臨時休業措置が増加傾向にあることから、医師会等と連携し、原因の分析やインフルエンザのり患予防に向けた今後の対応等について検討を行う必要がある。

さらに、感染症の流行状況を把握し関係機関・部局等との情報共有を図るとともに、児童生徒及び保護者に対し、より適切な注意喚起を図るため、引き続き「学校等欠席者・感染症情報システム」の有効活用を図る必要がある。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 感染症の予防

(1) 取組内容

各種感染症に関する予防・拡大防止を図るため、全校園に対し、具体的な方策や発生時の対応等について通知を行うとともに、全校園及び各医師会に対し、市立学校の臨時休業状況について情報提供を行う。

(2) 実績

全校園に対し感染症の予防・拡大防止に向けた通知を適宜行った。また、インフルエンザ等の流行期には、全校園及び各医師会に対し、市立学校園の臨時休業状況について情報提供した。

2 医師会との連携

(1) 取組内容

広島市医師会、安佐医師会及び安芸地区医師会と「今シーズンのインフルエンザの臨時休業の目安」及び「学校における感染症への対応」について協議を行う。

(2) 実績

インフルエンザ流行期前の平成28年10月に、3つの医師会と協議し、「今シーズンのインフルエンザの臨時休業の目安」及び「学校における感染症への対応」について、全校園へ通知した。

3 「学校等欠席者・感染症情報システム」の有効活用

(1) 取組内容

日本学校保健会が運営する本システムを活用し、感染症の発生状況や各校園での児童生徒の欠席状況等を把握し、全園校に提供するなど、感染拡大防止に努める。

(2) 実績

本システムを活用し、各種感染症に関する発生状況を把握し、学校に対して年間4回情報提供及び注意喚起を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 感染症の予防

(1) 評価

各校園に対し、各種感染症の通知を行ったことで、感染症発生時に適切に対応することができた。また、各校園の臨時休業状況について情報提供することにより、拡大防止が図られた。

(2) 課題

平成28年度と同じ成果を挙げるために、引き続き、全校園に対し、各種感染症に関する通知や臨時休業状況の提供を行う必要がある。

2 医師会との連携

(1) 評価

医師会専門医の判断を踏まえた感染症に関する適切な情報提供を行ったことにより、インフルエンザによる臨時休業措置数の減少につながるなど、感染拡大防止を図ることができた。

(2) 課題

感染症は、その年々に流行する時期や対象等が異なるため、医師会と毎年連携して、各校園に対して、適切な情報提供を図る必要がある。

インフルエンザによる臨時休業措置

平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
園・校数	学級数	園・校数	学級数	園・校数	学級数	園・校数	学級数
65	125	133	324	150	552	110	230

3 「学校欠席者・感染症情報システム」の有効活用

(1) 評価

日本学校保健会が運営する本システムを活用することにより、教育委員会や学校で感染症の発生状況を把握し、未然防止や拡大防止につなげることができた。

(2) 課題

引き続き、本システムを活用して感染症の発生状況を把握し、未然防止や拡大防止につなげる必要がある。

第5 課題への対応方針

1 感染症の予防

各種感染症に関する通知や臨時休業状況の提供を行う。

2 医師会との連携

医師会と連携して、各校園に対して、感染症への対応等に関する適切な情報提供を行う。

3 「学校欠席者・感染症情報システム」の有効活用

本システムを活用して感染症の発生状況を把握し、未然防止や拡大防止につなげる。

(イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

第1 事務の目的・概要

未成年者の喫煙・飲酒の防止及び薬物根絶意識の醸成を図るため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の充実及び広報啓発活動に取り組む。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

継続的に意識啓発を図る必要があることから、関係機関と連携し、引き続き、学習内容の充実や資料提供に努めていくとともに、今後、がん教育とも関連を図りながら進めていく必要がある。

2 薬物乱用防止教室の開催

中・高等学校における「薬物乱用防止教室」の開催については、実施率 100%を達成している。引き続き、外部講師と一層の連携を図るなどして、内容の充実に向けて取り組んでいく。小学校については、未実施の理由等を把握した上で、実施に向けた支援や助言を行う。

第3 平成 28 年度における管理・執行状況

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

(1) 取組内容

児童生徒等を対象に、禁煙・禁酒に係るポスターを募集するとともに、保護者を対象に、啓発用パンフレットを配付する。

(2) 実績

ポスター募集については、昨年度より 336 点多い 941 点の応募があった（小学生から 153 点、中学生から 741 点、高校生から 20 点）。

幼稚園、小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の保護者に対し、飲酒・喫煙防止に関する啓発用パンフレットを 24,000 部配付した。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
ポスター応募数	578 点	914 点

2 「薬物乱用防止教室」「防煙教室」及び「がん教育出前授業」の開催

(1) 取組内容

昨年度の未実施小学校に対して支援や助言を行いながら、学校医、学校薬剤師及び警察職員等の協力を得て、小・中・高等学校等で「薬物乱用防止教室」を開催する。

また、医師会の協力を得て、希望する小・中学校で「防煙教室」を開催する。

専門医による受動喫煙の内容を盛り込んだ「がん教育出前授業」を中学校で開催する。

(2) 実績

全小・中・高等学校等に対して「薬物乱用防止啓発用視覚教材一覧」や「各種啓発資料」を配付し、全中・高等学校及び昨年度よりも 2 校多い 125 校の小学校で「薬物乱用防止教室」を実施した。

「防煙教室」は、昨年度よりも 1 校多い小学校 10 校、中学校 2 校で実施した。

専門医による受動喫煙の内容を盛り込んだ「がん教育出前授業」を前年度よりも5校多い中学校6校で実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

(1) 評価

平成28年度のポスター応募件数は、昨年度に比べて増えており、喫煙・飲酒・薬物乱用防止への意識が高まっている。

(2) 課題

引き続き、ポスターを募集すること等を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用防止への意識を高める必要がある。

2 「薬物乱用防止教室」「防煙教室」及び「がん教育出前授業」の開催

(1) 評価

「薬物乱用防止教室」については、昨年度に引き続き全ての中・高等学校で実施した。一方、小学校では、昨年度より2校増えたが、16校が未実施だった。

「防煙教室」については、希望校で実施できた。徐々に喫煙防止の意識が高まっている。受動喫煙の内容を盛り込んだ「がん教育出前授業」の実施校は、昨年度に比べて増えており、喫煙防止への意識が高まっている。

(2) 課題

全校実施に向け、未実施の理由や実施に向けたその対応策等を全校に対して提示するとともに、薬剤師会と連携するなどして、取り組む必要がある。

また、希望する学校で「防煙教室」が実施できるよう、医師会と連携し調整を図る必要がある。

受動喫煙の内容を盛り込んだ「がん教育出前授業」の実施拡大に向け、取り組む必要がある。

「薬物乱用防止教室」実施校数（実施率）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	118校（83%）	126校（89%）	124校（87%）	123校（87%）	125校（89%）
中学校	64校（100%）	64校（100%）	64校（100%）	64校（100%）	64校（100%）
高等学校	8校（100%）	8校（89%）	9校（100%）	9校（100%）	9校（100%）

「防煙教室」実施校数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小・中学校	9校	7校	8校	11校	12校

「がん教育出前授業」実施校数（平成27年度開始）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
中学校	—	—	—	1校	6校

第5 課題への対応方針

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

引き続き、ポスター等を募集すること等を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用防止への意識を更

に高める。

2 「薬物乱用防止教室」「防煙教室」及び「がん教育出前授業」の開催

未実施の理由や実施に向けたその対応策等を全校に対して提示するとともに、薬剤師会と連携するなどして、「薬物乱用防止教室」の全校実施に向け取り組む。

希望する学校で「防煙教室」が実施できるよう、関係医師会と連携し調整等を図る。

受動喫煙の内容を盛り込んだ「がん教育出前授業」の実施拡大に向け、校長会等において啓発する。

イ 子どもの安全対策の推進に関すること

(ア) 学校事故の防止

第1 事務の目的・概要

安全教育・安全管理について幼稚園・学校への指導を行うとともに、より一層の学校事故の減少を目指す。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

学校事故のデータ分析や実態把握を引き続き行うとともに、特に平成 27 年度の学校事故報告件数は、前年度に比べて 55 件減少していることから、どの場面の事故が減少したか等の分析を行い、それを踏まえたより効果的な指導を行う。

第3 平成 28 年度における管理・執行状況

1 学校事故のデータ分析

(1) 取組内容

平成 27 年度に、学校の管理下・管理外で発生した年間の事故について、校種別、発生月別、状況別に整理し、事故の件数・傾向等を全校に提示することにより、安全教育・安全管理の徹底を図る。

(2) 実績

平成 28 年 7 月の園・校長会において、学校事故のデータを校種別、発生月別、状況別に提示し、どのような場面での事故が多いのかなど件数や傾向等を説明し、事故防止に努めるよう指導した。

2 事例の情報提供

(1) 取組内容

実際に、幼稚園・学校で起きた重大な事故等で、全園・校に対して緊急で注意喚起を図るべき事項（時間帯、場所、原因等）を整理した「リスクマネジメント情報」を適宜、作成・通知することにより、類似事故の再発防止に努める。

(2) 実績

13 件の「リスクマネジメント情報」を全園・校に通知した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 学校事故のデータ分析

(1) 評価

平成 28 年度の事故報告件数 311 件は、前年度に比べて 52 件増加した。

(2) 課題

事故発生状況のより詳細な分析を行い、学校事故の未然防止に一層取り組む必要がある。

2 事例の情報提供

(1) 評価

「リスクマネジメント情報」として発出した 13 件と類似事故は発生しなかった。

(2) 課題

引き続き、「リスクマネジメント情報」を適宜、発出し、類似事故の未然防止に努める必要がある。

第5 課題への対応方針

1 学校事故のデータ分析

学校と連携し、事故原因等をより詳細に分析し、引き続き未然防止策を示して指導する。

2 実例の情報提供

リスクマネジメント情報の発出により、未然防止に努める。

[参考]

1 事故報告件数の推移 (件)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
全体	217	266	306	314	259	311

2 平成 26 年度と平成 27 年度の比較(3 件以上の増減のみ)※()内の数字は増減した件数

区分	学校管理下	学校管理外
小学校	交通事故(-4)、授業中及び休憩時間(-14)	交通事故(-14)
中学校	交通事故(-8)、授業中及び休憩時間(-4)、部活動(+5)	交通事故(+5)
高等学校	交通事故(-11)、部活動(-6)	

3 平成 27 年度と平成 28 年度の比較(3 件以上の増減のみ)※()内の数字は増減した件数

区分	学校管理下	学校管理外
小学校	交通事故(-7)、授業中及び休憩時間(+19)	交通事故(+10)
中学校	交通事故(-5)、授業中及び休憩時間(+7)	交通事故(-3)
高等学校	交通事故(+6)、授業中及び休憩時間(+4)	

4 平成 27 年度 学校管理下における事故発生状況 ※()内の数字は件数

区分	小学校 (101)						
	発生月	登下校 (8)	授業中 (18)	休憩中 (22)	部活中 (2)	その他 (9)	交通事故 (42)
1	10 月 (18)	転倒 (6)	体育 (9)	遊具 (7)	陸上 (1)	物に接触 (3)	車と接触 (31)
2	9 月 (17)	転落 (1)	遠足 (2)	転倒 (6)	卓球 (1)	食物アレルギー (2)	自転車と接触 (10)
3	5 月 (12)	脱水症状 (1)	各教科等 (7)	その他 (9)	—	その他 (4)	バイクと接触 (1)
区分	中学校 (85)						
	発生月	登下校 (4)	授業中 (21)	休憩中 (10)	部活中 (28)	その他 (6)	交通事故 (16)
1	7 月 (12)	友達とふざけて (2)	体育 (14)	転倒 (3)	野球 (6)	食物アレルギー・てんかん (3)	徒歩で車と接触 (7)
2	9 月 (11)	転倒 (1)	各教科等 (7)	物に接触 (3)	サッカー (6)	友達とふざけて (2)	自転車で車と接触 (5)
3	10 月 (9)	てんかん (1)	—	その他 (4)	陸上、テニス等 (16)	転落 (1)	自転車で自転車と接触 (2)
区分	高等学校 (39)						
	発生月	登下校 (0)	授業中 (4)	休憩中 (1)	部活中 (2)	その他 (0)	交通事故 (32)
1	6 月 (7)	—	実習 (2)	走っていて (1)	野球 (1)	—	自転車で車と接触 (22)
2	5 月 (6)	—	体育的行事 (1)	—	ラグビー (1)	—	自転車でバイクと接触 (4)
3	12 月 (6)	—	HR (1)	—	—	—	自転車で自転車と接触 (2)

第1 事務の目的・概要

保護者・地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進し、常に大人の目が子どもに注がれる状況を作り出していくことにより、通学時等に発生する犯罪から子どもを守ることを目指す。

また、交通安全教育を推進し、通学時の交通事故の減少につなげる。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

不審者等から子どもを守るため、教職員、保護者、地域住民等が一体となって、様々な取組を今後も継続して行っていく必要がある。

通学路の合同点検を行った危険箇所のうち、平成24年度緊急合同点検分の対策未了箇所5か所について、引き続き関係機関と連携し対策を講じるとともに、既に対策を実施した箇所について、検証を進めていく必要がある。

通学時の交通事故の発生防止に向けて、引き続き、自転車通学を許可している学校での交通法規に関する講習を実施するとともに、事故報告の内容を分析し、より効果的な事故対応策を検討する必要がある。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 見守り・巡回活動の推進

(1) 取組内容

「子どもの見守り活動10万人構想」を推進するとともに、地域学校安全指導員による巡回訪問や「子ども安全の日」事業を実施する。

また、通学路の合同点検において、平成27年度末時点で、対策未了の5か所の対策を進めるとともに、平成27年度中に対策が完了した11か所の効果の検証を行い、必要な改善に取り組む。

(2) 実績

約10万人の市民等が見守り活動に参加した。また、毎月2回、各幼稚園・小学校に地域学校安全指導員が巡回訪問するとともに、毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校においては不審者対応訓練等を、家庭・地域においては登下校時の見守り活動など、子どもの安全を守るための取組を実施した。

通学路の対策が未了の5か所の内、1か所の対策を実施した。対策が完了し、効果検証を行った11か所については、児童の登下校の安全が確保されたかという視点で、各学校に報告を求めた。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

(1) 取組内容

各小学校に対して、「安全意識啓発マップづくり」や「防犯教室」を計画的に行うよう指導するとともに、各小・中学校の安全担当の教職員を対象にした不審者対応研修を開催する。

(2) 実績

全小学校において、「安全意識啓発マップづくり」を行うとともに、全ての幼稚園・学校に

において、「防犯教室」を年間 2 回開催した。

不審者対応研修を計 13 回実施した。

3 登下校体制の整備

(1) 取組内容

市立小学校新入学児童を対象に防犯ブザーを支給するとともに、子ども安全の日を中心に行う点検及び使用方法の指導を行う。

児童の飛び出し等を抑制するためにストップマークを購入し、依頼があった学校に配付する。

(2) 実績

市立小学校新入学児童約 11,000 人に防犯ブザーを支給するとともに、毎月 1 回以上、防犯ブザーの点検や使用方法等の指導を行った。

小学校 4 校に対して、ストップマーク計 35 枚を配付し、各小学校で見通しの悪い箇所などの路面に貼付した。

4 子どもを守るまちづくりの推進

(1) 取組内容

各地域での見守り活動の様子を広島市ホームページ等で紹介するとともに、子どもの安全に関する意識啓発のためののぼり旗やカバン札等を市民及び市職員に配付する。

また、より多くの小学校に「しあわせのひまわり」※を受け継ぐ取組を推進する。

※ 平成 17 年 11 月に発生した児童殺害事件の被害児童が育てていたひまわりの種を受け継ぎ、育てていくことを通じて、事件の風化を防ぐとともに、命の大切さや安心して暮らせる社会を築きたいとの願いを伝えていく取組。

(2) 実績

平成 28 年度広島市安全なまちづくり功労表彰を受賞された 18 個人・17 団体や、見守り活動を行っている高等学校生徒や企業の実績を広島市ホームページで紹介するとともに、「毎月 22 日は子ども安全の日」ののぼり旗を各幼稚園・学校等に 59 枚、日常生活における見守り活動者が取り付けるカバン札等を市民に 111 枚、それぞれ配付した。

また、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組は、計 84 園・校において実施し、昨年度に比べ、5 校増えた。

5 交通安全教育の充実

(1) 取組内容

小学校においては、原則 3 年生全員を対象にした自転車講習会で、実技指導や交通安全に関するテストを実施し、自転車運転免許証を交付する。また、自転車通学を許可している中学校と全高等学校においては、新 1 年生の自転車通学生徒を対象にした自転車講習会で、実技講習及び交通安全に関するテストを実施し、自転車通学許可証の交付を行う。

(2) 実績

全ての小学校 3 年生を対象とした自転車講習会を行い、自転車運転免許証を交付した。また、自転車通学を許可している中学校 16 校と全高等学校の新 1 年生自転車通学生徒を対象に、自転車講習会を行い、自転車通学許可証を交付した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 見守り・巡回活動の推進

(1) 評価

子どもの見守り活動では、保護者や地域の防犯意識の高揚を図ることや学校での適切な安全対策を図ることができた。

通学路の対策未完了 5 か所の内、用地買収などの理由で対策が困難なものを除く 1 か所の対策を講じることができた。また、対策が完了した 11 か所については、歩道の拡幅や横断歩道の塗り直しなどにより児童が安全に登下校できるようになった。

(2) 課題

今後も、子どもを見守る活動を衰退させることなく推進していく必要がある。

また、引き続き、対策未了 4 か所については、道路管理者等の関係機関と連携を図りながら、必要な対策を講じる必要がある。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

(1) 評価

全小学校において実施した「安全意識啓発マップづくり」や「防犯教室」により、人通りの少ない場所を一人で通行しないなどの危険を回避する方法を学ばせることができた。また、不審者対応研修を実施することで、児童生徒の安全な行動のとり方などについて、各学校での不審者対応訓練に生かすことができた。

(2) 課題

子ども自身が自らの命を守るために、引き続き、「安全意識啓発マップづくり」や「防犯教室」などの取組を計画的に実施する必要がある。

3 登下校体制の整備

(1) 評価

児童が防犯ブザーを活用して不審者に対して適切に対応できた事例もあり、防犯ブザーの支給や使用方法の指導の効果が見られた。

(2) 課題

引き続き、小学校新入学児童を対象に防犯ブザーの支給等を行うとともに、紛失等により防犯ブザーを所持していない児童も見受けられることから、全ての児童が所持できるよう、対応を検討する必要がある。

ストップマークをより多くの学校に活用するよう促す必要がある。

4 子どもを守るまちづくりの推進

(1) 評価

高校生や企業などの団体も子どもの見守り活動に加わるとともに、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組に参加する幼稚園や学校も増えており、子どもの安全を守る取組に広がりを見せている。

(2) 課題

引き続き、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組などを通じて、子どもを守るまちづくりを推進していく必要がある。

5 交通安全教育の充実

(1) 評価

事故件数は、ここ数年は増減を繰り返しているものの、小学校 3 年生及び中学校・高等学

校の新1年生の自転車通学者を対象とした自転車講習会を実施し、通学時における交通事故は前年度に比べ微減している。

(2) 課題

通学時における交通事故の件数は、依然として多いため、引き続き交通安全教育の充実を図る必要がある。

第5 課題への対応方針

1 見守り・巡回活動の推進

子どもの見守り活動10万人構想や毎月22日の「子どもの安全の日」の事業を計画的に実施していく。

通学路の対策未了4か所については、道路管理者等の関係機関と連携を図りながら、必要な対策を講じる。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

引き続き、「安全意識啓発マップづくり」や「防犯教室」などの取組を計画的に実施していく。

3 登下校体制の整備

引き続き、小学校新入学児童を対象に防犯ブザーの支給等を行う。

全ての児童が、防犯ブザーを所持できる効果的な方法を学校等と協議しながら検討する。

ストップマークの効果について、校長会等で紹介し、活用を促す。

4 子どもを守るまちづくりの推進

引き続き、地域や地元の企業・学生の取組等、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報するとともに、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組を推進する。

5 交通安全教育の充実

引き続き、児童生徒に対する自転車講習会を計画的に実施し、その他の学年についても、交通安全に関するテストを実施するなど、交通安全教育の充実を図る。

(参考)

項目		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
10 万人 構想	組織的な見 守り活動者数	3 万 4,800 人	3 万 7,200 人	3 万 3,900 人	3 万 4,000 人	3 万 6,000 人	3 万 8000 人
	日常生活に組み込ま れた見守り活動者数	5 万 4,800 人	5 万 4,800 人	6 万 200 人	6 万 2,000 人	6 万 2,000 人	6 万 2000 人
	合計	8 万 9,600 人	9 万 2,000 人	9 万 4,100 人	9 万 6,000 人	9 万 8,000 人	10 万人
通学路 合同点検 対策済 箇所数	H24 年度 実施	—	121／158 か所	146／158 か所	152／158 か所	153／158 か所	154／158 か所
	H26 年度 実施	—	—	—	4／12 か所	12／12 か所	12／12 か所
しあわせのひまわり 実施校園数		35 校	45 校園	53 校園	69 校園	79 校園	85 校園
全児童防犯 ブザー所持率		68%	73%	74%	77%	79%	81%
通学時交通事故 報告件数		69 件	83 件	94 件	113 件	90 件	86 件

第1 事務の目的・概要

防災教育・防災管理について、幼稚園・学校への指導を行うことで、災害時の被害の減少を図る。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

平成27年度から取り組んだ校種別の防災教育の研修会を、引き続き実施するとともに、児童生徒が防災に関する正しい知識を習得し、自ら考え行動できる力を身に付けることができるよう、教師用に向けた指導の手引きを作成する必要がある。

また、可能な範囲で、家族で就寝する部屋を話し合う等、日々の生活の中での防災の意識付けも必要である。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 研修会の開催

(1) 取組内容

幼稚園長・学校長を対象として、出水期を前に自校の防災管理に役立つ研修会を開催する。
また、校種ごとの教職員を対象に、地域の実情を踏まえた特色ある取組を行っている幼稚園・学校から講師を招き、研修を開催する。

(2) 実績

平成28年6月28日に、東日本大震災の被災地（岩手県）の中学校長を講師に招き、研修会を開催した。平成28年8月に、校種ごとの研修を開催し、幼稚園・学校の安全担当者が、計4回で、延べ220人が参加した。

2 防災教育の推進

(1) 取組内容

防災に関する学識経験者等から助言を得て、小・中学校児童生徒の発達段階に応じた防災教育の指導用手引きを策定する。

(2) 実績

平成26年8月に本市において発生した土砂災害を契機とし、小・中学校児童生徒が本市の地理的状況を理解するとともに、自らの命を守るため自ら判断し行動できるよう、防災に関する学識経験者や国・県・市の防災担当者、小・中学校教諭等で構成した作成委員会を開催し、「土砂災害防災教育の手引き」を策定した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 研修会の開催

(1) 評価

被災地や各地域の実情を踏まえた効果的な防災研修を行うことができた。

(2) 課題

引き続き、防災管理に資するよう、効果的な研修を行う必要がある。

2 防災教育の推進

(1) 評価

防災に関する学識経験者等や小・中学校教諭の意見を踏まえ、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの 9 年間を通して、発達段階に応じた適切な指導ができる手引きを策定することができた。

(2) 課題

小・中学校において、「土砂災害防災教育の手引き」が有効に活用されるよう、児童生徒への具体的な指導方法等について研修する必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 研修会の開催

実際に災害を経験した学校の管理職を講師に招へいし、災害時の子ども・保護者への対応等を学ぶことができる研修会を開催する。また、校種ごとの研修では、各地の実情を踏まえた防災教育に取り組んでいる講師を招へいした研修を開催する。

2 防災教育の推進

毎年度実施している校種ごとの研修において、「土砂災害防災教育の手引き」の活用方法や各学年の学習指導内容について説明する。

(参考) 研修会の開催

年 度	実施日	対象者	タイトル	講師
25	H25. 8. 26	教職員	震災を乗り越えて ～兵庫の防災教育の試み～	兵庫県小学校主幹教諭 坂本 和宏
26	H26. 8. 8	教職員	震災を乗り越えて ～仙台市の防災教育～	仙台市教育委員会主幹兼係長 猪俣 亮文
27	H27. 6. 8	管理職	被災地の実態と教訓 災害時における学校対応の実態 〃 〃	宮城県荒浜中学校長 渡邊 裕之 広島市立梅林小学校長 中西 浩二 広島市立八木小学校長 宮田 稔 広島市立三入小学校長 西岡恵美子
	H. 27. 7. 30	中学校 教諭	生徒が自ら防災意識を高めるために	宮城県女川中学校主幹教諭 齋藤 和宏
	H27. 7. 31	幼稚園 教諭	幼児を災害から守る指導と安全管理	東京都文京区第一幼稚園長 桶田ゆかり
	H27. 8. 10	小学校 教諭	「自分の命は自分で守る」ために学校現場でできること	岐阜県上之郷小学校教諭 三原 寛暁
	H27. 8. 17	高 校 教諭	平成 26 年度五日市高等学校における地域と連携した防災教育の試み	広島県呉三津田高等学校長 小路口真理美
28	H28. 6. 28	管理職	「地域と共に育む防災教育」 ～釜石東中学校における東日本大震災の経験から～	岩手県飯豊中学校長 平野 憲
	H28. 8. 1	中学校 教諭	「主体的な学びをうながす防災教育 ～『命、最優先』の学校づくりを目指して～」	広島県坂中学校教諭 新道 将太
	H28. 8. 2	幼稚園 教諭	「幼稚園における防災教育のねらいと展開」	元 島根県古志幼稚園長 木次 勝義
	H28. 8. 8	小学校 教諭	「防災教育のねらいと展開」	福岡県津屋崎小学校教諭 早川 博史 福岡県津屋崎中学校主幹教諭 古賀 毅
	H28. 8. 9	高 校 教諭	「生徒の主体性を育む防災・減災教育の取組」 ～地域防災リーダーの育成を目指して～	高知県須崎高等学校長 秋森 学

第1 事務の目的・概要

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」への対応や、食物アレルギーへの対応など、学校給食の課題への対応指針を検討するために設置した「安全でおいしい給食推進検討委員会」の提言（平成19年3月）を踏まえ、学校給食の充実策を計画的に推進する。

また、学校給食費の未納対策を推進する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 食物アレルギー対応の充実

食物アレルギー対応者が増加している現状から、今後も継続して適切な対応ができるよう、「広島市立幼稚園・学校における学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）活用の手引き」（平成22年 広島市教育委員会、平成25年改訂）（以下「学校管理指導表活用の手引き」という。）及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月、文部科学省）（以下「食物アレルギー対応指針」という。）の内容を踏まえ、引き続き研修会等により、栄養教諭等や調理員をはじめ教職員に対して、アレルギー対応についての周知・徹底を図る必要がある。

また、今後とも、アナフィラキシー発症時に迅速かつ適切な対応が行えるよう、医師会等とも連携し、実践的なアレルギー対応研修を継続していく必要がある。

2 衛生管理の強化

全ての学校給食調理場に対し、ノロウイルス食中毒の予防対策及び危機管理対応について、更なる周知徹底を図るとともに、引き続き、衛生講習会を実施し、衛生意識の向上を図る必要がある。また、学校給食用物資の納入業者、配送業者へは、国が示す「学校給食衛生管理基準」等の周知徹底を図る。

さらに、引き続き、全調理場に対し、同一規格のノロウイルス除菌剤等の衛生用品を現物支給し、使用方法等を周知する。

3 ドライ運用の推進

ドライ運用をより効果的に進めるために、調理器具の整備にあわせて、器具の適切な活用方法や作業動線の工夫などについて、栄養教諭等や調理員を対象とする研修会を実施する必要がある。

4 給食用食器の改善

平成28年度から6か年計画で、自校調理校のステンレス製食器を合成樹脂製食器に変更する予定である（6か年計画：平成28年度24校、平成29年度21校、平成30年度21校、平成31年度19校、平成32年度15校、平成33年度26校）。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

平成29年4月からの新センターの円滑な稼働に向けて、平成28年度末までに以下のことを順次実施する必要がある。

- ・新センターの施設設備が市の要求水準を満たしていることの確認
- ・衛生管理基準に沿った作業体制や調理手順、円滑な配送体制等の構築の確認
- ・良質な学校給食用野菜の安定確保に向けた民間事業者と（一財）広島市学校給食会との協議

- ・学校、保護者等への説明会

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

平成 28 年度から、改定した「学校給食費会計事務の手引」に基づき、学校と連携して適切に未納・滞納対策を進める必要がある。特に、卒業生等に係る未納等については、学校とも緊密に連携しながら個々の状況を把握し対応していく。

第 3 平成 28 年度における管理・執行状況

1 食物アレルギー対応の充実

(1) 取組内容

「学校管理指導表活用の手引き」及び「食物アレルギー対応指針」の内容に基づき、栄養教諭等や調理員に対し、誤配や誤食等を防ぐための校内体制等に係るアレルギー除去食対応研修を実施するとともに、市域の医師会の協力を得て、全校の保健主事や養護教諭等に対し、エピペン処方等に係るアナフィラキシー対応研修を実施する。

さらに、エピペンの使用方法について校内研修を希望する学校に対し、研修用エピペンの貸出しを行う。

(2) 実績

平成 28 年 12 月に、栄養教諭等や調理員を対象として、アレルギー除去食対応研修を、全校の保健主事や養護教諭等を対象として、アナフィラキシー対応研修を実施した。

また、新たにエピペンが処方された児童生徒が在籍するなどの小・中学校 13 校で研修用エピペンを活用した実践研修を行った。

2 衛生管理の強化

(1) 取組内容

栄養教諭等や調理員や学校給食用物資の納入業者、配送業者に対し、講習会等を通じて、ノロウイルス等食中毒防止やその他衛生管理のポイントについて周知する。

また、ノロウイルスの二次感染を防止するため、全ての給食調理場にノロウイルス対応除菌剤、使い捨て手袋、ペーパータオルを支給する。

(2) 実績

ア 平成 28 年 7 月に、栄養教諭等や調理員に、衛生管理について研修会を行うとともに、学校給食用物資の納入業者等に、給食物資配送時の衛生管理の徹底について講習会を行った。

イ 平成 28 年 8 月に、臨時調理員に、衛生管理について研修会を行うとともに、デリバリー給食調理委託業者を対象に、衛生管理について講習会を行った。

ウ 平成 28 年 12 月に、全ての給食調理場にノロウイルス対応除菌剤を支給した。

エ 年間を通して、適宜、栄養教諭等や調理員を対象に、食中毒予防リーフレット等を配布し、衛生意識の向上を図った。

3 ドライ運用の推進

(1) 取組内容

栄養教諭等や調理員に対し、食中毒の発生原因となる細菌の繁殖を抑えるため、調理施設の床を乾かした状態で使うドライ運用に関する研修会を実施する。

(2) 実績

平成 28 年 7 月に、栄養教諭等や調理員を対象とする研修会を実施し、床を濡らさずに作

業する工夫等についてグループ協議や演習を行った。

4 給食用食器の改善

(1) 取組内容

平成 28 年度から 6 か年計画で、自校調理校のステンレス製食器を合成樹脂製食器に変更する（平成 28 年度は、12,000 人分（中規模小学校を中心に 24 校分）を変更する計画）。

(2) 実績

16,920 人分（小規模小学校を中心に 42 校分）について合成樹脂製食器への変更が完了した。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

(1) 取組内容

新センターの施設設備や作業体制、調理手順が市の要求水準、仕様書を満たしているか確認するとともに、学校や保護者に対して、新センターに係るリーフレットの配付や説明会を開催し、周知を図る。

(2) 実績

- ・ 平成 29 年 2 月に、新センターの施設設備が市の要求水準を満たしていること及び衛生管理基準に基づいた作業体制及び調理手順等になっていることを確認した。
- ・ 平成 29 年 2 月に、受配校の全保護者に施設概要のリーフレットを配付するとともに、保護者説明会を実施し、新センターにおける衛生管理体制等について説明した。

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

(1) 取組内容

小・中学校に対し「学校給食費会計事務の手引き」に基づいた事務処理を行うよう周知するとともに、教育委員会が卒業生等分の未納を督促するために必要な情報を整理する。

(2) 実績

未納・督促事務については、手引きに基づいた事務処理を行うよう、小・中学校長会等において周知徹底した。

また、教育委員会では、平成 29 年度から実施する卒業生等分の未納督促に向けて、データを整理した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 食物アレルギー対応の充実

(1) 評価

栄養教諭等や調理員に、食物アレルギー除去食対応の研修や緊急時の対応について実践的な研修を行ったことで、食物アレルギー事案が発生した際に、教職員が速やかに対応を行い、重症化を回避することができた。

(2) 課題

今後も適切な対応ができるよう、引き続き、除去食対応研修並びにアナフィラキシー対応研修を継続する必要がある。

2 衛生管理の強化

(1) 評価

栄養教諭等や調理員及び学校給食用物資の納入業者等に対し、各種講習会を通じて衛生管

理についての周知徹底を図ったことで、ノロウイルス等による食中毒防止への意識が向上した。

また、全ての給食調理場に、ノロウイルス対応除菌剤等を支給するとともにその使用方法等について周知徹底を図ることで、調理過程における衛生管理の強化につながった。

(2) 課題

引き続き、栄養教諭等や調理員に対して、衛生管理の意識の向上を図っていく必要がある。

3 ドライ運用の推進

(1) 評価

栄養教諭等や調理員を対象に、各給食調理場の施設状況に応じた実践的な研修を行ったことで、効果的なドライ運用についての理解を深めることができた。

(2) 課題

今後とも、実践的な研修を行い、衛生管理を徹底する必要がある。

4 給食用食器の改善

(1) 評価

合成樹脂製食器への変更については、計画的に進めることができた。

また、更新した学校においては、児童から「汁物を入れた時に熱くないから持ちやすくなった。」「口触りがやさしくなった。」など好評を得ており、改善の効果が出ている。

(2) 課題

今後とも、計画に基づき、合成樹脂製食器への変更を進める必要がある。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

(1) 評価

計画通り、新センターの施設設備の整備が完了し、調理・配送体制についても必要な人員確保ができています。

(2) 課題

新センター稼働後に確実かつ安全に学校給食が提供されるよう、運営事業者を適切に指導する必要がある。

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

(1) 評価

学校においては、「学校給食費会計事務の手引き」に示す金銭管理や帳簿管理が行われるなど事務処理の改善が図られた。

(2) 課題

引き続き、学校においては、手引きに基づいた金銭管理や記録管理に努める必要がある。

第5 課題への対応方針

1 食物アレルギー対応の充実

今後も適切な対応ができるよう、除去食対応研修並びにアナフィラキシー対応研修を継続する。

2 衛生管理の強化

全ての栄養教諭等や調理員に対して、引き続き、衛生講習会等を実施し、衛生管理の意識の向上を図る。

3 ドライ運用の推進

引き続き、栄養教諭等や調理員を対象とする研修会を実施し、調理器具や設備の適切な活用方法や作業動線の工夫等について、各校が主体的に取り組めるよう支援する。

4 給食用食器の改善

引き続き、ステンレス製食器から合成樹脂製食器への切替えを計画的に進める。

5 五日市地区学校給食センター施設の老朽化への対応

平成 29 年度から、新たな学校給食センターの運営事業者からの給食提供が開始するため、確実な運営について、事業者に対して適切に指導や助言を行う。

6 学校給食費未納・滞納対策の推進

学校においては、手引きに基づいた金銭管理や記録管理に努めるとともに、教育委員会においては、平成 29 年度から、卒業生等に係る未納・滞納事務を行う。

第1 事務の目的・概要

食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向など、食生活をめぐる様々な問題が生じており、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進が課題となっている。

広島市では、「食を通じて『健やかな体』と『豊かな心』を育む」ことを基本理念とする「第3次広島市食育推進計画」（計画期間：平成28～32年度）及び学校指導要領に基づき、「学校における食育の推進」に取り組んでいる。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 教職員研修等の実施

食育に係る各学校の取組が一層推進されるよう、教務主任、食育推進担当者等に対し、その職務内容に応じた内容で研修の充実を図るとともに、引き続き各学校の効果的な実践事例、教材等を積極的に紹介・情報提供する必要がある。

2 給食献立の充実

今後も学校給食を生きた教材として活用するため、献立の工夫に努める。

また、各学校の特色や地域性を生かした独自献立については、食育推進の有効な手段の一つであることから、自校給食の学校において今後も継続して実施するとともに、給食センターにおいては児童生徒が考案した献立の実施の拡大を図る必要がある。

3 地場産物の活用促進

「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」において引き続き生産者・市場関係者・関係部局等との情報共有を図り、地場産物の一層の調達に努めるとともに、地場産物の供給時期・供給量を踏まえた献立作成を行う必要がある。

また、第3次広島市食育推進計画（計画期間：平成28～32年度）において、これまで「県内産」としていた地場産物の定義を「広島広域都市圏産」にまで拡大し、活用割合40%以上を目標とすることから、今後は広島広域都市圏産の農水産物等の情報収集にも努める必要がある。

4 家庭と連携した食育の推進

保護者等に食育の周知啓発を行うため、今後もフェイスブックや食育だよりなどを活用し、広く周知啓発を行うとともに、学校の食育の取組について積極的に情報収集するなどして、掲載内容の充実を図る必要がある。

5 残食の減少に向けた取組

残食の多いデリバリー給食においては、子どもにとって魅力ある献立、食べやすい献立になるよう内容の工夫や変更を行うとともに、引き続き学校訪問や保護者試食会などの機会を捉え、学校の実態把握を行うとともに、指導助言や啓発に努める必要がある。

また、生徒とデリバリー業者との交流の機会を設けるなど、食への感謝の気持ちを持たせる取組も進める。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 教職員研修等の実施

(1) 取組内容

学校における食育の推進に向けて、平成 28 年 6 月に食育推進担当者を対象として、各校の実践事例を基に食育の取組に関する研修を実施するとともに、平成 28 年 8 月に教務主任を対象として、教育課程の編成のポイントや組織マネジメントの視点を持った食育の推進に関する研修を実施する。

また、栄養教諭・学校栄養職員に対して、個に応じた食育指導の実際等について研修を行う。

さらに、小・中学校に対し、児童生徒への食に関する指導資料や保護者への啓発資料を情報提供する。

(2) 実績

食育推進担当者、教務主任、栄養教諭・学校栄養職員を対象とする研修をそれぞれ実施した。

さらに、児童生徒への指導資料等を教育委員会 LAN の資料室に掲示し、学校が必要に応じて活用できるようにした。

2 給食献立の充実

(1) 取組内容

学校給食を食育の生きた教材として活用するため、全校において、「わ食の日献立」、「郷土食の日献立」、「行事食の日献立」を実施するなど、献立の工夫に努める。

また、自校給食の学校では、学校が独自に献立を作成する「独自献立」を提供し、地域の食材を使った献立を実施するとともに、給食センターにおいては、受配校児童生徒から募集した地場産物を活用した献立を提供する。

(2) 実績

全校において、毎月 19 日の「わ食の日」に合わせ「わ食の日献立」を実施したほか、毎月 1 回「郷土食の日献立」、年間 14 回「行事食の日献立」を実施した。

また、自校給食の学校では、「独自献立」を小・中学校 59 校で年間 155 回実施した（昨年度実績 58 校、151 回）。また、給食センターにおいては、昨年度同様に年間 1 回、受配校児童生徒から募集した献立を実施した。

3 地場産物の活用促進

(1) 取組内容

生産者・市場関係者・関係部局等の関係職員から成る「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」を実施し、地場産物の学校給食への供給が可能な時期・量について協議の上、献立作成を行うとともに、広島広域都市圏産の農水産物等の情報収集を行い、地場の給食食材の調達につなげていく。

(2) 実績

「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」を年間 3 回実施し、同会議で得た地場産物の情報を活用して、献立の作成を行った。あわせて、五日市地区の新たな給食センターの運営事業者に対し、広島広域都市圏産の農産物の情報を提供した。

4 家庭と連携した食育の推進

(1) 取組内容

食育の推進について、教育委員会が作成するフェイスブックや食育だよりなどを活用し、

広く啓発を行うとともに、掲載内容の充実を図る。

(2) 実績

食育だよりを月 1 回発行するとともに、フェイスブックを活用して、小・中学校 29 校や学校給食センター等の取組について、年間 59 回情報を発信し、フォロワー数が平成 28 年度末では、600 件程度に増えた。

5 残食の減少に向けた取組

(1) 取組内容

残食の多いデリバリー給食の献立の工夫や変更を行うとともに、保護者に対して、デリバリー給食の良さを伝えることのできる試食会を開催する。さらに、学校訪問や各校の食育推進担当者への実践事例などを紹介する研修を行い、食育の取組が進むよう働きかける。

また、学校において、デリバリー業者との交流の機会を設け、食への感謝の気持ちを持たせる取組を進める。

(2) 実績

ボリューム感が感じられ、色合いの良いデリバリー給食となるよう献立の工夫を行った。さらに、教育委員会職員による学校訪問や保護者試食会、食育推進担当者研修を実施した。

また、デリバリー給食の受配校 6 校において、生徒からデリバリー業者各社に感謝の手紙を届けるなどの機会を設けた。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 教職員研修等の実施

(1) 評価

食育推進担当者のみならず、教務主任を対象とした研修会を開催することにより、学校全体で食育の推進に取組体制が強化された。

(2) 課題

引き続き、学校全体で組織的、計画的に取り組まれるよう、様々な立場の職員に対して研修を継続していく必要がある。

2 給食献立の充実

(1) 評価

自校給食の学校で実施している「独自献立」や給食センターにおける児童生徒からの「募集献立」は、本市学校給食として定着し、双方とも好評を得ている。

(2) 課題

年 1 回実施している給食センターの「募集献立」については、食への意欲・関心を高める有効な手段であるため、実施回数を増やす必要がある。

3 地場産物の活用促進

(1) 評価

平成 28 年度の学校給食における地場産物の活用割合は、27.2%と前年度比 3.8%低下した(第 3 次広島市食育推進計画の目標 平成 32 年度に 40%)。

地場産物の品目ベースでの活用割合

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
25.9%	22.6%	24.6%	36.5%	31.0%	27.2%

(2) 課題

平成 28 年度の地場産物の活用割合が低下したのは、夏場の全国的な天候不順等により農産物が不足したため、産地を問わず、学校給食の規格等に適した農産物を調達したことによるものである。引き続き供給時期・供給量を踏まえた献立作成を行っていく必要がある。

4 家庭と連携した食育の推進

(1) 評価

平成 27 年秋に開設したフェイスブックについては、毎月の情報発信回数やフォロワー数が増加しており、学校における食育の取組への関心が高まってきた。

(2) 課題

フェイスブックや食育だよりなどの掲載内容を充実させながら、継続していく必要がある。

5 残食の減少に向けた取組

(1) 評価

デリバリー給食の献立の工夫を行い、保護者試食会や学校訪問等のほか、生徒から事業者へ感謝を伝える取組を行った結果、残食率が平成 28 年度は 23.5%と前年に比較して 2.6%減少した。

中学校デリバリー給食における残食率

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
23.3%	24.1%	24.1%	26.6%	26.1%	23.5%

(2) 課題

デリバリー給食の残食率の全市平均は、平成 27、28 年度と減少したが、引き続き残食率の減少に取り組む必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 教職員研修等の実施

来年度以降も引き続き、各学校の取組が推進されるよう、食育推進担当者や教務主任等の様々な立場の職員に対して研修を継続する。

2 給食献立の充実

今後も、自校給食の学校において各学校の特色や地域性を生かした「独自献立」を継続実施するとともに、給食センターにおいて、児童生徒が考案した「募集献立」の実施の拡大を図る。

3 地場産物の活用促進

「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」における関係機関との連携により、地場産物の供給時期・供給量を踏まえた献立作成と地場産物の一層の調達に努める。

4 家庭と連携した食育の推進

保護者等への啓発のため、掲載内容の充実を図り、今後も食育だよりやフェイスブック等を活用して広く情報発信する。

5 残食の減少に向けた取組

今後とも、献立の工夫を行うとともに、各学校の実態把握を行い、食育推進担当者への研修等を活用して、食育の推進を図る。

1 学校教育に関する事務

(8) 私立学校の振興に関すること

ア 私学助成

第1 事務の目的・概要

私学助成は、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育条件の維持・向上や保護者の経済的負担の軽減を図ることで、私立学校の振興に資することを目的として行っており、本市は、国・県が行う助成を補完する立場から、私立学校における教材教具整備費や教職員研修費等について助成している。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

今後も私学助成の充実について、国・県に対し要望していくとともに、本市としても助成について可能な限り予算の確保に努める必要がある。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 県を通じて国に対し、私立学校への運営費助成制度の拡充を図るよう要望を行うとともに、本市としても国・県を補完する部分について、独自に助成額の充実を図る。

(2) 私立学校に対する助成として、以下の内容で助成を行う。

ア 市内の私立幼稚園 90 園を対象として、教材教具整備費、教職員研修費及び私立幼稚園施設整備資金借入金利子並びに就園奨励費の交付に係る事務費について助成する。

また、広島市私立幼稚園協会に対し、各私立幼稚園等との連絡調整や申請書等の取りまとめなどの事務に要する経費を助成する。

イ 市内の私立中学校 11 校を対象として、教材教具整備費及び教職員研修費について助成する。

ウ 市内の私立高等学校 22 校を対象として、教材教具整備費及び教職員研修費について助成する。このほか、「私立高等学校部活動パワーアップ事業」として、指導者招へい費用や指導教育研修費等について助成する。

エ 広島インターナショナルスクールを対象として、教職員研修費について助成する。

2 実績

(1) 平成28年度秋季県市長会や県都市教育長会要望において、私立学校への運営費助成制度の拡充に係る要望を行った。

(2) 国・県を補完する部分として、主に私立幼稚園等に対する教職員研修費、幼稚園協会事務経費及び私立高校部活動パワーアップ事業等について、助成に係る予算額を増額し、助成額の充実を図った。

区分	平成 27 年度予算額	平成 28 年度予算額	増額分
幼稚園等に対する助成	48,968 千円	49,345 千円	377 千円
幼稚園協会事務経費に対する助成	2,000 千円	3,000 千円	1,000 千円
私立中学校に対する助成	1,616 千円	1,626 千円	10 千円
私立高等学校に対する助成	47,093 千円	47,572 千円	479 千円
高校部活動パワーアップ事業に対する助成	10,335 千円	11,437 千円	1,102 千円
外国人学校に対する助成	460 千円	460 千円	
合計	110,472 千円	113,440 千円	2,968 千円

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

本市の厳しい財政状況の中、私学助成に係る予算額を全体で 2.7%増額（110,472 千円→113,440 千円）することができ、私学助成の振興に一定の寄与をすることができた。

2 課題

本市においては、私立学校への就学者が多く（高等学校 47.5%、中学校 15.2%、幼稚園等 41.8%）、私学が果たしている役割の重要性に鑑み、保護者の負担軽減と教育条件の向上を図ることが必要である。

私立学校に対する助成については、例年、各関係団体から助成拡充を求める陳情書が提出されている状況であり、学校運営に係る経常的経費補助の実施主体である国・県に対し、その増額に係る働きかけを引き続き行っていく必要がある。

第 5 課題への対応方針

私学助成の充実について、引き続き、国・県に対し要望していくとともに、国・県が行う助成を補完する立場である本市としても助成に係る予算の確保に努める。

2 青少年の育成に関する事務

(1) 青少年の健全育成等に関すること

重

ア 放課後等の子どもの居場所の確保

第1 事務の目的・概要

子どもが放課後等に安全に安心して活動し、過ごせる居場所を確保するとともに児童の健全育成を図ることを目的に、次の取組を行う。

特に、放課後児童クラブ事業については、児童福祉法の改正に伴い、平成27年度から受入対象児童が小学校6年生まで拡大されるなどの大幅な制度改正が行われ、利用者数が急増していることから、計画的なクラス増設等による量的拡大について重点的な取組を行う。

1 児童館の整備

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすることを目的に、小学校校区ごとに児童館を整備する。なお、児童館には、遊戯室や図書室などのほか、放課後児童クラブ事業のための専用室を設ける。

2 放課後児童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、児童館のある学区では児童館内等で、児童館のない学区では小学校の余裕教室やプレハブ施設等を利用して、放課後児童クラブ事業を実施する。

3 放課後プレイスクール事業

児童館未整備学区において、放課後の小学校施設等を活用して、地域の大人の見守りにより安全な遊び場を確保し、遊びを通じた体験活動や異年齢間の交流促進など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後プレイスクール事業を実施する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 児童館の整備

現在の3年に4館の整備ペースでは、整備完了までに20年以上必要なことから、引き続き児童館の整備スケジュールの前倒しについて検討を行う。

また、昭和56年の新耐震基準となる前に建設された児童館について、耐震補強計画に基づき、平成26年度から耐震診断を実施しており、耐震対策が必要な児童館については、平成30年度末までに耐震補強工事を実施するとともに併せて大規模改修を行う。

2 放課後児童クラブ事業

引き続き待機児童の解消に向け、計画的なクラス増設が必要である。

また、放課後児童クラブの今後の事業運営に当たっては、この事業を福祉サービス事業として再構築し、施設の老朽化対策やサービスの提供体制の整備など、従来からの課題の早期解消を図るとともに、放課後児童クラブの安定的な運営や提供するサービス内容の一層の向上を実現できるよう、引き続き対応策を検討する。

こうした取組を進める中で、利用している者と利用していない者との公平性や、他の福祉サービスにおける応分の負担の状況を考慮し、保護者負担を求めることについて検討する。

なお、その際には、経済的な事情により入会できない子どもが出ることを防ぐよう、減免制

度を検討する。

3 放課後プレイスクール事業

地域・学校と連携を図りながら、地域の状況に応じて事業を実施する。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 児童館の整備

平成29年度の開館に向けて、中島児童館及び緑井児童館の新築工事を行うほか、平成30年度の開館に向けて、広瀬児童館の実施設計等を行う。

また、旧耐震基準で建設された児童館について、耐震補強計画に基づき耐震診断を行い、必要に応じて耐震対策を実施する。

(2) 放課後児童クラブ事業

待機児童が生じないよう、クラス増設等必要な量的拡大を図る。

(3) 放課後プレイスクール事業

平成28年度は、8学区で実施する。

2 実績

(1) 児童館の整備

平成29年度の開館に向けて、中島児童館及び緑井児童館の新築工事を行ったが、緑井児童館については入札不調により工事着手が遅延したため、翌年度に予算の一部を繰り越した。このほか、平成30年度の開館に向けて、広瀬児童館の実施設計等を行った。

また、旧耐震基準で建設された児童館のうち、8館について耐震診断を行うとともに、平成27年度に耐震診断を行った11館のうち、耐震対策が必要な7館について実施設計を行った。さらに、平成27年度に実施設計を行った4館の耐震化工事を予定していたが、2館については工事を終えたものの、残りの2館については入札不調や工法の見直しにより翌年度の工事となった。

(2) 放課後児童クラブ事業

平成28年5月2日現在で、8学区において受入定員を超え、計44人の待機児童が生じた。待機児童の解消と次年度の利用者増に対応するため、補正予算等によりクラス増設に取り組んだ結果、小学校の余裕教室の活用、小学校敷地内へのプレハブの設置により14クラスを開設したほか、民間放課後児童クラブへの補助により5クラスを開設した。

なお、小学1年生から3年生までの待機児童については、市の運営する放課後児童クラブにおいて特例として定員を超えて受入れを行ったほか、児童館がある学区においては、学校から児童館への直接来館により、児童の安心・安全な居場所の確保に努めた。

(3) 放課後プレイスクール事業

平成28年度は、8学区で実施した。

〔参考〕

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
児童館の整備館数 (年度末現在)	108 館	110 館	111 館	112 館	113 館
放課後児童クラブ事業 の開設クラス数 (翌年度初日現在)	170 クラス	181 クラス	196 クラス (民間 10 クラス含む)	238 クラス (民間 24 クラス含む)	257 クラス (民間 29 クラス含む)
放課後プレイスクール 事業の実施学区数 (年度末現在)	15 学区	14 学区	12 学区	11 学区	8 学区

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 児童館の整備

中島児童館の整備完了により、140 小学校区中 113 学区（整備率 80.7%）について整備することができた。

(2) 放課後児童クラブ事業

平成 28 年 5 月 2 日現在で多くの待機児童が生じたことから、補正予算等により翌年度当初までに 19 クラス（民間放課後児童クラブ 5 クラスを含む。）を開設し、その解消に努めた。

(3) 放課後プレイスクール事業

8 学区合計で、登録指導員 103 人の下、登録児童 712 人の放課後や週末、長期休業日の安全・安心な遊び場を確保することができた。

2 課題

(1) 児童館の整備

現在の 3 年に 4 館の整備ペースでは、整備完了までに長期間を要することが課題である。

(2) 放課後児童クラブ事業

平成 27 年度の制度改正を契機に利用申込者数が急増しており、これに対応するとともに、平成 31 年度末までに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準」（広島市児童福祉施設設備基準等条例第 7 条）に適合させるため、引き続き量的拡大を図ることが課題である。

また、多様な就労形態に対応した市民ニーズなどに応えるため、今後、サービス内容の一層の向上を図ることが課題である。

(3) 放課後プレイスクール事業

児童館未整備学区 27 学区のうち、放課後プレイスクール事業を実施している学区が 8 学区にとどまっていることが課題である。

第 5 課題への対応方針

子育てと仕事の調和に向けた支援のための取組項目として、平成 29 年度の重点取組項目とする。

1 児童館の整備

児童館の整備について、小学校の余裕教室の活用も視野に入れつつ、スケジュールの前倒し

を検討する。

2 放課後児童クラブ事業

引き続き、計画的なクラス増設等による量的拡大を図る。クラス増設に際しては、まず、余裕教室を活用することを最優先で検討し、余裕教室の活用が困難な場合には、学校内へのプレハブ設置や公共施設の利用、民間事業者への補助など、様々な手法の中から、学区ごとの個別状況に応じた早期増設が可能な手法を検討する。

サービス内容の一層の向上に伴い必要となる経費については、利用する者と利用しない者との公平性（受益者負担）の観点から、経済的な事情により利用できない世帯にも配慮しながら、その負担の在り方を検討する。

3 放課後プレイスクール事業

放課後プレイスクール事業の周知に努め、児童館未整備学区における事業の新たな担い手の掘り起こしに努める。

第1 事務の目的・概要

広島市教育委員会（以下「市教委」という。）と広島県警察（以下「県警察」という。）が、緊密な連携により、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成 27 年度に北庁舎別館内に設置した、教育委員会職員と警察官等が常駐する「少年サポートセンターひろしま」を核として、ワンストップで非行防止から立ち直りまでの一貫した支援等に取り組む。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

平成 27 年 6 月末以降、暴走族は 0 となっているものの、暴走志向を有する者や旧車會の台頭など、暴走族の再結成や新規結成について予断を許さない状況である。こうした状況を受け、暴走族の再結成に注意しながら、少年非行防止・自立支援事業に積極的・総合的に取り組む必要がある。

「少年サポートルーム」事業の実施に当たっては、遠隔地に居住しているため、参加が困難な少年への対応が必要であり、地域に出向いての「少年サポートルーム」事業の実施など、当該事業の拡充を検討する。

第3 平成 28 年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 市教委・県警察連携事業

ア 少年相談

電話や面接等により受け付けた相談事案について、非行少年グループ等への加入防止や離脱に向けての助言を行うとともに、事件性や非行の程度、また、就学・就労支援の必要な場合等に、市教委と県警察が連携して対応し、非行からの立ち直りに向けた支援を行う。

イ 居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）

少年のコミュニケーション能力を向上させ、ルールを守る社会の一員としての成長を促すため、ボランティア等と協働して様々な体験活動や学習支援を実施する。

ウ 立ち直り支援

非行少年の立ち直りを支援するため、就学や就労に関する助言や指導を実施するとともに、特定の問題に特化したセミナーを開催する。

エ 学校支援（生徒指導上の課題を抱える学校への支援）

県警察スクールサポーターとして委嘱された自立支援相談員等を中学校等に派遣し、少年の非行防止や学校支援に取り組む。

オ 街頭補導活動

市教委、県警察、青少年指導員等の連携による街頭補導活動を行い、問題行為少年の早期発見及び早期指導により、少年の非行防止に取り組む。

カ 要保護少年※対策

要保護少年及びその保護者に対し、助言を行うなど継続的な面談を実施するとともに、要保護少年の対策に関わる関係機関へ連絡するなど連携を図る。

（※児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措

置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年に該当する場合を除く。）をいう。）

(2) 市教委単独事業

ア ネットパトロールの実施

ネット上でのいじめ等の早期発見・早期対応を図るため、職員によるパトロールと併せ、専門業者によるパトロールを実施し、学校等へ情報提供を行う。内容によってはサイト管理者に書き込み等の削除を依頼するとともに、事件性のあるものは県警察に通報するなど、迅速かつ適切に対応する。

イ 少年非行対策セミナー

少年の非行問題などに関心のある市民を対象に非行からの立ち直り支援や、居場所づくりの重要性についての市民意識の醸成を図る。

2 実績

(1) 少年相談

相談受理件数の推移は次のとおり。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度
市教委受理件数	81 件	128 件
県警察受理件数	81 件	119 件
計	162 件	247 件

(2) 居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）

「少年サポートルーム」開催状況の推移は次のとおり。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度
開催日数	43 日	54 日
延参加人数	387 人	368 人

(3) 立ち直り支援

ア 就学・就労支援

就学・就労支援の実施状況の推移は次のとおり。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度
就学・就労支援	0 回	3 回
学習支援	38 回	9 回

イ 問題別思春期セミナー（テーマ：性非行防止、万引き防止、喫煙防止、ネット依存防止）

問題別思春期セミナーの開催状況の推移は次のとおり。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度
開催回数	3 回	4 回
参加者数	139 人	183 人

- (4) 学校支援（生徒指導上の課題を抱える学校への支援）
 自立支援相談員の派遣状況の推移は次のとおり。

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度
中学校	学校数	4 校	2 校
	回数	274 回	222 回
小学校	学校数	1 校	1 校
	回数	28 回	21 回
計	学校数	5 校	3 校
	回数	302 回	243 回

- (5) 街頭補導活動

活動状況の推移は次のとおり。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
回数	137 回	58 回

- (6) 要保護少年対策

要保護少年の推移は次のとおり。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
要保護少年	0 人	0 人

※要保護対策地域協議会代表者会議に出席し、関係機関との連携を図った。

- (7) ネットパトロールの実施

問題発見数の推移は次のとおり。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
小学校	5 件	0 件
中学校	1,463 件	1,468 件
高校	285 件	331 件
その他	11 件	3 件
計	1,764 件	1,802 件

- (8) 少年非行対策セミナー

セミナーの開催状況は次のとおり。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度
テーマ	少年非行の動向と少年サポートのあり方	「男らしさ」「女らしさ」と犯罪
開催日	3 月 5 日（土）	3 月 4 日（土）
講師	広島修道大学人文学部 教授 志和 資朗 氏	広島修道大学人文学部 教授 狩谷 あゆみ 氏
場所	合人社ひと・まちプラザ	中区地域福祉センター
参加者	60 人	60 人

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

非行防止活動の推進については、「少年サポートセンターひろしま」を核として、市教委と県警察が一体となって少年相談や非行少年の立ち直り等に取り組んでおり、主な成果としては、

広島市域における少年の再犯者率の低下が挙げられる。具体的には、当センター設置前の平成 26 年中の広島市域における少年の再犯者率は 35.5%であったが、設置後の平成 27 年中は 31.8%で前年と比べ 3.7 ポイントの低下、平成 28 年中は 28.7%で 6.8 ポイント低下しており、当センターの運営が再犯者率低下の一端を担っているものと考えられる。

また、少年たちの居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）に参加した中学 3 年生においては、当初、高校に進学することを積極的には考えていなかった者もいたが、全員が高校に進学するなど、当該事業が少年の居場所や立ち直りのきっかけとなっていることがうかがえる。

広島市域を活動拠点とする暴走族対策については、市と県警察との連携強化、ボランティアによる街頭パトロール、声かけ活動及び県警察による取締り強化等、官民一体となった総合的な取組を実施した結果、平成 27 年 6 月末以降、暴走族の把握はない。

暴走族のグループ数・構成員数（広島市域における数値）

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
暴走族のグループ数	1 グループ	1 グループ	1 グループ	0 グループ	0 グループ
暴走族構成員数	5 人	4 人	5 人	0 人	0 人

2 課題

- (1) 暴走族については、警察の取締りや市民、関係機関・団体が連携した少年の非行防止・自立支援活動に取り組んだ結果、平成 27 年 6 月末以降、グループの結成は把握されていないが、最近では、暴走志向を有する者が単独で暴走行為を敢行したり、SNS 等により参集し自然発生的に小集団のグループを結成してゲリラ的な集団暴走行為を敢行したりしていることから、暴走族の再結成や新規結成が懸念されている状況である。
- (2) 「少年サポートルーム」事業の実施に当たっては、遠隔地に居住しているため、参加が困難な少年への対応が必要であり、地域の状況に応じて「少年サポートルーム」事業の展開や少年サポートセンターを市民に対してより一層周知するため、新たな広報媒体を開拓する必要がある。

第 5 課題への対応方針

- 1 暴走族グループの再結成や新規結成を阻止するため、引き続き県警察との連携による、少年相談や少年サポートルーム事業、街頭補導活動により、問題行為少年の非行防止・自立支援に取り組むほか、ネットパトロール等による暴走族結成に関する情報収集に努める。
- 2 平成 29 年度からは、これまで広報活動を行っていない企業、関係機関、団体等の新たな広報媒体を開拓し、ポスターやデジタルサイネージの掲示など、広報活動を行い、「少年サポートセンターひろしま」について、一層の周知徹底を図る。

第1 事務の目的・概要

「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」に基づき、フィルタリングの普及を促進し、電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用できる青少年の育成を図ることを目的に、以下の基本方針に基づいて事業を実施する。

【基本方針】

- (1) 電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。
- (2) 青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧又は視聴をさせないようにすること。
- (3) 青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるようにすること。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 10 オフ運動の推進

アンケート調査により、この取組が児童生徒の生活習慣等を見直す良いきっかけとなったことがうかがえることから、学校や保護者との連携を密にしながら取組を強化していく。

2 電子メディア・インストラクターの養成

講習会の講師として実際に活動できる者を更に増やしていくため、電子メディア協議会と連携しながら、引き続き研修の充実や講習会で活用できる教材、コンテンツの共有化を進める。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 10 オフ運動の推進

全市立小・中学校、PTA、電子メディア協議会、教育委員会が一体となって「夜9時以降はスマートフォン等による送信をしない」、「遅くとも10時までには使用をやめる」、「家庭で話し合ってスマートフォン等の使用に関するルールをつくる」という10 オフ運動を継続実施する。

10 オフ運動の内容としては、7月と12月に強化週間を設け、啓発用ミニポスターを全市立小・中学校の児童生徒に配付するとともに、道徳や言語・数理運用科の授業で電子メディアとの付き合い方やSNSでの適切なコミュニケーションの取り方について考えさせる取組や、生活リズムカレンダー等を活用して児童生徒に生活習慣等について振り返らせる取組を行う。

また、取組の実態を把握するため、抽出校（小・中学校とも各区1校を抽出）においてアンケート調査を実施する。

(2) ノー電子メディアデー推進事業の実施

家庭において電子メディアとの関わり方について考える契機とするため、保育園、幼稚園、小学校及び中学校と連携して「ノー電子メディアデー推進事業」を12月の10オフ運動に合わせて実施する。

(3) 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

青少年と携帯電話との健全な関係づくりの推進に協力することを宣言する販売店に登録証及びステッカーを交付する「青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店」制度について、

家電量販店にも引き続き登録申込みの呼び掛けを行う。

(4) 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

地域で青少年と電子メディアに関する啓発活動を行うための電子メディア・インストラクター養成講座を2回（8月、2月）開催する。

また、電子メディア・インストラクターを対象に、電子メディア講習会を実施する上で参考となる、寸劇や紙芝居等の手法を取り入れた研修を実施する。

電子メディアに関する講習会を保護者、地域住民及び児童・生徒、教職員等を対象に開催する。

2 実績

事業参加人数等の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ノー電子メディアデー推進事業の参加人数	16,263 人	13,672 人	9,536 人
青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録店舗数	128 店 (うち家電量販店 11 店)	128 店 (うち家電量販店 11 店)	128 店 (うち家電量販店 11 店)
電子メディア・インストラクター養成講座受講人数	32 人	36 人	41 人
電子メディア・インストラクター新規認定者数	30 人	33 人	36 人
電子メディアに関する講習会の参加人数	10,227 人 (講習会数：77 回)	10,145 人 (講習会数：75 回)	8,599 人 (講習会数：53 回)

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 10 オフ運動の推進

強化週間後のアンケート調査では、「夜 9 時以降は送信しない」ことについて、「全ての日で達成できた」、「4 日以上達成できた」を合わせると、小学生の達成率は第 1 回、第 2 回とも約 9 割と高く、夜間使用を制限する意識が定着してきていると考えられる。

中学生の達成率については、第 1 回、第 2 回とも 5 割程度にとどまっており、これまでと大きな変化は見られなかったことから、中学生の方が携帯電話・スマートフォンをより生活に密着して使用しており、保護者の管理も及びにくくなっていると推測できる。

また、小・中学生から「早寝早起きなど規則正しい生活ができた」、「勉強時間が増えた」、「勉強に集中できた」、「家族との会話が增えた」などの感想が寄せられ、携帯電話・スマートフォン等の適正な利用について考え、生活習慣等を見直す良いきっかけとなった。

(2) ノー電子メディアデー推進事業の実施

参加者に対するアンケート調査では、84.5%が参加してよかったと回答しており、各家庭で電子メディアとの関わり方について考え、改善を図る良いきっかけとなった。

(3) 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

市内全ての携帯電話販売店が登録している。未登録となっている家電量販店に対しては積極的に呼び掛けを行ったが増えていない。

(4) 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

電子メディア・インストラクターの養成については、インストラクターに認定した者の数は増加しており、講習会で活用できる寸劇や紙芝居等の手法を取り入れた研修会を実施したことにより、新たに講演会の講師や補助者として活動する者も出てきた。

電子メディアに関する講習会の開催については、開催回数の減少に伴い、参加者の人数も減少している。

2 課題

(1) 10 オフ運動の推進

中学生の達成率が第1回、第2回とも5割程度にとどまっていることから、中学生の方が携帯電話・スマートフォンをより生活に密着して使用しており、保護者の管理も及びにくくなっていると推測できるため、中学生及び保護者への意識啓発を強化する必要がある。

(2) ノー電子メディアデー推進事業の実施

各家庭で電子メディアとの関わり方について考え、改善を図る良いきっかけとなっていることから、幼少期のできるだけ早い時期から継続的に取り組む必要がある。

(3) 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

未登録となっている家電量販店に対しては、引き続き呼び掛けを行う必要がある。

(4) 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

電子メディア・インストラクターの養成については、講演会の講師や補助者として活動する者を増やす必要がある。

電子メディアに関する講習会の開催については、開催回数及び参加者の人数を増やす必要がある。

第5 課題への対応方針

1 10 オフ運動の推進

中学生に対しては、関係団体と連携を図りながら自ら携帯電話・スマートフォン等の適正な利用について考え、生活習慣等を見直す動機付けとなる新たな取組を実施するとともに、保護者に対しては、自らが担う役割や責任についての意識向上を図る取組を引き続き行うことにより、中学生の達成率を6割以上に引き上げるよう努める。

2 ノー電子メディアデー推進事業の実施

幼少期から生活習慣の定着を図るため、平成29年度は対象を未就学児及び小学校3年生までの小学生とする。

3 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

未登録となっている家電量販店に対しては、登録制度の意義を説明し登録への呼び掛けを行う。

4 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

電子メディア・インストラクターの養成については、経験が浅いインストラクターの活動を支援するため、2人以上で講座を進めるなど運営方法や内容を工夫することにより、自立して活動できるインストラクターの増加を図る。また、電子メディア協議会が行う自主研修会の開催を全面的に支援し研さんでいる場を提供するとともに、講座で利用できる教材、コンテンツの共有化を進める。

電子メディアに関する講習会の開催については、インストラクター派遣に関する案内チラシを学校等に配布し再周知するとともに、広島市 PTA 協議会、広島市青少年健全育成協議会等の協力を得ながら、同講習会の開催促進を図ることで参加者数の増加に努める。

第1 事務の目的・概要

青少年をめぐる環境の悪化、不登校、ひきこもり、ニート等の深刻化等、青少年問題が複雑・多様化しているため、青少年に係るあらゆる問題の解決支援を目的に、専門的立場から総合的に相談等を行う。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

ひとり親家庭の増加や生活スタイルの変化等により、相談内容が年々複雑多様化し、教育・福祉・医療等多面的な支援が必要なケースが増えており、個々の事案に応じた相談体制等の充実を図っていく必要がある。

このため、引き続き、学校やこども療育センター等関係機関との連携を密にするとともに、青少年教育相談員の資質向上のための研修内容を充実するほか、子育てに悩みを抱える親の支援など、きめ細かい支援の充実を図るため、より適切な支援方法を検討する。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 相談体制の充実について

相談員の更なるスキルアップを目的に個別研修を実施し、相談員は経験年数等に応じて年間を通じて計画的に臨床心理士から助言や指導を受ける。

(2) 青少年相談について

青少年教育相談員（7人）、臨床心理士（4人）及び精神科医（1人）が、必要に応じて学校や医療機関のほか、民間を含む相談・支援機関等との連携を図りながら面接及び電話相談を実施する。そのうち、いじめに関する相談「いじめ110番」については、夜間休日に専門の相談員を配置し、24時間体制で電話相談を実施する。

(3) きめ細かい支援の充実について

子育てに悩みを抱える保護者に対して、認知行動療法の手法を用いた講座を開催する。

2 実績

(1) 相談体制の充実について

個別研修を42回（1人当たり6回）行い、平成27年度の全体研修10回に比べて研修を充実させた。

個別研修の内容

- ・ インテーク面接時における必要な情報の聞き取り方法
- ・ 面接相談の進め方
- ・ 相談者の気持ちを理解した対応 等

(2) 青少年相談について

青少年相談の主な相談件数の推移

(件)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
いじめ	208	225	162	125	129
(うち夜間休日の件数)	(95)	(86)	(83)	(75)	(63)
不登校	673	467	578	672	657
友達関係	573	379	250	197	146
神経症的問題	84	10	30	71	130
行動・性格	472	327	415	417	368
学習	85	11	25	60	39
精神・身体	25	29	25	45	39
進路	258	262	187	146	169
子育て	462	419	349	278	266
その他	411	382	455	383	397
計	3, 251	2, 511	2, 476	2, 394	2, 340

(3) きめ細かい支援の充実について

子育てに悩みを抱える保護者の会の参加者 8 人に対して、11 月～2 月までの間に 4 回講座を実施した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 相談体制の充実について

個別研修を充実させたことにより、個々の相談員のスキルアップができた。

(2) 青少年相談について

学校等関係機関と連携を密にしながら、相談を実施し、問題解決に向けた適切な支援ができた。

(3) きめ細かい支援の充実について

子育てに悩みを抱える保護者の会の参加者は、臨床心理士の指導により、子育てに関わる効果的な対処方法を身に付けることができた。

2 課題

ひとり親家庭の増加や生活スタイルの変化等により、相談内容が年々複雑多様化し、教育・福祉・医療等多面的な支援が必要なケースが増えており、相談員のスキルアップを行い個々の事案に応じた相談体制等の充実を図っていく必要がある。

第 5 課題への対応方針

引き続き、学校やこども療育センター等関係機関との連携を密にするとともに、ケースカンファレンスの運営の方法を工夫するなど、青少年教育相談員の資質向上のための研修内容を充実させる。

また、きめ細かい支援の充実を図るため、子育てに悩みを抱える保護者の会における事前面接を充実させるなど、より適切な支援方法を検討する。

第1 事務の目的・概要

本市の青少年健全育成に資するとともに、社会教育の一層の振興・発展に資することを目的に、地域団体等が実施する公益性の高い事業に対して、補助金の交付による支援を行う。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

各種団体等が実施する社会教育の振興・発展に資する公益性の高い事業に対して、今後も引き続き事業補助を行い、団体を支援する。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

各種団体等が実施する事業に対し、以下のとおり補助を行う。

広島市PTA協議会については、小・中学校単位PTA相互の連携を図り、研修を通してPTA活動の活性化、家庭教育及び社会教育の振興を図ることを目的とした事業のうち、委員会活動や広報紙発行等の事業に対して補助を行う。

広島市子ども会連合会については、異年齢集団の中で子どもたちに多様な体験の機会を提供したり、交流活動を推進したりすることにより地域における青少年の健全育成を図ることを目的とした事業のうち、球技大会の開催や広島県リーダー研究集会派遣事業等の事業に対して補助を行う。

地区青少年健全育成連絡協議会については、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とした、あいさつ・声かけ運動や「こども110番の家」の推進等の事業に対して補助を行う。

その他、広島市区子ども会連合会、学区子ども会育成協議会、ボーイスカウト広島市域連絡協議会、一般社団法人ガールスカウト広島県連盟、広島市地区保護司会連絡協議会、広島市青年連合会、更生保護法人ウィズ広島、広島市地区更生保護女性会連絡協議会及び地域活動連絡協議会については、青少年の健全育成に資する事業に対して補助を行う。

2 実績

各種団体等が実施する事業への補助実績額（平成28年度は決算見込み）の推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
補助実績額	約3,380万円	約3,240万円	約4,520万円	約3,210万円

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

各種団体等が実施する社会教育の振興・発展に資する公益性の高い事業に対し、適正に事業補助を行い、団体の活動を側面から支援することができた。

2 課題

継続事業であっても、新規事業と同様に、事業の公益性や事業の実施効果を常に検証していく必要がある。

第5 課題への対応方針

各種団体等が実施する社会教育の振興・発展に資する公益性の高い事業に対して、事業内容を検討の上、今後も引き続き事業補助を行い、団体を支援する。

第1 事務の目的・概要

1 青少年教育施設の管理運営

(1) 青少年センターの管理運営

青少年の徳性及び情操を養い、知識を高めるとともに、自主性を助長することによって、その健全な育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

(2) 少年自然の家及びグリーンスポーツセンターの管理運営

自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

(3) 国際青年会館の管理運営

青年の国際相互理解と国際友好親善を深めるとともに自主性を助長し、その資質向上を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

2 青少年野外活動センター・こども村の管理運営補助

青少年野外活動センター・こども村は（公財）広島市文化財団が設置・運営する施設で、自然体験活動や集団宿泊訓練の場として利用されており、本市の青少年教育施設として必要不可欠であるため、自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに青少年を対象に様々な事業を行うための経費を補助する。

（こども村は、青少年野外活動センターに隣接し、平成28年度まで経済観光局農林水産部農政課が所管する施設であったが、両者は一体的に運営されており、野外活動センターにおける青少年教育事業の推進上、欠かせないことから、行政の効率の向上、行政の一体性の確保を図るため、平成29年度から教育委員会青少年育成部育成課へ移管した。）

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

1 青少年教育施設の管理運営

各施設の目標利用者数を達成するため、利用促進のための各種取組を実施する。また、必要に応じて適切に修繕等を行う。

青少年センターについて、建て替え検討という課題があり、引き続き中央公園内の各種公共施設の見直し等の動向を踏まえつつ、今後の建て替えに向け、適時に青少年のニーズ把握等を行う。

2 青少年野外活動センターの管理運営補助

本市の青少年教育施設として必要不可欠な施設であるため、引き続き運営補助を行い、必要に応じて適切に修繕等を行う。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 青少年教育施設の管理運営

青少年教育施設において、指定管理者に施設の管理運営を適切に行わせるとともに、各施設の特性を生かした主催事業を実施する。また、施設の修繕については、必要に応じて適切

に実施する。

(2) 青少年野外活動センターの管理運営補助

施設の管理運営や主催事業を行うための経費を補助するとともに、適切に修繕等を行う。

2 実績

(1) 青少年教育施設の管理運営

ア 主催事業

区分	事業数(事業)	開催回数(回)	延べ参加人数(人)
青少年センター	40	480	18,035
似島臨海少年自然の家	21	71	8,869
三滝少年自然の家・ グリーンスポーツセンター	21	77	2,486
国際青年会館	9	38	835

イ 修繕

区分	内容等	金額(千円)
青少年センター	粉末消火設備制御盤等更新修繕業務 外 38 件	12,776
似島臨海少年自然の家	体育棟屋根防水改修工事 外 37 件	30,810
三滝少年自然の家・ グリーンスポーツセンター	三滝少年自然の家浴室用給湯配管等修繕 外 27 件	7,606
国際青年会館	宿泊室ユニットバス浴槽取替業務 外 34 件	4,879

※指定管理者が実施した修繕を含む。

(2) 青少年野外活動センターの管理運営補助

ア 主催事業

事業数(事業)	開催回数(回)	延べ参加人数(人)
12	22	869

イ 修繕

内容等	金額(千円)
第3キャンプ場土台修繕 外 47 件	11,435

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 青少年教育施設の管理運営

各施設の主催事業でのアンケートの実施や、意見箱等を設置することにより、利用者ニーズを踏まえた事業・管理運営を行うとともに、広報の充実や施設の特性を生かした主催事業を実施した結果、目標利用者数を上回る利用があり、目標を達成できた。

各施設において適切な維持補修を行い、円滑な施設運営ができた。

利用者数の推移

(人)

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
青少年センター	目標	219,600	224,800	224,800	224,800
	実績	237,768	234,266	236,489	239,446
似島臨海少年自然の家	目標	46,250	47,300	47,300	47,300
	実績	46,528	47,304	48,355	47,669
三滝少年自然の家・ グリーンスポーツセンター	目標	97,000	110,700	110,700	110,700
	実績	117,915	115,170	119,408	118,372
国際青年会館	目標	20,600	20,600	20,800	20,800
	実績	22,140	24,618	25,783	27,511

(2) 青少年野外活動センターの管理運営補助

運営補助を行うことにより、施設の管理運営や主催事業及び修繕等への対応を適切に行うことができた。

利用者数の推移

(人)

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
青少年野外活動センター	実績	63,310	57,441	55,710	52,153

2 課題

(1) 青少年教育施設の管理運営

各施設の目標利用者数を達成するとともに、必要に応じて適切な修繕等を行う必要がある。

青少年センターの更新については、「広島市公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 2 月策定）において、今後の中央公園の在り方検討の中で検討することとし、また、同計画の素案に対して寄せられた市民意見に対する「本市の考え方」（平成 29 年 2 月公表）として、「現在の利用者の利便性にも配慮しつつ検討したいと考えている」としており、これらの方針を基に、検討する必要がある。

(2) 青少年野外活動センター・こども村の管理運営補助

本市の青少年教育施設として必要不可欠な施設であるため、施設の管理運営、主催事業及び修繕を行うための経費を補助する必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 青少年教育施設の管理運営

各施設の目標利用者数を達成するため、利用促進のための各種取組を実施する。また、必要に応じて適切に修繕等を行う。

青少年センターの更新については、適時に関係課と協議を行いながら中央公園の在り方検討の中で検討する。

2 青少年野外活動センター・こども村の管理運営補助

引き続き運営補助を行うとともに、必要に応じて適切に修繕等に係る補助を行う。

キ ひきこもりがちな青少年への支援

第1 事務の目的・概要

ひきこもりがちな青少年（高校生相当年齢以上おおむね30歳まで）の自立を促進することを目的に、就労体験やボランティア体験等の社会体験活動への参加の機会を提供する。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

引き続き、参加者の状態に応じたきめ細かい支援を行い、受入施設等との連携を密にするとともに、自立に向けた支援ができるよう委託先等との連携・調整を図る。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 社会体験活動の提供・支援

特定非営利活動法人青少年交流・自立・支援センターCROSSに委託して実施する。参加者は公募によるひきこもりがちな青少年であり、連携先の小規模作業所や福祉施設等の受入施設において、1人当たり年間20回程度の社会体験活動への参加の機会を提供する。

支援に当たっては、体験活動と参加者への面接を効果的に組み合わせることにより、逐次、参加者一人一人の状態の把握に努め、参加者のニーズに適合する体験活動の内容や無理のないプログラムの組立てを検討するとともに、モチベーションの維持・高揚を図るなど、きめ細かい支援を行う。

(2) 研修の実施

参加者を対象に、事前に活動場所や活動内容について説明するとともに、対人関係トレーニング等を実施する。また、スタッフ及びボランティアスタッフを対象に、ひきこもりについての理解と支援の在り方、参加者への具体的な支援方法等についての研修を実施する。

2 実績

(1) 社会体験活動の提供・支援

1人当たり年間20回の社会体験活動への参加の機会を提供し、きめ細かい支援を行った結果、参加者10人のうち9人に前向きな変化が認められた。

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加者数		10人	10人	10人
1人当たりの平均参加回数		19.7回	19.4回	18.3回
前向きな変化が認められた参加者数		9人	9人	9人
内 訳	進学（職業訓練校含む）・復学（通信制含む）・就職	2人	2人	1人
	求職等活動・アルバイト	5人	4人	4人
	ボランティア活動等を継続する地域活動支援センターに通所	2人	3人	1人
	定期的な相談に通う	0人	0人	3人

(2) 研修の実施

参加者の抱える不安障害等の問題を緩和できるよう、10月と1月にストレスへの対処や対

話についての研修を実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

受入施設、委託先等との連携・調整を図るとともに、参加者の状態に応じたきめ細かい支援を行った結果、参加者のほとんどに前向きな改善が認められ、参加者の自立を促進することができた。

2 課題

- (1) 参加者のほとんどに前向きな改善が認められたが、健康状態等により社会体験活動への参加が不十分な者がいたことにより、1人当たりの平均参加回数が減少している。
- (2) 参加者個々のニーズに合わせた体験活動の受入施設を増やす必要がある。

第5 課題への対応方針

参加者の状態に配慮しながら、社会体験活動等への参加回数を増やし、自立に向けた取組がより充実するよう委託先と検討する。また、体験活動の受入施設が増やせるよう委託先と協議する。

第1 事務の目的・概要

1 青少年国際平和未来会議

本市の姉妹・友好都市等の青少年と本市の青少年が互いに世界平和について考え、意見を交換し合うことにより、友情と相互理解を深めるとともに、広く世界の国々の青少年に核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」を伝え、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることによりグローバル人材の育成を図ることを目的に、青少年の平和貢献活動についてディスカッション等を実施する（派遣と受入れを交互に実施）。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

本市と韓国大邱広域市の青少年が、生活を共にしながら交流を行うことにより、本市と大邱広域市の青少年の相互の友情を深めるとともに、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることを目的に、平和学習、意見発表会等を実施する（派遣と受入れを交互に実施）。

第2 前回点検・評価における課題及び課題へ対応

1 青少年国際平和未来会議

事後活動を活発に展開し、事業の波及効果を継続的に生み出していくことが求められているため、全ての参加都市が事後活動を活発に展開していくことができるように、引き続きネットワークの構築に取り組む。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

この事業での経験を生かし、伝えようとする姿勢が見られることから、引き続き参加者に対して他の国際交流事業の情報や機会を提供するなどして、事後活動を促進していく。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) 青少年国際平和未来会議

広島市の青少年をボルゴグラード市に派遣し、姉妹・友好都市等の青少年・指導者が寝食を共にしながら様々なプログラムに参加する中で、平和の大切さを考え、世界恒久平和構築のためにディスカッションを行い、共同コミュニケとして発表する。

事業後の取組として、「ボルゴグラードの日」や「国際交流・協力の日」において、事業報告やパネル展示、「こいのぼりの署名活動」を行うとともに、ボルゴグラードの参加者とテレビ会議を実施し意見交換を行う。

(2) 広島市・大邱広域市青少年交流事業

大邱広域市から青少年を受け入れ、文化体験、ホームステイ等を通じて交流を深める。また、班別にテーマを決めて日韓の文化の違いについて発表し合い、互いの国に対する理解を深める。

事後研修会において交流事業を振り返り、今回の交流事業で学んだことや、この経験をどう生かしていくかについて意見交換を行う。さらに、「国際交流・協力の日」において、事業報告やパネル展示を行うほか、広島ユネスコ協会が主催するイベントの紹介をするなど、交流の継続を促す。

2 実績

国際交流事業参加者数（過去 5 年間）

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
青少年国際平和未来会議	派遣	青少年 5 人、 指導者 2 人 (ボルゴグラード市)		青少年 8 人、 指導者 2 人 (バンコク都)		青少年 5 人、 指導者 2 人 (ボルゴグラード市)
	受入		48 人 (海外：25、 広島：23) (6 か国 7 都市)		82 人 (海外：56、 広島：26) (21 か国 24 都市)	
広島市・大邱広域市青少年交流事業	派遣		青少年：大邱 22 人、 広島 22 人 指導者：大邱 3 人、 広島 3 人		青少年：大邱 21 人、 広島 21 人 指導者：大邱 7 人、 広島 3 人	
	受入	青少年：大邱 20 人、 広島 21 人 指導者：大邱 5 人、 広島 4 人		青少年：大邱 20 人、 広島 21 人 指導者：大邱 5 人、 広島 4 人		青少年：大邱 20 人、 広島 23 人 指導者：大邱 3 人、 広島 5 人

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 青少年国際平和未来会議

参加青少年は、それぞれの価値観や立場の違いを認め合い、共に納得できる方向性を導き出しながら友情と相互理解を深めるとともに、世界平和への意識を高めることができたことにより、着実にグローバルな人材育成に寄与している。

また、参加者の事業後の感想を集約した報告書を作成し、参加各都市へ送付することにより成果を共有することができた。

(2) 広島市・大邱広域市青少年交流事業

両都市の青少年が様々な交流活動を行うことにより友情と理解を深め、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることができた。

また、参加者一人一人が、日本と韓国の架け橋になりたいという思いを抱き、市民レベルの交流を続けていくことの大切さを実感することにより、事業後も両都市の青少年によりフェイスブック等を利用した交流や他の交流事業への参加などの活動が行われ、着実に交流の輪が広がっている。

2 課題

(1) 青少年国際平和未来会議

事後活動を活発に展開し、事業の波及効果を継続的に生み出していくことが求められているため、全ての参加都市が事後活動を活発に展開していくことが必要である。

(2) 広島市・大邱広域市青少年交流事業

参加者に対して、他の国際交流事業の情報や機会を提供するなどして、事後活動を促進す

る必要がある。

第5 課題への対応方針

1 青少年国際平和未来会議

参加各都市における事後活動の促進と事業の波及効果向上を図るため、国際交流イベント等の機会を捉えてテレビ会議による意見交換を行うなど、参加都市間のネットワークを広げる取組を継続する。

また、本事業参加者が個人レベルでどのような事後活動を展開し、どのように人材育成につながっているのか具体的に把握するために、定期的な事後アンケートへの協力を参加者に依頼し、事業効果の具体的な把握に努める。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

この事業での経験を生かし、伝えようとする姿勢が見られることから、引き続き参加者に対して他の国際交流事業の情報や機会を提供するとともに、定期的な事後アンケートへの協力を参加者に依頼し、事後活動の状況把握に努め、それぞれの活動状況に応じた事後活動を促進していく。

3 その他の主な事務

(1) 広報に関すること

ア 広報

第1 事務の目的・概要

教育委員会の行う施策、事業等に関する周知を図るため、教育委員会のホームページに施策、事業等に関する内容を掲載するなどの広報を行っている。

第2 前回点検・評価における課題及び課題への対応

教育委員会のホームページのジャンル及びコンテンツを必要に応じ見直すことにより、より分かりやすいホームページとする必要がある。

また、企画総務局広報課（以下「広報課」という。）との連携・協力関係の構築や、事務局及び幼稚園・学校がマスコミへ情報発信した資料を集約する仕組みづくりによる情報管理の一元化を図りつつ、本市教育の効果的な広報についての検討を進める。

第3 平成28年度における管理・執行状況

1 取組内容

(1) ホームページの運用

既存のホームページについて、ジャンル及びコンテンツを必要に応じ見直す。

(2) 効果的な広報の検討

効果的な広報を行うための具体的方策の立案等に向け、教育委員会の広報活動について現状・課題を整理する。

より分かりやすく、また戦略的な広報を行うため、ホームページの大幅なリニューアルを視野に広報課と協議する。

2 実績

(1) ホームページの運用

既存のホームページに掲載したコンテンツについて、必要に応じて追加、変更、削除を行った。

(2) 効果的な広報の検討

現状、課題を踏まえ、「事務局内の広報体制」「広報方法の見直し」「ホームページの整理及び充実化」の三つの観点から、今後取り組むべき内容を明らかにした。

教育委員会独自のサブサイトの開設や SNS（フェイスブック等）の活用など、より多くの市民に一層分かりやすく、またタイムリーに情報を発信するための具体的方策について広報課と協議した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) ホームページの運用

既存のホームページに掲載したコンテンツについて、必要に応じ見直しを行うことができ

た。

(2) 効果的な広報の検討

効果的な広報に向けて、取り組むべき内容に係る一定の整理はできたものの、それに着手するまでには至っていない。

2 課題

(1) ホームページの運用

リニューアルまでの間は、既存のホームページを運用することになるため、引き続きジャンル及びコンテンツの見直しを行う必要がある。

(2) 効果的な広報の検討

ホームページのリニューアルに当たっては、既存のホームページ内の情報と、新たに立ち上げるサブサイトやフェイスブックに掲載する情報との分類・整理等が必要である。また、フェイスブックの活用にあたっては、運用ポリシーの策定や日々の管理方法等について詳細を定める必要がある。

第5 課題への対応方針

1 ホームページの運用

リニューアルまでの間、既存のホームページについて、引き続きジャンル及びコンテンツを必要に応じ見直す。

2 効果的な広報の検討

平成 29 年度中のホームページのリニューアルとフェイスブック開設を目指し、各部署の掲載情報や掲載方法等の整理を行うとともに、運用ポリシー等を策定する。

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要

平成 29 年 8 月 1 日（火）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 深澤 広明 広島大学大学院 教育学研究科 教授
- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 教育学研究科 准教授

2 聴取した意見

聴取した意見については各項目に反映させたもののほか、次のものがあつた。

(1) 総括的な意見

- ・ 政令指定都市が持つ広範な教育行政権限に基づき、全体として総合的・体系的、効果的な教育行政の実施に取り組んでいると評価できる。
- ・ 多くの教育行政事務において、学校の「管理」を中心としたものよりも、学校改善への「(専門的) 支援」を重視したものが随所に見られ、教育行政の専門性が発揮されているものとして評価できる。「(専門的) 支援」の更なる充実が望まれる。
- ・ 教育行政は機能分化しており、本点検・評価でも多くの取組項目が掲げられ、それぞれに問題が記載されているが、学校は、これらの問題全てを引き受けて実際に対応している。別々の問題に見えるものも実はつながっている問題であり、それにどう対処するかということ、どのように市民に示していけばよいか検討していく必要がある。
- ・ 説明の根拠、特に数値を明示するよう努力されているが、担当者の意見、事務の対象者・参加者の意見なども含めた多様な根拠を、適切に活用することが望ましい。また、説明の根拠として、研修等の実施後の受講者（対象者）アンケートの実施率の向上と評価への活用が望まれる。
- ・ 成長・発達上の困難・課題を抱えやすく、特別な支援を必要とする児童生徒（貧困家庭の児童生徒、障害のある児童生徒、外国にルーツをもつ児童生徒など）に対しては、発達段階や総合的な支援の必要性に鑑み、政令指定都市が持つ総合行政の権限を生かして、乳幼児期から青年期までの一貫した行政分野横断的な施策の実施と適切な評価指標・基準の開発・設定に基づく評価、改善が望まれる。

(2) 重点取組項目等に関する意見

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育てることが重要である。本点検・評価の対象となる取組項目としては、「学力の向上（ひろしま型カリキュラム）」が「知」に、「徳育の充実」が「徳」にそれぞれ相当し、これらは問題ないが、「体」に相当する取組項目が「体力の向上」であるように見えるのは問題がある。「体」は、健やかな体を育てることを意味し、「体力」だけでなく「健康」が含まれることに留意が必要である。
- ・ 「学力の向上（ひろしま型カリキュラム）」における「全国学力・学習状況調査の正答率 30%未満の児童生徒の割合」は、市教育行政の重要取組項目（学力向上・学力保障）を評価する上で重要な評価指標と考えられる。「正答率 30%未満の児童生徒」の割合（評価基準（目標値））を、他の自治体（特に政令指定都市）も参考に適切に設定し、その達成に向けた総合的な取組が望まれる。
- ・ 上記以外の重点取組項目についても、広島市教育委員会の専門性を生かした評価指標・基準を開発・設定し、教育行政資源（人的、財政的）が制約される中において（行政）事務の効果的な実施・評価が望まれる。

(参考) 1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会の会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

平成28年度の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
1	平成28年 4月19日	人 6	人 5	1 平成28年度土曜日授業の実施について（学校経営活性化に向けた取組）（報告） 2 「10 オフ運動」の平成27年度取組結果及び平成28年度取組計画について（報告） 3 平成27年度「広島市青少年問題協議会」の開催結果について（報告） 4 平成27年度平和に関する意識実態調査報告について（報告） 5 広島市教育委員会会議規則等の一部改正について（代決報告第2号）
2	5月27日	6	0	1 平成28年度「青少年からのメッセージ」の募集について（報告） 2 平成28年度学校経営支援システムの実施について（報告） 3 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 平成28年度6月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第3号） 4 広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第25号） 5 平成29年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）用教科用図書採択の基本方針について（議案第26号） 6 平成29年度使用広島市立小・中学校（特別支援学級）及び特別支援学校（小・中学部）用教科用図書採択の基本方針について（議案第27号） 7 教職員の人事について（議案第28号）
3	6月29日	6	3	1 広島市立学校児童生徒数等（平成28年5月1日現在）について（報告） 2 平成29年度広島市立高等学校及び広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について (1) 平成29年度広島市立高等学校入学者選抜の基

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				本方針（議案第 29 号） (2) 平成 29 年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針（議案第 30 号） 3 平成 29 年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案第 31 号）
4	7 月 8 日	5	0	1 教職員の人事について（議案第 32 号） 2 広島市いじめ防止対策推進審議会委員の任命について（議案第 33 号）
5	7 月 27 日	6	1	1 青少年交流事業について（報告） 2 広島市立学校通学区区域審議会委員の任命又は委嘱について（議案第 34 号） 3 教職員の人事について（議案第 35 号）
6	8 月 25 日	6	3	1 平和教育について（報告） 2 平成 29 年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について（議案第 36 号） 3 平成 29 年度広島市立高等学校の入学定員について（報告） 4 平成 28 年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案第 37 号）
7	9 月 30 日	6	1	1 教職員の人事について（議案第 38 号） 2 青少年交流事業の開催結果について（報告） 3 平成 27 年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況（速報値）について（報告） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 平成 28 年度 9 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 4 号） 5 広島市スポーツ推進審議会委員の任命案に対する意見について（議案第 39 号） 6 広島市立図書館協議会委員の任命又は委嘱について（議案第 40 号） 7 広島市立公民館運営審議会委員の任命又は委嘱について（議案第 41 号）
8	10 月 4 日	6	3	1 委員長選挙について（その他） 2 平成 29 年度広島市立学校教職員人事異動方針について（議案第 42 号） 3 平成 29 年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択について（議案

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				第 43 号)
9	10 月 21 日	6	1	1 広島市立学校通学区域審議会の答申について（報告） 2 「青少年からのメッセージ」の募集結果について（報告） 3 第 30 回広島市青少年健全育成市民大会の開催について（報告） 4 平成 28 年度第 1 回「広島市青少年問題協議会」の開催について（報告） 5 平成 29 年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告）
10	11 月 25 日	6	1	1 広島市ハイスクールビジョン（案）について（報告） 2 子どもの見守り活動について（報告） 3 新しいタイプの高校の教育目標・教育方針等について（報告） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 5 号） (2) 平成 28 年度 12 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 6 号） (3) 契約の締結議案に対する意見の申出について（代決報告第 7 号） (4) 損害賠償の額を定める議案に対する意見の申出について（代決報告第 8 号）
11	12 月 22 日	6	2	1 平成 29 年広島市成人祭の開催について（報告） 2 平成 28 年度全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の結果について（報告） 3 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 44 号）
12	平成 29 年 1 月 26 日	6	2	1 平成 29 年広島市成人祭の開催結果について（報告） 2 平成 28 年度広島グッドチャレンジ賞表彰式の開催結果について（報告） 3 ハイスクールビジョン推進プログラムについて（報告） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				(1) 平成 28 年度 2 月補正予算議案に対する意見の申出について（議案第 1 号） (2) 平成 29 年度当初予算議案に対する意見の申出について（議案第 2 号） (3) 県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例の制定議案に対する意見の申出について（議案第 3 号） (4) 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について（議案第 4 号） (5) 広島市学校給食センター条例の一部改正議案に対する意見の申出について（議案第 5 号） 5 広島市社会教育委員の委嘱について（議案第 6 号）
13	2 月 9 日	6	0	1 教職員の人事について（議案第 7 号）
14	3 月 7 日	5	0	1 訴訟について（報告） 2 事務局職員の人事について (1) 事務局職員の人事について（代決報告第 1 号） (2) 事務局職員の人事について（議案第 8 号） 3 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第 9 号） (2) 教職員の人事について（議案第 10 号） (3) 教職員の人事について（議案第 11 号） 4 平成 28 年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」結果について（報告） 5 広島市教育委員会規則の一部改正について (1) 広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について（議案第 12 号） (2) 広島市少年自然の家条例施行規則の一部改正について（議案第 13 号） (3) 広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第 14 号） (4) 広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 15 号）
15	3 月 24 日	6	0	1 事務局職員等の人事について（議案第 16 号） 2 広島市文化財審議会委員の委嘱について（議案第 17 号） 3 平成 29 年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				4 広島市教育委員会規則の一部改正について (1) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第 18 号） (2) 広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について（議案第 19 号） (3) 広島市教育委員会会議規則等の一部改正について（議案第 20 号） (4) 広島市教育委員会指定管理者指定審議会規則の一部改正について（議案第 21 号） (5) 広島市教育委員会公印規則の一部改正について（議案第 22 号） (6) 広島市教職員表彰規則の一部改正について（議案第 23 号） (7) 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について（議案第 24 号） 5 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（議案第 25 号）
開催回数 15 回		計（延） 88 人	計（延） 22 人	議案：45 件、代決報告：8 件、報告：28 件、 その他：1 件 審議事項 合計 82 件

（注）「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告

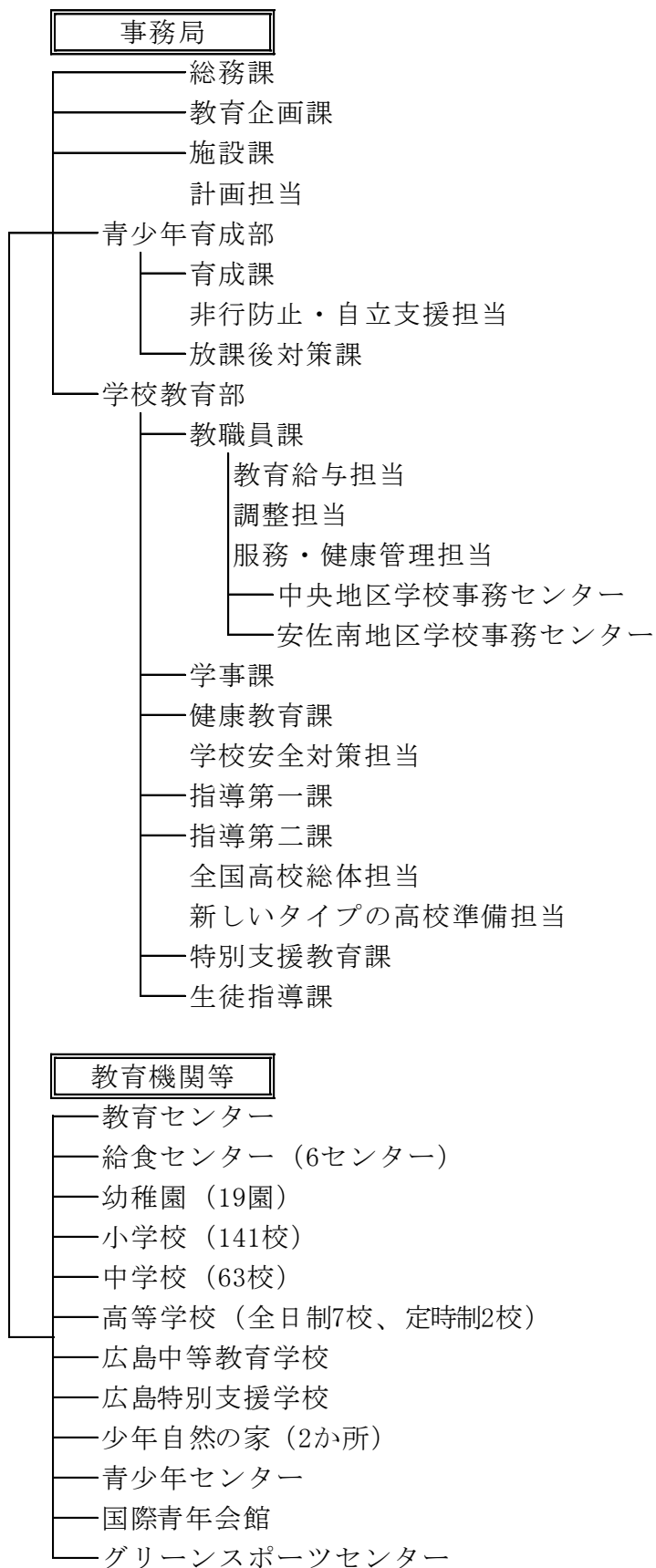
(2) その他の主な活動

教育委員は、教育委員会議に出席するほか、適宜、各種会議へ出席するとともに学校訪問等を行っている。その主なものは、次のとおりである。

時 期	区 分	概 要
平成 28 年 4 月	入園式・入学式への出席	幼稚園 4 園の入園式並びに小学校 1 校、中学校 2 校、高等学校 3 校及び特別支援学校 1 校の入学式にそれぞれ出席した。(延べ 11 人)
5 月	第 1 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席	全国の政令指定都市の教育委員・教育長による第 1 回会議（神戸市で開催）に委員・教育長が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(2 人)
6 月	第 1 回広島市総合教育会議	市長と教育委員会が、広島市教育大綱の策定について幅広く協議を行った。(6 人)
	市議会文教委員会初会合への出席	市議会文教委員会初会合に出席した。(6 人)
7 月	広島県女性教育委員グループ第 1 回研修会への参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(1 人)
9 月	第 2 回広島市総合教育会議	市長と教育委員会が、広島市教育大綱（素案）を基に策定に向けた議論を行った。(6 人)
10 月	広島県市町教育委員会教育委員研修会への参加	県内の教育委員が参加する研修会に参加し、意見交換を行った。(4 人)
	学校訪問	観音中学校を訪問し、「相撲教室」を視察した。(3 人)
11 月	学校訪問	亀崎小学校を訪問し、算数科の公開授業を視察した。(4 人)
	学校訪問	瀬野川中学校を訪問し、言語・数理運用科の公開授業を視察した。(5 人)
	学校訪問	広島特別支援学校を訪問し、「第 23 回文化祭」を視察した。(5 人)
	学校訪問	学校経営支援システムの対象校である祇園東中学校、原小学校及び原南小学校を訪問し、授業等を視察した。(6 人)
	第 3 回広島市総合教育会議	市長と教育委員会が、広島市教育大綱（案）を基に策定に向けて最終的な取りまとめを行った。また、今後の総合教育会議の進め方についても議論を行った。(6 人)
12 月	学校訪問	南観音小学校を訪問し、算数科等の公開授業を視察した。(5 人)
	学校訪問	広島商業高等学校を訪問し、「第 10 回ピースデパート」を視察した。(3 人)

時 期	区 分	概 要
	学校訪問	宇品小学校を訪問し、国語科の公開授業を視察した。その後、増築工事中の校舎の様子を視察した。(4 人)
	学校訪問	二葉中学校を訪問し、英語科の公開授業を視察した。(4 人)
平成 29 年 1 月	平成 29 年度広島市成人祭への出席	成人祭に出席した。(6 人)
	学校訪問	上温品小学校を訪問し、国語科等の公開授業を視察した。(4 人)
	第 2 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席	全国の政令指定都市の教育委員・教育長による第 2 回会議（東京都で開催）に委員長・教育長が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(2 人)
	学校訪問	安西中学校を訪問し、音楽科の公開授業を視察した。(5 人)
	学校訪問	川内小学校を訪問し、国語科の公開授業等を視察した。(5 人)
2 月	広島県女性教育委員グループ第 3 回研修会への参加	広島県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(3 人)
3 月	卒園式・卒業式への出席	幼稚園 3 園の卒園式並びに小学校 5 校、中学校 4 校、高等学校 4 校及び特別支援学校 1 校の卒業式にそれぞれ出席した。(延べ 19 人)

(参考) 2 教育委員会事務局・教育機関等組織図 (平成 28 年 4 月 1 日現在)



(参考) 3 広島市立学校の児童生徒数等 (平成 28 年 5 月 1 日現在)

校種		児童生徒数	学校数
幼稚園		1,114 人	19 園
小学校		65,276 人	141 校
中学校		28,857 人	63 校
高等学校	全日制	5,537 人	7 校
	定時制	376 人	2 校
中等教育学校		349 人	1 校
特別支援学校	小学部	119 人	1 校
	中学部	104 人	
	高等部	255 人	
計		101,987 人	234 園・校

登 録 番 号	広 X 1 - 2 0 1 7 - 2 6 1
名 称	広島市教育委員会事務局点検・評価報告書
主 管 課 所 在 地	広島市教育委員会事務局総務部総務課 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号 (〒730-8586) TEL : 5 0 4 - 2 4 6 3
発 行 年 月	平成 2 9 年 9 月